

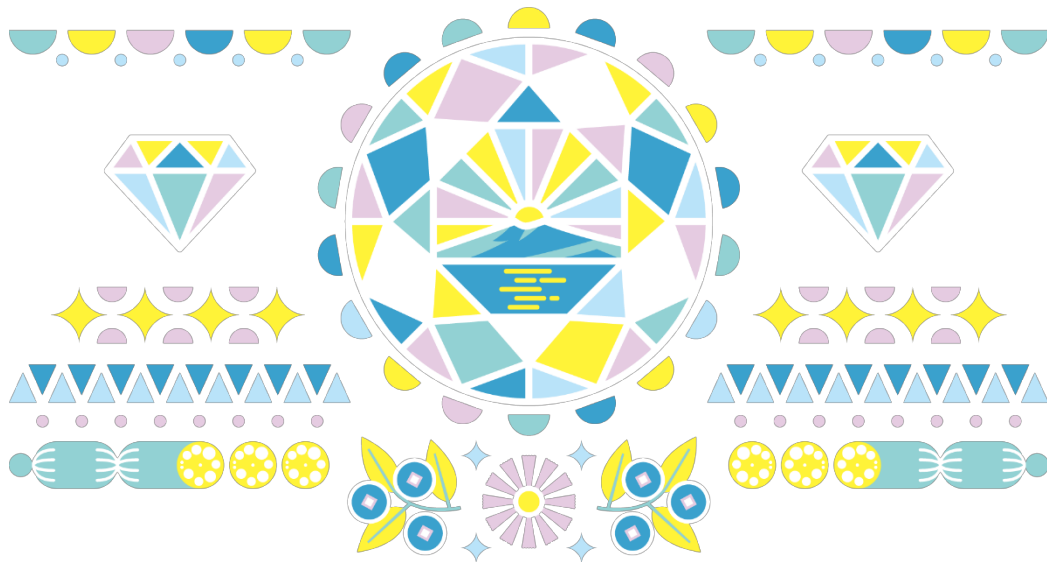
小美玉市第2次総合計画



ダイヤモンドシティ	はばたく	輝き	「ひともの地域」が
	見つける。 みがく。 光をあてる。		

平成30年3月

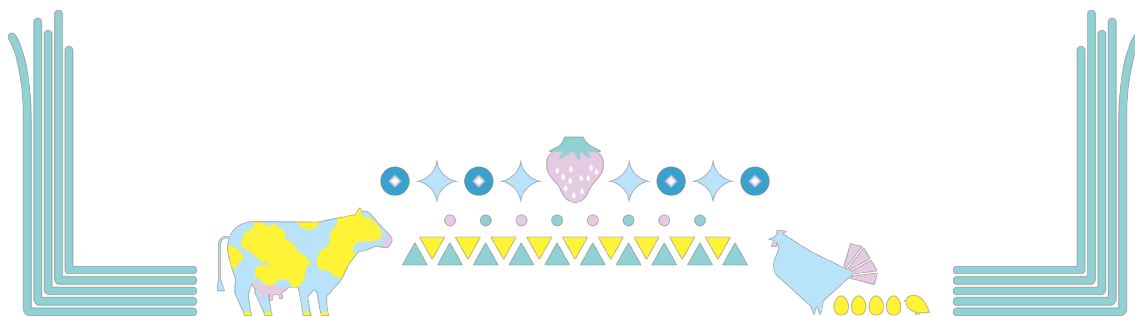




小美玉市市民憲章

私たちは、豊かな自然と歴史、文化に育まれた小美玉市民であることを自覚し、誇りと責任をもって明るく豊かなまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

- 1, 自然を愛し、豊かな水と緑ときれいな空気を守ります
- 1, 平和を願い、夢と希望に満ちたまちをつくります
- 1, 互いに助け合い、ルールを守り、快適で住みやすいまちをつくります
- 1, 伝統を生かし、文化の薫り高い豊かなまちをつくります
- 1, 思いやりと感謝の心を育み、明るい家庭を築きます





平成 18 年 3 月に小美玉市が誕生し、早いもので 12 年が経過いたしました。

この間、地域の一体感醸成のための各種施策を積極的に展開し、市内各地において様々な取組を展開してまいりました。茨城空港の開港に伴う地域再生拠点施設空のえき「そ・ら・ら」のオープンをはじめ、平成 29 年度からは J R 羽鳥駅周辺整備事業にも工事着手しております。また、常磐自動車道に石岡小美玉スマートインターチェンジが開設し、現在では、茨城空港へのアクセス機能の強化のため、(仮称)石岡小美玉スマートインターチェンジアクセス道路の整備を進めているところです。さらには、小美玉市を象徴する風景として、霞ヶ浦湖岸から望む「ダイヤモンド筑波」をイメージアップ戦略の中核に据えて、施策の展開を図っております。

一方、少子・高齢化の進行や人口減少社会の到来、財政運営など市政運営につきましては、より厳しさを増しており、平成 28 年策定の「小美玉市総合戦略ーダイヤモンドシティ・プロジェクトー」を踏まえ、課題解決を図っているところであります。

今回策定した小美玉市第 2 次総合計画では、「チャレンジ」、「シビックプライド」、「発信」の 3 つの柱を基本理念に掲げ、『「ひと もの 地域」が輝き はばたく ダイヤモンドシティ ～見つける。みがく。光をあてる。～」をまちづくりの将来像として定めたところであります。

これからの 10 年は、この将来像の実現に向けて、地域や市民、団体、事業者など皆様の知恵を結集し、更に連携を深めながら果敢に挑戦していくことが必要であります。これまで築いてきた市民参画と協働のまちづくりをより一層推し進め、シビックプライドの更なる醸成と内外に向けた情報発信の強化により、「住んでみたい、住んで良かった、これからも住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりにつなげたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民並びに市議会の皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました総合計画審議会委員の皆様、関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

小美玉市長 島田 穰一

序 論

I 策定方針	2
II 小美玉市の概況	7

基本構想

I 将来像	26
II 将来指標	31
III 土地利用構想	32
IV 施策の大綱	36

基本計画

基本目標 1 みんなの力で磨くまちづくり

基本施策 1 市民協働・コミュニティ活動の推進	42
基本施策 2 人権の尊重・男女共同参画社会の推進	45
基本施策 3 開かれた行政・多様な交流の推進	48
基本施策 4 効率的な行財政の運営	52
基本施策 5 戦略的な定住・人口対策の推進	56
基本施策 6 情報発信によるシティプロモーションの推進	59

基本目標 2 人を育てる学びの場づくり

基本施策 1 子ども・子育て支援の充実	64
基本施策 2 学校教育の充実	68
基本施策 3 生涯学習の充実	72
基本施策 4 文化芸術の創造・発信	76
基本施策 5 スポーツの推進	79

基本目標 3 誰もがいきいきと暮らせる社会づくり

基本施策 1 健康づくりの推進	84
基本施策 2 地域医療の充実	88
基本施策 3 地域福祉・社会保障の充実	90
基本施策 4 高齢者福祉の充実	94
基本施策 5 障がい者福祉の充実	97



基本目標 4 仕事と暮らしを創造する環境づくり

基本施策 1	計画的土地利用の推進	102
基本施策 2	道路体系・公共交通の充実	104
基本施策 3	公園・緑地・水辺の整備	107
基本施策 4	住環境・景観形成	110
基本施策 5	茨城空港の利活用	113
基本施策 6	農業の振興	115
基本施策 7	商業・工業の振興・企業誘致の推進	118
基本施策 8	観光の振興	121

基本目標 5 安全・安心な生活を支える体制づくり

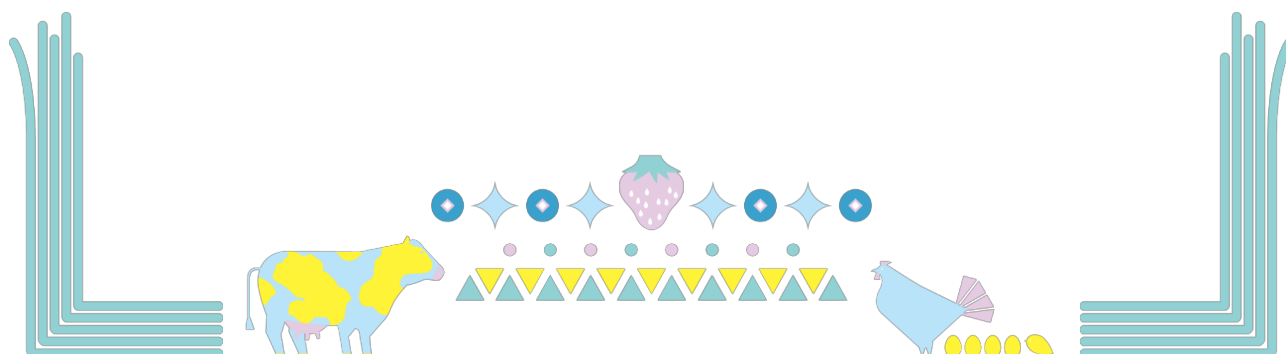
基本施策 1	自然・地球環境の保全	126
基本施策 2	循環型社会の形成	130
基本施策 3	基地対策の充実	132
基本施策 4	上・下水道の整備	134
基本施策 5	防災対策の充実	137
基本施策 6	消防・救急体制の充実	140
基本施策 7	交通安全・生活安全対策の充実	143

重点施策

重点施策とは	149
重点施策	150

資料編

- 1 市民アンケート調査結果の概要
- 2 策定の経緯
- 3 諮問・答申
- 4 条例等
(小美玉市自治基本条例・小美玉市総合計画審議会条例・小美玉市総合計画策定委員会設置要綱)
- 5 審議会委員名簿



序論

序論

- I 策定方針
- II 小美玉市の概況

1 総合計画策定の趣旨

小美玉市では、平成 20 年度から平成 29 年度を計画期間とする「小美玉市総合計画」に基づき、「人が輝く 水と緑の交流都市」を将来像とした、計画的な行財政運営を進めてきました。平成 18 年の合併から 12 年が経過した現在、成熟した市政及び市民意識により、全市が一つとなって、より効率的な行財政運営の実現が可能な段階となってきていると考えられます。

この間、本市を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の進行、価値観・ライフスタイルの多様化、IT 環境の急激な進歩・普及、グローバル化の進展などにより著しく変化しています。

このような状況に対応するため、我が国は、地方経済の活性化を大きな政策課題の一つとして掲げ、すべての自治体が地方創生に取り組んでいるところです。

本市においても、より戦略的な計画・立案、効率的で柔軟な行財政運営が必要であり、これからの社会情勢を的確にとらえ、新たな時代に対応できるまちづくりを進めるため、引き続き長期展望に立った行政運営を行うための総合的な計画として「小美玉市第 2 次総合計画」を策定します。

2 総合計画の策定について

「地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年）」の改訂により、総合計画における基本構想の法的な策定義務がなくなりました。本市においては、総合計画が担う役割の重要性に鑑み、総合計画をまちづくりの最上位計画として位置づけ、「小美玉市自治基本条例」第 13 条において総合計画の策定を義務づけています。

小美玉市自治基本条例 第 13 条

市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、基本構想及びその実現のための基本計画等をまとめた総合計画を策定しなければならない。

- 2 市は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を得なければならない。
- 3 市は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。

3 計画の構成と期間

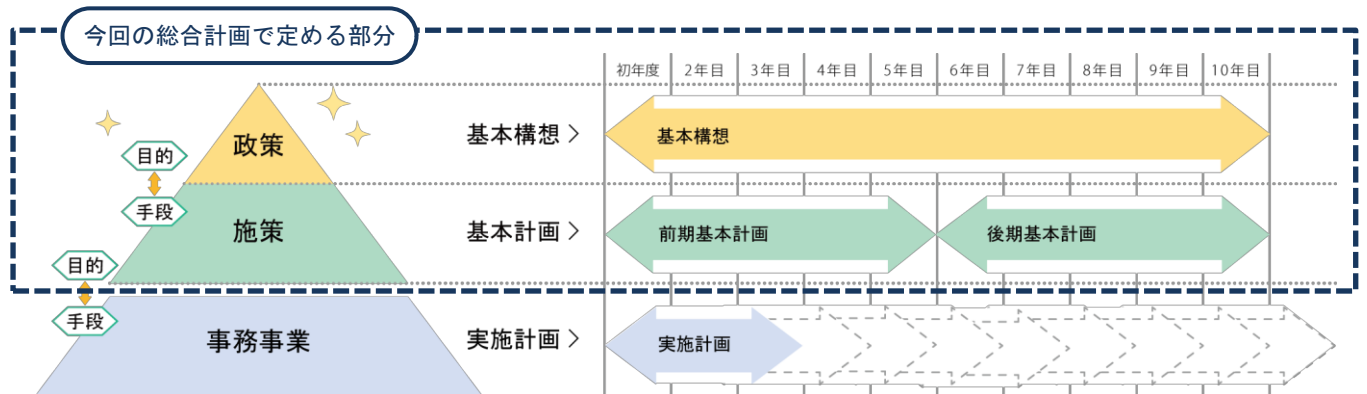
現在の総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造で構成され、それぞれが「政策」、「施策」、「事務事業」を示しています。「政策」を実現するための手段として「施策」が位置づけられ、「施策」を実現するための手段として「事務事業」が位置づけられています。

基本構想は10年、基本計画は5年を計画期間とし、それぞれの施策に取り組みます。

本計画書においては、基本構想・基本計画を示し、実施計画は別途策定します。

実施計画は3年を計画期間とし、毎年度ローリングしながら見直しを継続的に行っていきます。

■総合計画の構成と期間



4 総合計画の内容と進め方

■計画準備及び基礎的調査

- 市を取り巻く状況の把握

- 都市数量分析

●住民参加

- ①市民アンケート調査
- ②まちづくり討議会（ワークショップ）の実施
- ③各種団体・グループヒアリング調査
- ④市民懇談会

●庁内調整

- ①職員アンケート・職員施策提案調査
- ②市長ヒアリング
- ③各課施策達成度調査

■序論

策定方針

- 総合計画策定の趣旨
- 総合計画の策定について
- 計画の構成と期間
- 総合計画の内容と進め方
- 総合計画の策定体制
- 策定に向けた基本方針

小美玉市の概況

- 人口の状況
- 土地利用の状況
- 財政の状況
- 社会動向の把握
- 小美玉市の歴史・文化
- 10年間の小美玉市の取組
- まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

■基本構想の策定

基本構想

- 将来像（まちづくりの基本理念・まちづくりの将来像・まちづくりの基本目標）
- 将来指標
- 土地利用構想
- 施策の大綱

■基本計画の策定

基本計画

- 基本構想を受けて、現状認識のもと、本市の将来像を実現するため、具体的に推進すべき個別施策を基本目標を柱として体系的に表した基本計画を定める。

重点施策

- 総合戦略との整合を図りながら、5年を見通した重点施策を位置づける。

整合

整合

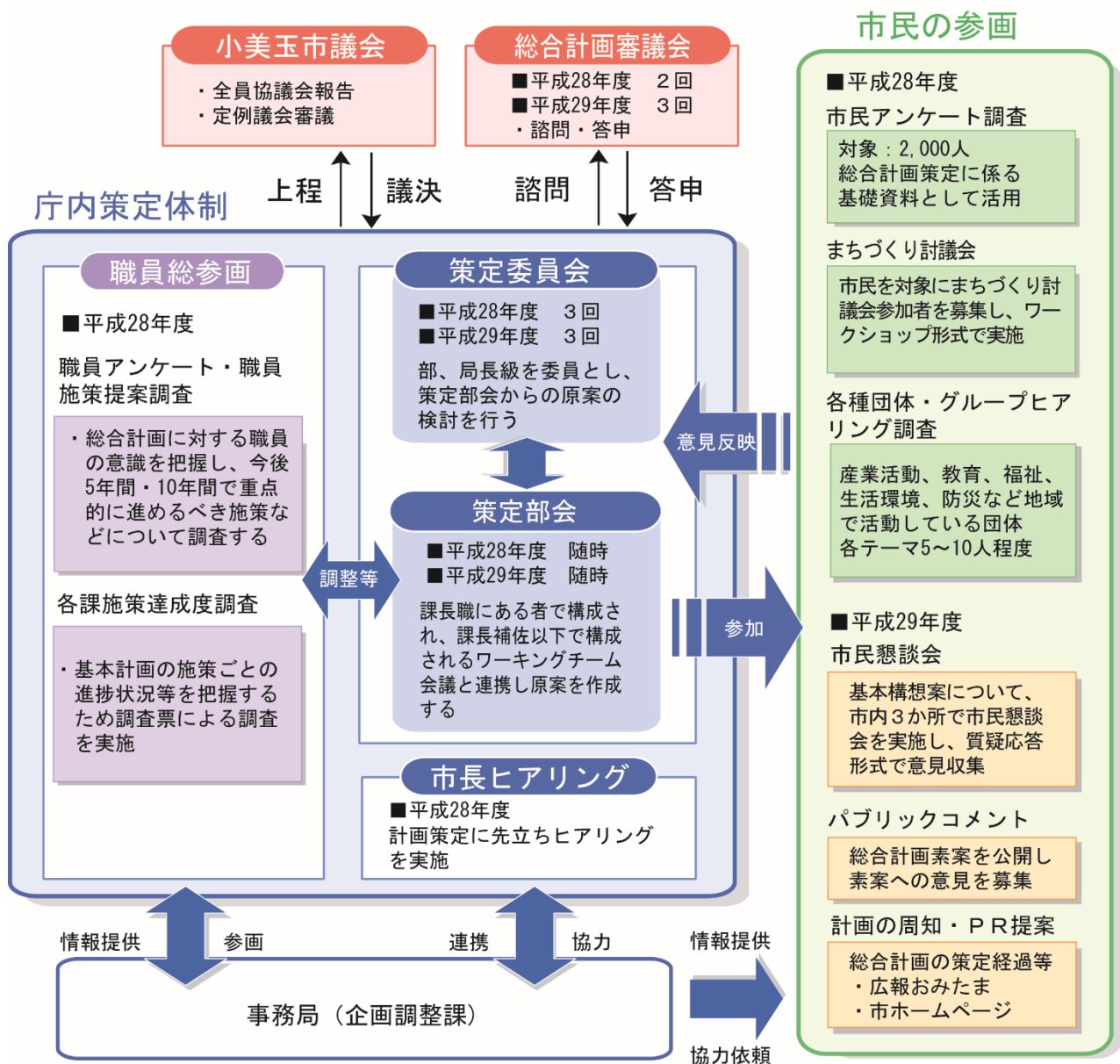
小美玉市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン
小美玉市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ダイヤモンドシティ・プロジェクト

平成27年度
策定

5 総合計画の策定体制

総合計画の策定にあたって、「庁内策定体制」と「市民の参画」、総合計画審議会、小美玉市議会との関係を以下のように示します。

市民の参画については、市民アンケート調査、まちづくり討議会、各種団体・グループへのヒアリング調査でいただいたご意向・ご提案を参考に計画を策定し、市民懇談会、パブリックコメントなどにより計画に対するご意見を広くうかがう機会を設けています。



6 策定に向けた基本方針

策定にあたっての基本方針は、次のとおりとします。

(1) 市の最上位計画と明確に位置づけ、小美玉市の行財政運営の指針となる計画とします

- ・まちづくりの理念を明確に打ち出し、中長期の市政の基本方針を示すものとします
- ・本市の市政運営・まちづくり全般を網羅する計画とし、個別計画の上位計画となるものとします

(2) 地方創生と連動した計画とします

- ・「小美玉市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」で掲げた将来人口と整合を図った計画とします
- ・「小美玉市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ダイアモンドシティ・プロジェクト」と整合を図った計画とします

(3) 実効性の高い計画とします

- ・行政経営の視点に立ち、基本計画や実施計画と予算の連動性を強め、財政的見直しを踏まえた実効性のある計画とします
- ・真に有効性の高い施策を見極めた計画とします

(4) 市民と共有できる分かりやすい計画とします

- ・策定過程において、市民が参画できる機会を積極的に設けます
(意識調査アンケート、まちづくりワークショップ、パブリックコメント等)
- ・計画の表現を工夫し、市民にとって分かりやすい総合計画とします

(5) 行政がまちづくりを進めていく上で、総合的な指針として使いやすい計画とします

- ・策定過程において、関係各課や職員の意見・提案を積極的に取り入れた計画とします
(職員アンケート[施策提案調査も含む]、各課ヒアリング等)
- ・市職員が取り組むべき内容を明らかに示すものとします

(6) 市のすべての計画の実現性と実効性を担保する計画とします

- ・進捗状況などを把握するとともに、PDCAサイクル*による評価・改善ができる計画とします

用語解説

PDCAサイクル：Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）のサイクルで、行政の事業・施策を継続的に見直し・改善していく手法。

Ⅱ

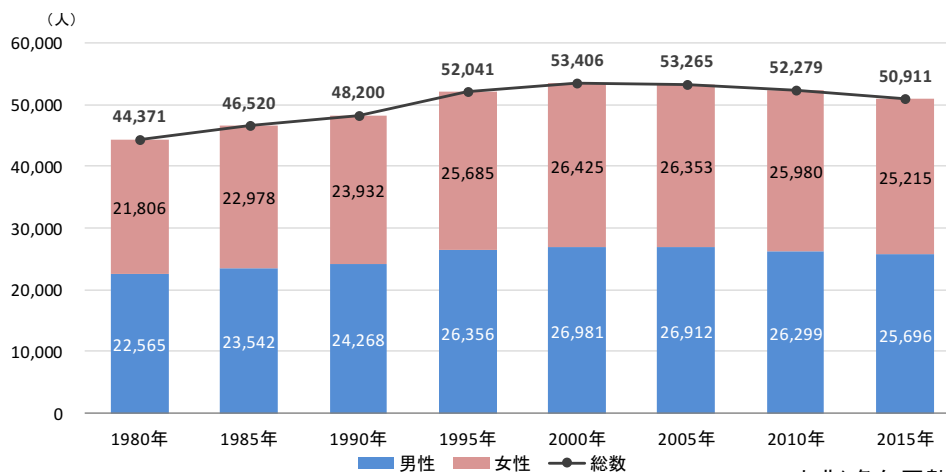
小美玉市の概況

1 人口の状況

①人口の推移

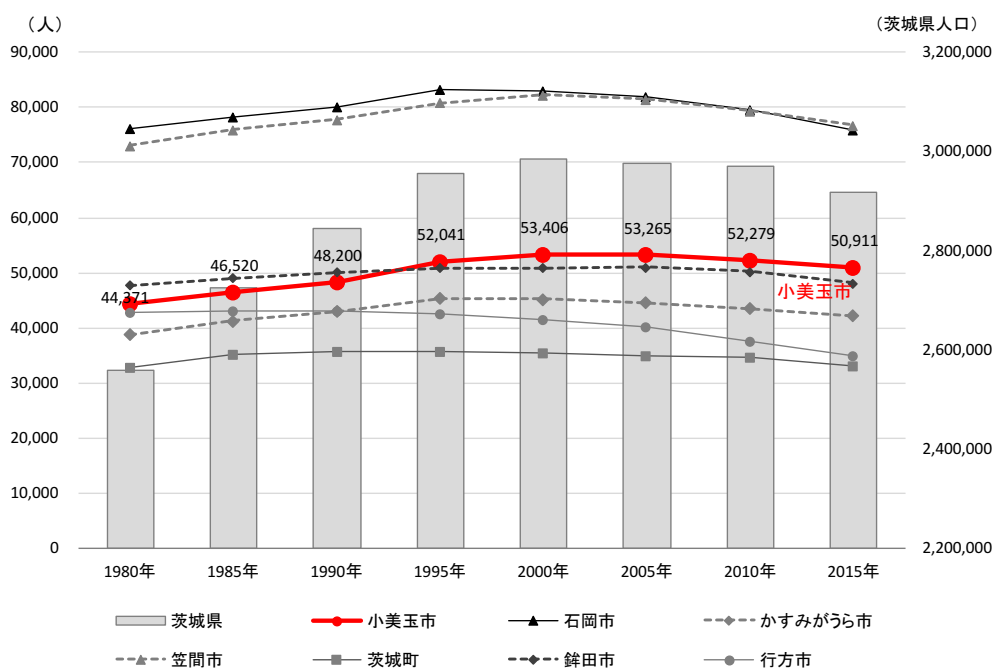
小美玉市の人口は、2000年（平成12年）をピークに減少傾向にあります。隣接市町においても同様の傾向が見られます。首都圏または水戸市などの都市部への人口集中が考えられるなか、「小美玉市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ダイヤモンドシティ・プロジェクト」に掲げる人口減少の抑制、より魅力ある暮らしの創造を目指した施策の実行が期待されます。

■人口の推移



出典) 各年国勢調査(総務省統計局)

■茨城県及び周辺市町の人口の推移

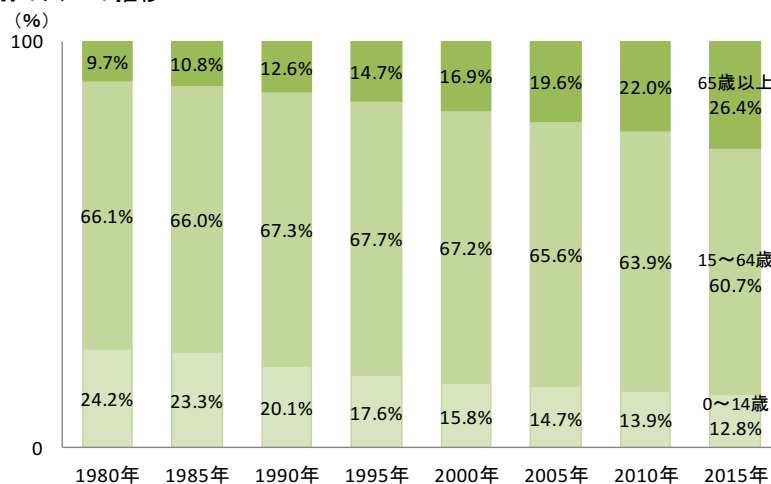


出典) 各年国勢調査(総務省統計局)

②年齢3区分別人口

年少人口（15歳未満）の推移を見ると、1980年（昭和55年）から断続的に減少が続いています。一方、老年人口（65歳以上）は継続的に増加していますが、特に2010年（平成22年）から2015年（平成27年）にかけては4.4%と急速に増加しており、高齢化の加速がうかがえます。

■年齢3区分別の人口の推移



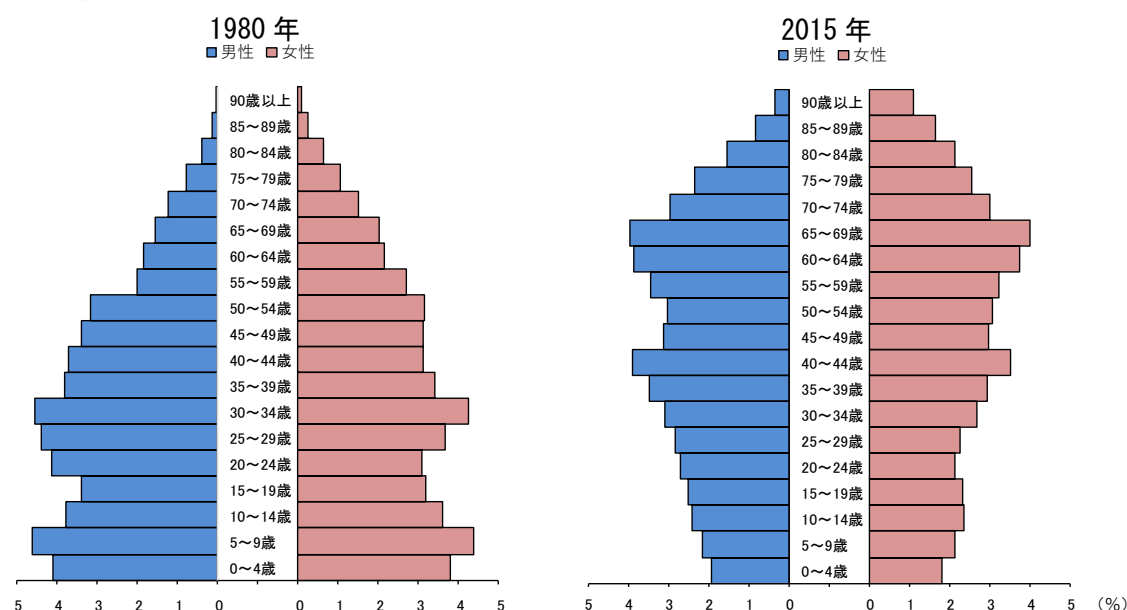
※年齢不詳は含まない
※小数点以下第2位を四捨五入しているため、百分率の合計が100%にならない場合がある

出典) 各年国勢調査(総務省統計局)

③人口構成比

人口構成比を示す人口ピラミッドの1980年（昭和55年）と2015年（平成27年）の比較を見ると、「ピラミッド型」から、少子高齢化を表す「つぼ型」に移行しています。

■小美玉市の人口ピラミッド



	年少人口	生産年齢人口	老年人口
1980年	10,749人 (24.2%)	29,308人 (66.1%)	4,343人 (9.7%)
2015年	6,507人 (12.8%)	30,902人 (60.7%)	13,435人 (26.4%)

※年齢不詳は含まない

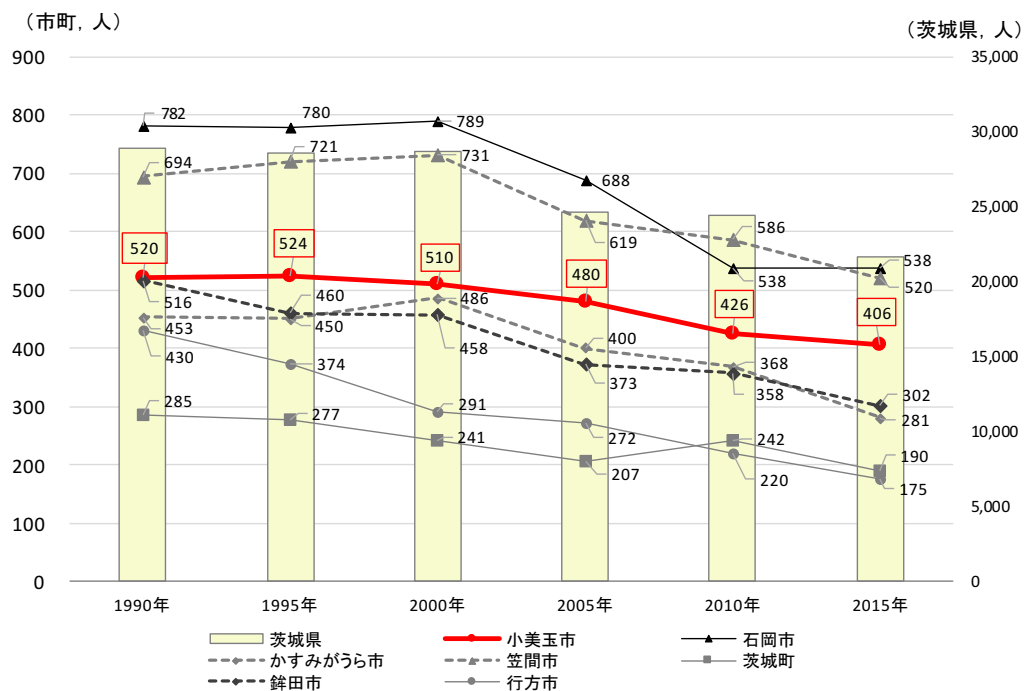
出典) 各年国勢調査(総務省統計局)

④出生数・死亡数

本市の出生数の推移を見ると、1995年（平成7年）以降緩やかな減少傾向にあり、隣接市町においても同様の傾向が見られます。

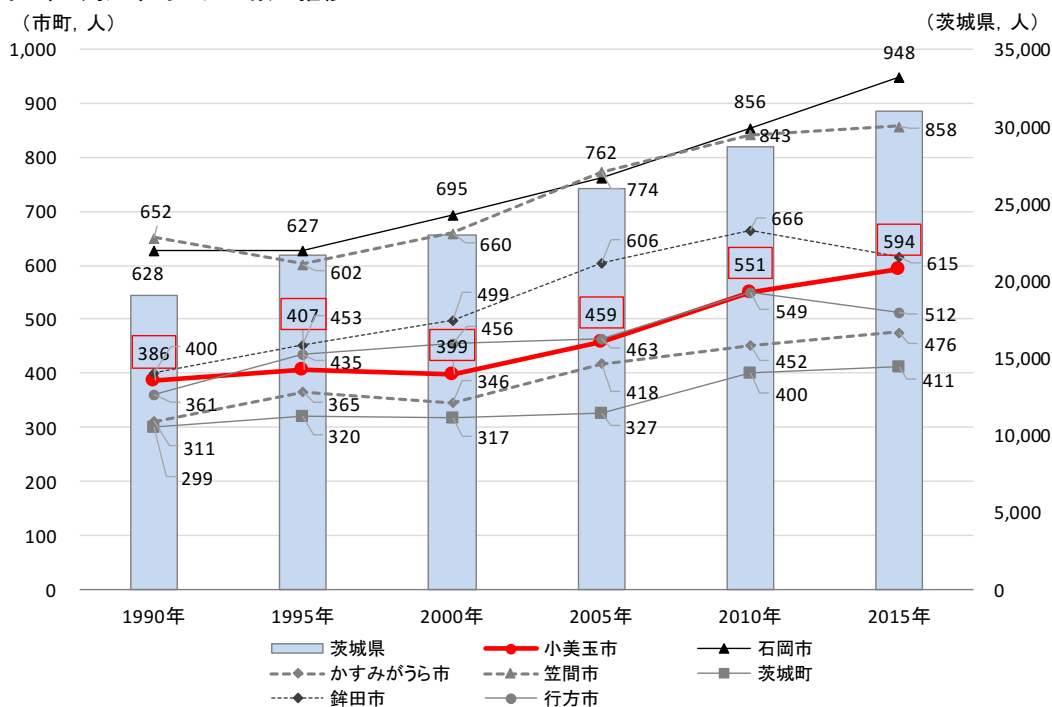
本市の死亡数の推移を見ると、1990年（平成2年）以降増加傾向にあります。

■小美玉市と周辺市町の出生数の推移



出典) 茨城県の人口（茨城県常住人口調査結果報告書）（茨城県統計課）

■小美玉市と周辺市町の死亡数の推移



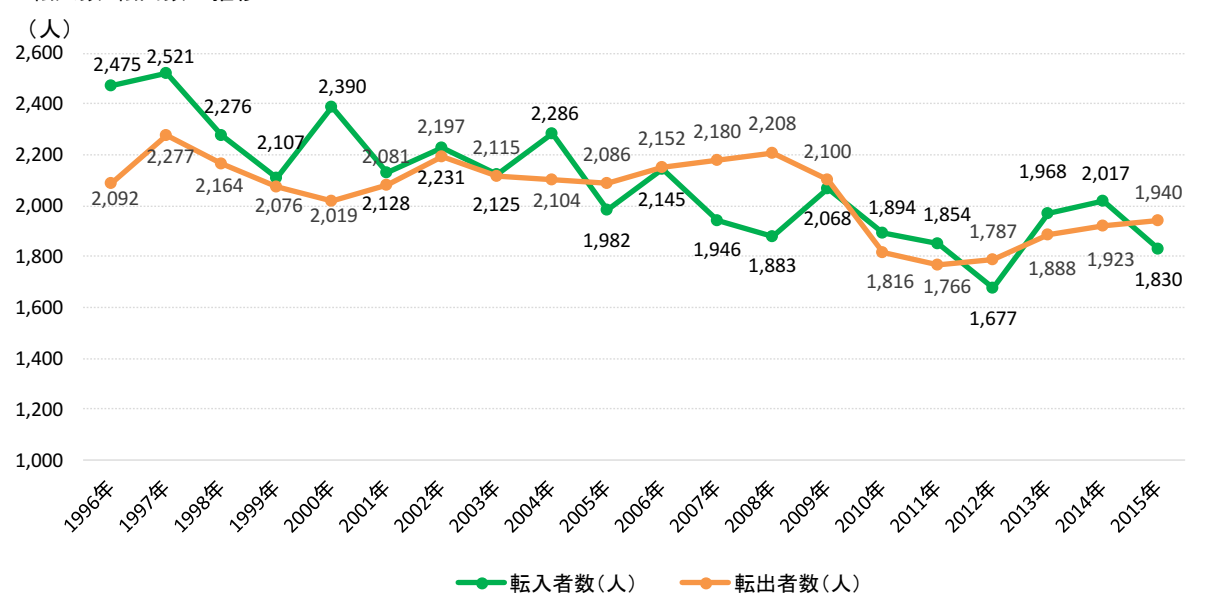
出典) 茨城県の人口（茨城県常住人口調査結果報告書）（茨城県統計課）

⑤転入・転出数及び人口動態

転入数、転出数の推移を見ると、どちらとも1996年（平成8年）以降、増減を繰り返しながら、全体としては、右肩下がりに減少していることが分かります。2013年（平成25年）から2014年（平成26年）にかけて転入超過となったものの、2015年（平成27年）には再び転出超過に転じています。

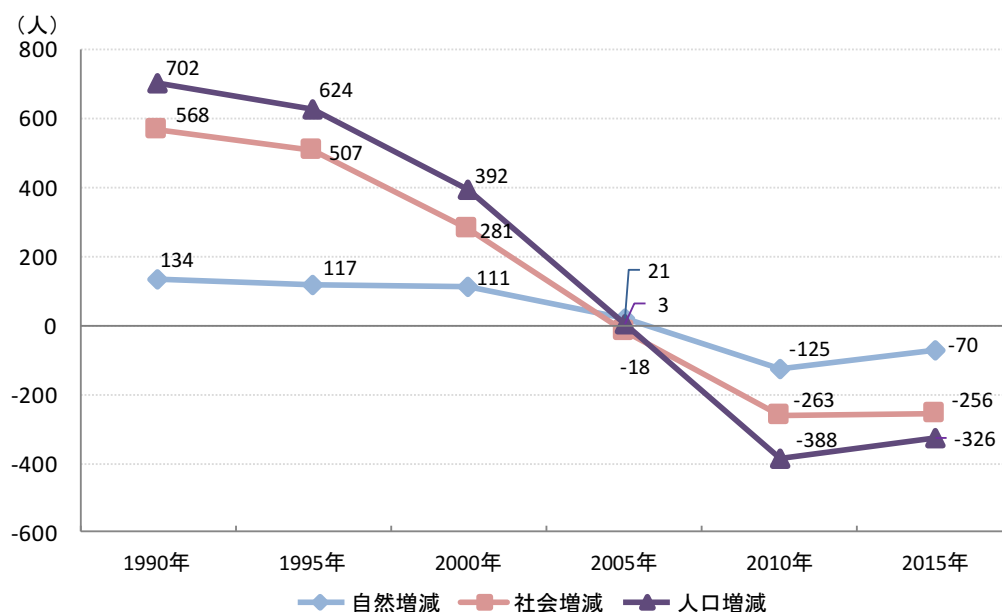
人口動態の推移を見ると、社会増減、自然増減ともに2005年（平成17年）以降マイナスに転じています。2010年（平成22年）から2015年（平成27年）にかけては、やや減少数は減ったものの、マイナスが続いています。

■転入数・転出数の推移



出典) 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査

■人口動態



出典) 茨城県の人口（茨城県常住人口調査結果報告書）（茨城県統計課）

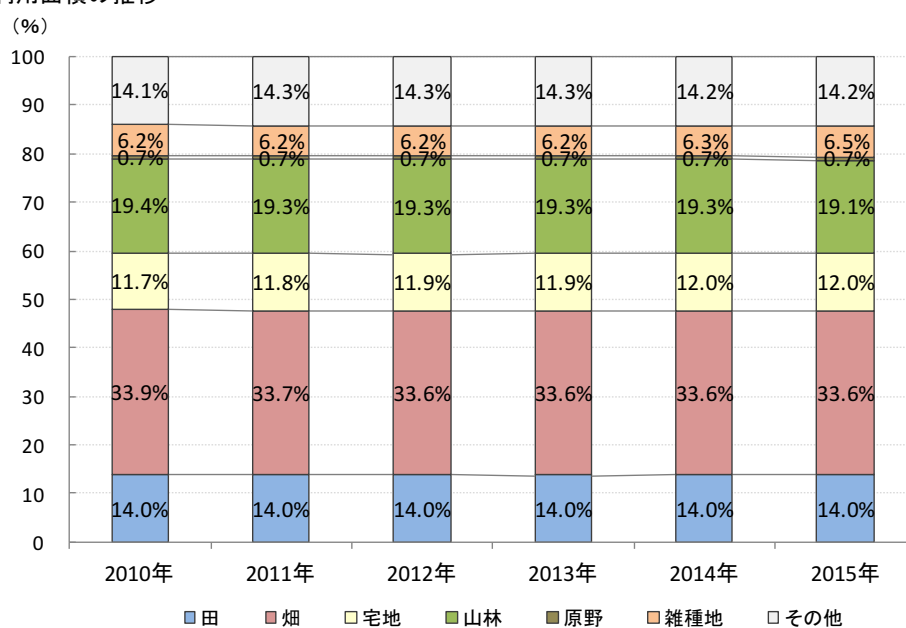
2 土地利用の状況

①土地利用の状況

地目別土地利用面積の推移を見ると、2010年（平成22年）から2015年（平成27年）の間は、大きな土地利用の変化は見られない状況です。山林がわずかに減少し、雑種地とその他の地目がわずかに増加しています。

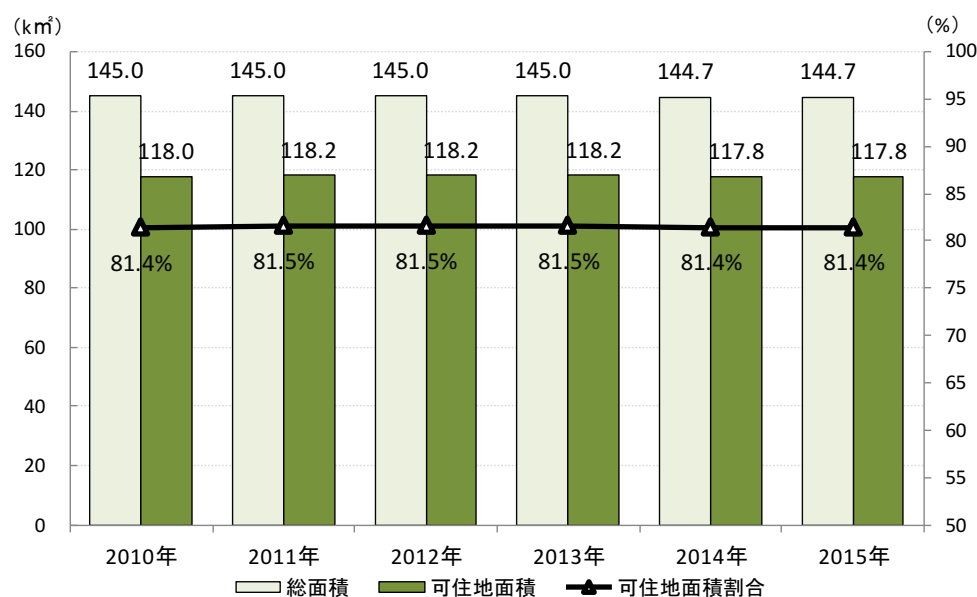
また、可住地面積の推移についても、2010年（平成22年）から2015年（平成27年）の間は、ほぼ横ばいとなっています。

■土地利用面積の推移



出典) 茨城県市町村概況

■可住地面積の推移



出典) 茨城県社会生活統計指標

3 財政の状況（歳入・歳出）

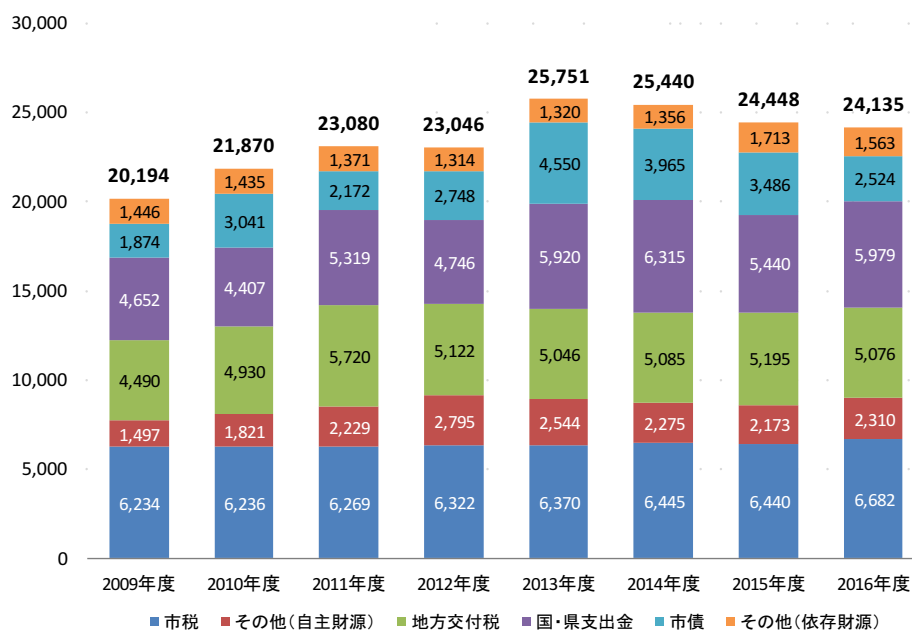
①歳入の状況・人口1人あたり目的別歳出決算額

歳入の状況を見ると2009年度（平成21年度）以降、増加傾向にあり、2011年度（平成23年度）から2012年度（平成24年度）の間は抑制傾向にあったものの、2013年度（平成25年度）には再び増加し、その後、緩やかに減少しています。

人口1人あたり目的別歳出決算額を類似団体と比較すると、土木費、教育費、農林水産業費が高く、商工費がやや少ない傾向にあります。また、全国平均との比較を見ると、児童福祉費、教育費は平均に近いものの、すべての項目で平均を下回っています。

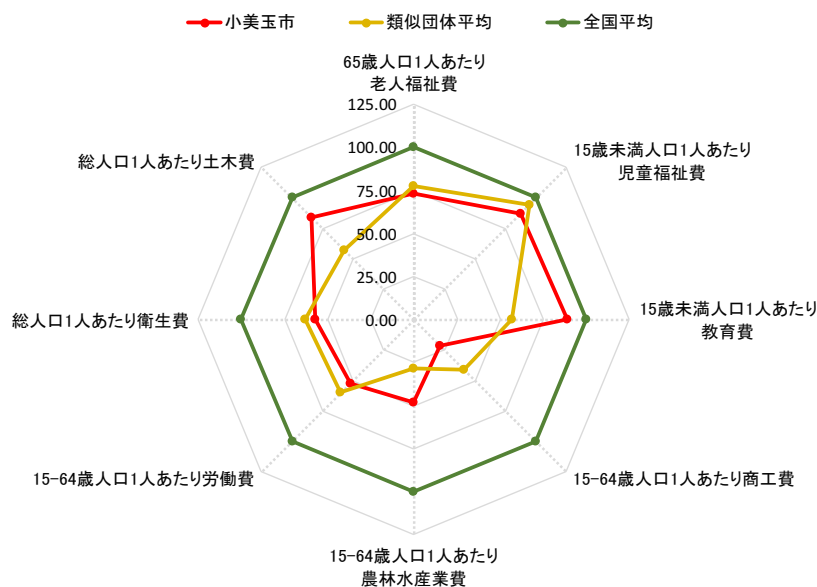
■歳入の状況

（百万円）



出典)小美玉市決算書

■人口1人あたり目的別歳出決算額(2014年度)



出典) 地方財政状況調査関係資料
財政状況資料集(総務省)、
国勢調査(総務省)
住民基本台帳人口(総務省)

※教育費については、普通建設事業費を含む
※全国平均を100として算出した数値

4 社会動向の把握

① 少子高齢化・人口減少時代への対応

我が国の高齢化の状況は、深刻さを増しており、2060年には65歳以上の人口が39.9%、2.5人に一人は高齢者となることが予測されています。また、少子化の状況も同様に2013年の合計特殊出生率^{*}は1.43（置換水準2.1）、2060年には0～14歳の人口がわずか9%となることが予測されています。

地方においては少子高齢化の状況が特に顕著であることに加え、地域間の格差拡大などもあって地方都市の消滅する可能性が改めて強く認識されてきています。

このような状況のなか、国（内閣府）では平成26年12月に「まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」」を閣議決定し、人口減少と地方経済縮小の克服を目指した取組が始まりました。「安定した雇用」、「地方への人の流れ」、「結婚・出産・子育てへの希望をかなえる」、「時代にあった地域づくり」の4つの基本目標を掲げて政策パッケージを提示しています。

平成27年度には、国の主導により、地方自治体において「人口ビジョン・総合戦略」が策定され、自治体が独自の手法で少子高齢化、人口減少に歯止めをかけるための施策を打ち出しているところです。

一方、避けることのできない高齢化については、高齢者が活躍する社会づくりや地域共生社会へのシフトなど人口高齢化を乗り越える社会モデル構築の必要性が指摘されています。

本市においても、「小美玉市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」に掲げた合計特殊出生率1.8を目指して、長期的な取組を進めるとともに、「小美玉市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ダイヤモンドシティ・プロジェクト」に基づく取組を進めており、今後も、引き続き、積極果敢な対策を推進していく必要があります。

また、「小美玉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等に基づき、**地域包括ケアシステム^{*}**の充実に向けた取組を着実に進めるなど高齢化対策が必要となっています。

② 社会全体で災害に備える時代へ

平成23年3月の東日本大震災の発生及び福島第一原子力発電所の事故を契機として、地域防災機能の充実や市民の防災意識の醸成、組織の育成の必要性が高まり、防災対策の強化が図られましたが、平成27年9月の関東・東北豪雨による鬼怒川の洪水、平成28年の熊本地震など、想定を超えた災害の発生に、安全・安心な暮らしを求める意思がさらに高まっています。

用語解説

合計特殊出生率：1人の女性が一生に産む子どもの平均数。この指標によって将来人口の自然増減を測ることができる。

地域包括ケアシステム：自助・互助・共助・公助の支援の概念に基づき、個人の抱える課題に合わせて介護・医療・予防の専門的サービスを提供し、高齢者が尊厳と自立した生活を維持しながら、住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス体制の構築を目指すシステム。

しかしながら、少子高齢化時代の到来、生産年齢人口比率の低下により、これまで「自助」「共助」を担ってきた地域の防災力の低下が急速に進んでいくことが懸念されています。

このような状況のなか、国（内閣府）では、戦後における災害の教訓を踏まえ、気候変動がもたらす災害の激甚化に備えるため、「『防災4.0』未来構想プロジェクト^{*}」を立ち上げ、地域、経済界、住民、企業等の多様な主体のそれぞれが、自律的に災害に備える社会を目指した取組を進めているところです。

また、「茨城県地域防災計画（平成27年）」の改定においては、近年の地震・津波・風水害における被害の実態を踏まえ、「災害時における放置車両等の対策」「緊急通行車両の通行ルートの確保」「後方支援拠点の指定」「多様な情報伝達手段の確保」などが新たに盛り込まれるとともに、原子力対策の強化が示されています。

本市においても、東日本大震災以降、地域防災計画の見直しはもとより、「小美玉市土砂災害ハザードマップ」の作成や自主防災組織の育成など地域防災の充実を図ってきたところですが、今後も広域的な連携のもと、きめ細かな防災対策を図っていく必要があります。

また、少子高齢化、人口減少が進むなか、災害対策においてはこれまで培ってきた地域の防災力を維持・継承していくため、一人ひとりが災害リスクに向き合う体制を構築するなど、地域全体での意識改革を、より一層強化していくことが必要となっています。

③地方分権改革の深化による新たなステージへ

地方分権改革は、「地方分権の推進に関する決議^{*}」から20年以上が経過し、この間、国から地方への権限移譲や地方に対する規制緩和などの具体的な改革が進められてきました。

これまでの地方分権改革は、国主導で基盤制度が確立され、これらの改革によって、地方においては自立に向けての力が備わりつつありますが、人口減少時代、低成長時代の地方にあっては、地域社会における諸課題が複雑化していることから、地域ごとの実情に合わせた柔軟な対応が必要となっています。

このような状況のなか、国（内閣府）では、平成26年6月に「個性を生かし、自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」を示し、改革の使命として「個性を生かし自立した地方をつくる」を掲げ、また、その目指す姿として「行政の質と効率を上げる」「まちの特色と独自性を生かす」「地域ぐるみで協働する」の3つの姿を示しています。

本市においても、新たなステージにおける地方分権改革の取組を積極的に進めていくため、創意工夫のもと、制度改正の提案なども含め、独自性の高い行政経営を推進していくことが求められています。

用語解説

「防災4.0」未来構想プロジェクト：気候変動がもたらす災害の激甚化に対する「災害リスクの備え」について検討・提言をするプロジェクト。伊勢湾台風（1.0）、阪神淡路大震災（2.0）、東日本大震災（3.0）を防災の考え方の大きな転換期ととらえ、新たに行政だけでなく一人ひとりが災害リスクと向き合う方向性を打ち出し「防災4.0」とした。

地方分権の推進に関する決議：国から地方への権限移譲、地方財政の充実強化等により地方公共団体の自主性、自律性を促進し、東京への一極集中を排除し、国土の均衡ある発展を図る。（平成5年決議）

④経済、社会と連携した環境対策・エネルギー対策に向けて

環境問題は、今や人類の生存や繁栄において最も緊急な課題となっています。地球温暖化、資源の枯渇、自然環境の破壊、生物多様性の減少、大気汚染や水質汚濁など、様々な環境問題が顕在化・深刻化するなか、その対策は、地域、国を超えて、地球規模で取り組まれている状況です。

また、エネルギー資源の多くを海外に依存している我が国では、エネルギーの安定供給が大きな課題であり、より安定的なエネルギーの供給が求められています。

近年では、これらの環境問題は人間の生活や経済社会活動により生み出されるものであることから、エネルギーの供給システムも含めて、経済社会システムそのものに環境的配慮を織り込むことの重要性が指摘されているところです。

このような状況のなか、我が国では、二酸化炭素など温室効果ガスの削減を目指した低炭素社会の構築、地域固有の動植物とともに生物多様性の保全及び持続可能な利用、大量消費・大量廃棄からの脱却による循環型社会の形成に向けた取組が進められています。

エネルギー対策としては、3E+S（「安定供給」「経済性」「環境」＋「安全」）を実現する**エネルギーミックス***により、大幅なエネルギー効率の改善を図り、2030年までにエネルギー自給率を23.4%、電力コストの抑制を現状より2～5%引き下げ、CO₂排出量を2013年度（平成25年度）比で26%削減するとしています。また、「エネルギー基本計画（平成26年）」「エネルギー革新戦略（平成28年）」などにに基づき新たな技術や担い手、新たな仕組みなどの視点で戦略的なエネルギー対策が進められており、水素エネルギー供給システム（水素社会の構築）や**スマートグリッド***、**スマートコミュニティ***の構築など、より安定的なエネルギーの供給システムの構築に向けた取組も進められています。

本市においても、「小美玉市地球温暖化防止実行計画」に基づき、温室効果ガスの削減を目指し、具体的な目標を設けて取り組んでいくことが求められています。また、ごみの減量化・再資源化等については、「小美玉市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、排出量の抑制に取り組んでいく必要があります。

また、かけがえのない本市の水と緑の自然環境を、未来に向けて守り育てていくために、地域と連携した保全活動、市内立地企業と連携した環境保全への取組などを推進していくことが求められています。

用語解説

エネルギーミックス：再生可能エネルギーや火力、水力、原子力など多様なエネルギー源をバランスよく組み合わせて電源構成を最適化すること。

スマートグリッド：配給側と需要側の両方から、電力の流れをやりとりし、送電量を最適化できる送電網。

スマートコミュニティ：エネルギーをつくり、蓄え、むだなく使うことを前提に、地域単位で総合的に電力を管理し、エネルギーの利活用を最適化するとともに、高齢者の見守りなどの生活支援サービスも取り込んだ社会システムのモデル。

⑤世界が訪れたくなる日本 ― 観光立国の推進

観光は、停滞傾向にある我が国の国力回復のための一方策になるとして、力強い経済を取り戻すための重要な成長分野に位置づけられ、平成 20 年には観光庁が設置されました。平成 25 年には「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」が示され、プログラムに基づき、具体的な取組が図られてきたところです。

その結果、従来、諸外国と比較して弱いといわれていた観光の分野における、我が国の成長は目覚ましく、訪日外国人旅行者が急増している状況です。

また、国は、これまで目標としてきた訪日外国人旅行者数 2,000 万人が間近に迫ってきたことを踏まえ、「観光先進国」への新たな国づくりに向けて、平成 28 年に「明日の日本を支える観光ビジョン―世界が訪れたくなる日本へ―」を策定し、訪日外国人旅行者数については 2020 年 4,000 万人（2015 年（平成 27 年）の 2 倍）、訪日外国人旅行消費額 8 兆円（2015 年（平成 27 年）の 2 倍強）、地方部での外国人延べ宿泊者数 7,000 万人泊（2015 年（平成 27 年）の 3 倍弱）等を目指すとしています。

本市においても、特産物の PR に努めるとともに、空のえき「そ・ら・ら」、観光農園、伝統ある祭り、百里基地航空祭などの観光資源を生かした取組が求められています。

また、茨城空港は「訪日誘客支援空港^{*}」に認定されていることから、これらの好機を生かし、世界に向けた観光にも取り組んでいく必要があります。

⑥社会経済のグローバル化と産業構造の転換

社会経済のグローバル化の進展は、技術革新による移動距離の拡大によって、より活発化してきましたが、今や「第 4 次産業革命」とも呼ぶべき I o T^{*}、ビッグデータ^{*}、ロボット、人工知能（A I）等による技術革新の時代に突入し、その変化と革新は、従来にないスピードとインパクトで進行しています。

このような状況のなか、国（経済産業省）では、「新産業構造ビジョン」を策定し、産業の再編や雇用の流動化を進めるなど、第 4 次産業革命に対応できる、未来に向けた経済社会システムの再設計を図り、新たな成長局面に移行しようとしているところです（平成 29 年 5 月公表）。

本市においても、国・県の動向を注視しながら、これまで以上のスピード感を持って、これらの変革への対応を図っていく必要があります。

また、この変革に伴う様々な動きを地域振興の好機ととらえ、地域経済への波及を促していくとともに、新たな産業の振興への支援を図っていく必要があります。

用語解説

訪日誘客支援空港：自治体等が誘客・就航促進の取組を行っている地方空港に対して、国土交通省が認定するもので、国により総合的な支援が行われる。

I o T：インターネット・オブ・シングス（モノのインターネット）。センサーでモノから情報を取得し、インターネットで共有し、蓄積されたデータをもとにモノが作動して、ヒトに最適なフィードバックをするという仕組み。

ビッグデータ：インターネットを介した日々の活動の中で膨大に生成、記録されるデータ。これまでは管理・解析しきれなかったデータから、ビジネスや社会に有用な知識や新たな仕組みを発見する可能性があると考えられている。

⑦一億総活躍社会を目指す時代へ

平成 25 年頃からの金融政策、財政政策、成長戦略などの取組により、国民総所得は増加し企業の収益も高水準を維持するなど、ここ数年の我が国の経済は復調傾向を示しています。一方、世界に目を向けると、景気の悪化、世界的な需要の低迷など、世界経済は低迷期にあり、相互依存が高まった世界にあっては、我が国を含めた先進国が中心となって持続的な成長の道を示していくことが求められています。

このような状況のなか、国（内閣府）では平成 28 年 6 月に「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、一億総活躍社会、すなわち、「女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障がいや難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会」を目指していくとしています。

プランでは、経済成長を目的とした政策運営の成果を活用し、子育てや社会保障の基盤を整備する成長と分配の好循環のメカニズムが提案されています。

本市においても、あらゆる場で、市民が活躍できる地域社会を目指して、地域経済の活性化をさらに進めるとともに、働き方改革や、子育て・介護の環境整備への取組・支援を図っていくことが求められています。

また、産業・教育・福祉・環境分野など、すべての側面から市民の活躍を支援していくことが求められています。

⑧外から見た小美玉市の評価

□地域・生活情報サイト 地域注目度ランキング全国 1 位

地域・生活情報サイト「生活ガイド」（株式会社ウェイブダッシュ運営）において、本市は平成 29 年 2 月度から 9 か月にわたって注目度ランキング 1 位になっています（平成 29 年 10 月末時点）。ランキングは、本市の行政情報や地域情報ページのアクセス数を集計したもので、「小美玉市」をキーワードとした検索数や、フェイスブックやツイッターでの情報発信への反響からアクセスが増えていることが考えられます。

同年 1 月には 319 位だった注目度が、1 位に急上昇しており、インターネットを活用した PR 動画の発表などの活動が実り、SNS 上でも継続的な注目を得られていると考えられます。今後も本市の魅力を伝える情報のさらなる充実と、本市の情報を届けるきっかけとなる様々なツールの活用による継続的な情報の発信が必要と考えられます。

□高齢者が移住しやすいまち 二つ星評価

本市は「転入転出人口比率」、「65 歳以上人口あたりの介護保険施設設定定員数」、「人口あたりの病院数」、「家賃相場」、「自然的土地利用」、「二酸化窒素濃度」を指標とした「高齢者が移住しやすいまち」として、高い評価を得ています。（朝日新聞出版「アエラ」平成 27 年 9 月 14 日発行より）

生活コストがかかる都心で暮らす老後に不安を抱えている団塊世代、早期リタイアをしてゆとりのあるライフスタイルに憧れを持つ世代など、ターゲットを絞った移住促進の展開の可能性を持っています。居住の受け皿、誰もが活躍できるコミュニティなど、受け入れる環境の整備を併せて進めていく必要があります。

□住みよさランキングは 813 市区中 370 位

人口・世帯、財政力、経済力、雇用、生活基盤などの様々な分野の公式統計を用いて「都市力」を比較した住みよさランキング（東洋経済新報社「都市データパック」2016 年版）では、本市は 813 市区中 370 位となっています。

茨城空港の利用者数・来訪者数や、ニラ・レンコン・イチゴの農産物など、本市の観光・産業・経済の資源が、評価につながっていると考えられます。



5 小美玉市の歴史・文化

①地勢・風土

本市は、東京都心から約80km、面積は144.74㎢で、茨城県のほぼ中央部に位置しています。

地表は概ね関東ローム層に覆われ、起伏が少ない平坦な地形が特徴で、南部は霞ヶ浦に接しています。緑が多く、温暖な気候で、災害の少ない肥沃な土地であることから、主要な産業として農業が定着しています。



②歴史・沿革

□歴史

本市では、原始古代より温暖な気候や水利のよさから豊かな繁栄がもたらされ、その痕跡として縄文・弥生時代の集落跡などの遺跡が広く確認されています。

古墳時代になると、霞ヶ浦沿岸・園部川・巴川流域を中心とする水田地帯を支配する首長層が出現し、壮大な古墳が築かれました。現在においても、大規模な前方後円墳をはじめ数多くの古墳が残っています。

また、本市を含む常陸国は、古代から緑が多く、風水害の少ない、肥沃な土地であることが「常陸国風土記」の中に記されています。

中世から江戸時代にかけては、砦や出城として数多くの城や館が築かれ、武士による複雑な所領関係が続きました。市内の社寺に文化財が多く残されており、神道や仏教も盛んであったことが分かります。また、江戸時代中期、小川河岸には水戸藩の運送奉行が置かれるなど、水運の要衝として栄え、竹原宿・片倉宿は水戸街道の繁栄に伴い発展しました。

□沿革

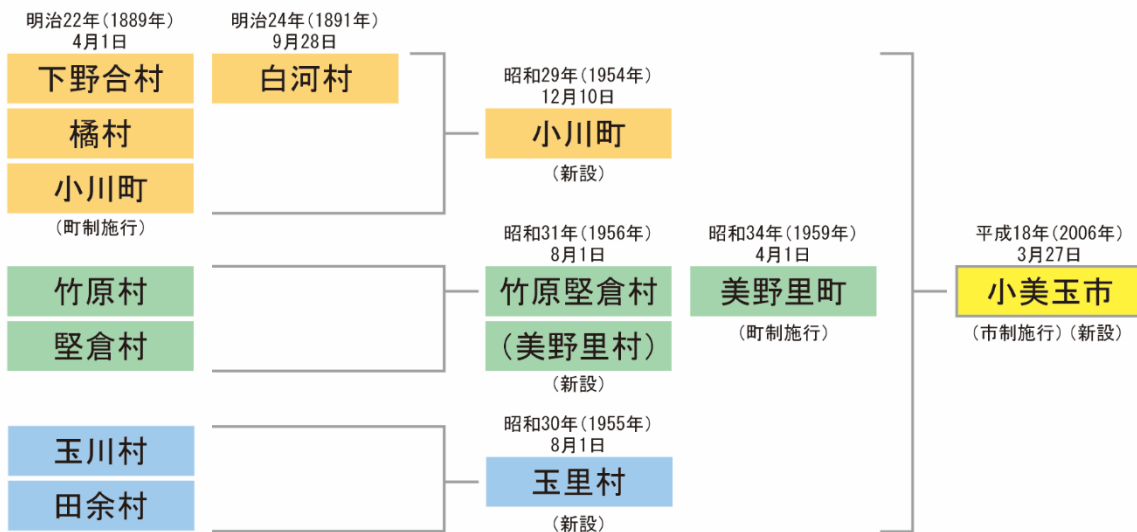
本市の沿革を見ると、明治4年の廃藩置県により、小川・美野里地域は茨城県に、玉里地域は新治県の所轄になった後、明治8年には新治県が茨城県に統合されました。

明治22年の市町村制施行により、本市の基礎となる7町村（小川町、橘村、下野合村（明治24年に白河村に改称）、竹原村、堅倉村、田余村、玉川村）が誕生しました。さらに、昭和28年の「町村合併促進法」施行により、昭和29年に小川町、昭和31年に美野里町（町制施行は昭和34年）、昭和30年に玉里村が誕生しました。

この間、明治28年に常磐線羽鳥駅の開業、大正13年に鹿島参宮鉄道（鹿島鉄道）が石岡、常陸小川間で開業し、昭和4年には銚田までの全線が開通しました。

また、昭和13年には筑波海軍航空隊百里原分遣隊が設置され、その跡地を中心に昭和41年に航空自衛隊百里基地が開設されました。

平成18年に3町村が合併し市制を施行し、本市が誕生しました。本市の名称は、旧町村の頭文字をとったもので、公募名称の中から選ばれました。



6 10年間の小美玉市の取組

①主要プロジェクト

□空のえき「そ・ら・ら」

小美玉市地域再生拠点施設「空の駅」整備事業により、地産地消、交流、地域再生の拠点として平成26年7月に、茨城空港の西側に空のえき「そ・ら・ら」を開設し、地域の魅力発信に努めています。



□公共交通ネットワークシステム

市民が将来にわたって安全・安心で、便利に利用できる公共交通の実現を目指し、ＪＲ羽鳥駅や小川駅及び市内各施設を結ぶ市循環バスを平成25年10月より運行しています。高齢者や学生にとっての利便性向上や交通空白地帯の解消に寄与しています。



□鹿島鉄道跡地バス専用道化事業（かしてつバス）

平成19年に廃線となった鹿島鉄道の廃線敷地を有効に活用するため、バス専用道として整備し、定時性と速達性のあるバスの運行を実施しています。平成22年に日本初の「地方型ＢＲＴ（バス高速輸送システム）」の実証運行を開始し、平成24年度から本格運行を行っています。

□主要幹線道路整備事業

小川・美野里・玉里地区の連携や高速道路にアクセスする幹線道路の整備により、地域間の連携を強化するため、（仮称）石岡小美玉スマートＩＣアクセス道路など、主要幹線道路の整備を進めています。

□ＪＲ羽鳥駅及び駅前広場整備事業

本市の陸の玄関口であるＪＲ羽鳥駅の橋上化とバリアフリーに対応した自由通路や駅前広場の一体的整備により、鉄道とバスの結節機能の強化を図るなど、すべての人にとって使いやすい施設として整備を進めています。



□ごみ処理広域化事業

ごみ処理については、3市1町（小美玉市・石岡市・かすみがうら市・茨城町）による広域の枠組みを整え、スケールメリットを生かし、施設建設等に関する経費の縮減を図っています。

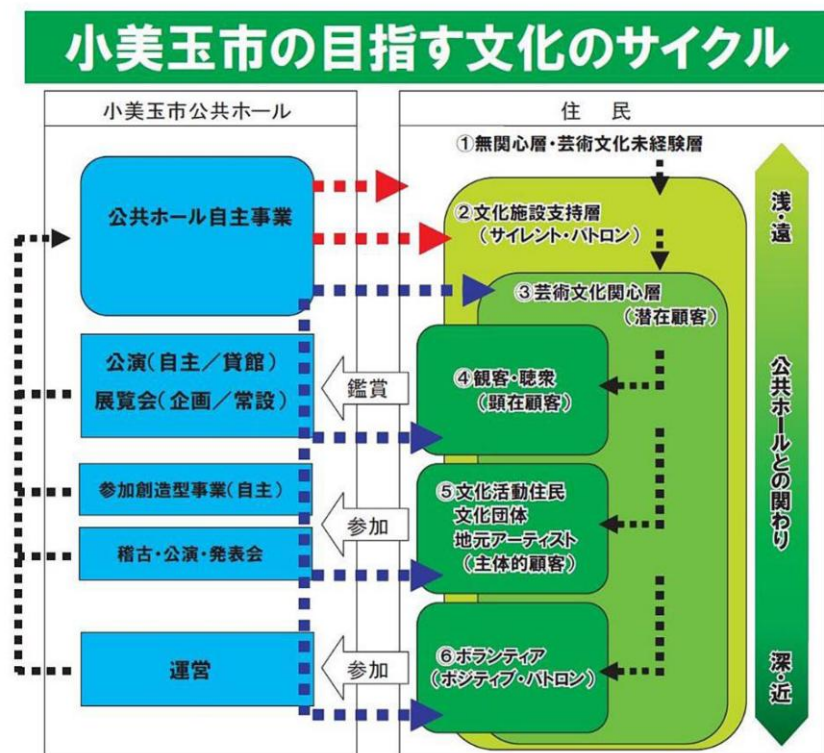
□学校規模・配置適正化事業

「小美玉市立小中学校規模配置適正化実施計画」に基づき、学校の適正配置を進めています。

それに伴い、小川小学校、橋小学校の統合小学校となる小川南小学校の建設を進めています。また、玉里地区及び小川北中学校区では、新たに義務教育学校*として開校する校舎の整備を進めています。

□小美玉市まるごと文化ホール計画

市内に3か所の文化ホールなどの文化活動の拠点を持っていることを生かし、本市では、「小美玉市まるごと文化ホール計画」を策定し、市民が主体的に関わる文化活動など、積極的な取組が行われ、全国的な先進事例として本市が誇る特徴となっています。



吉本光宏「市民・地球との新たな回路づくりから芸術を中核とした社会サービスへ」（編集 地域創造 2003Spring vol.14）の図版をアレンジして作成

出典）小美玉市まるごと文化ホール計画

用語解説

義務教育学校：小・中学校の義務教育を、9年間の一貫したカリキュラムで実施する新たな学校。小学校と中学校の区切りを各学校が定めることができるなど、柔軟な運用をすることができる。

7 まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

①まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略が目指すもの

人口減少・高齢化という国が直面する大きな課題に対し、政府が一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生することを目的として、平成 26 年にまち・ひと・しごと創生本部が設置されました。「東京一極集中の是正」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「地域の特性に即した地域課題の解決」を地域レベルで実現するため、各自治体において、人口ビジョン・総合戦略が策定され、地方創生に向けた様々な取組が進められています。

国の基本的視点

- ・東京一極集中の是正
- ・若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現
- ・地域の特性に即した地域課題の解決

■人口ビジョンの考え方

人口動向・将来人口推計の分析や中長期の将来展望から、今後目指すべき将来の方向性を示す。

■総合戦略の考え方

人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指して具体的な施策を展開し、5か年の戦略を策定・実行する体制を整える。

②小美玉市の人口ビジョン

本市の長期の人口見通しを示す人口ビジョンでは、人口動向分析、将来人口の推計と分析、人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察による現状分析に基づき、人口の将来展望を示しています。2040 年の将来人口を 46,000 人と設定し、定住促進や子育て支援を図り、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって持続可能な人口の維持に努めます。

人口の現状分析

人口動向分析

将来人口の推計と分析

人口の変化が地域の将来に
与える影響の分析・考察

人口の将来展望

2040 年
46,000 人

2060 年
45,000 人

③小美玉市の総合戦略ーダイヤモンドシティ・プロジェクトー

人口ビジョンにおいて設定した人口の将来展望を実現するため、実現性・実効性のある戦略として、平成 27 年度～平成 31 年度の 5 か年を計画期間とする総合戦略「ダイヤモンドシティ・プロジェクト」を策定しました。本市の現況及び社会情勢等から、20～30 歳代の流出を食い止めることが必要と分析し、若者をターゲットとした戦略としています。以下の 4 つの基本目標を柱として、それぞれに本市の状況に合わせた柔軟な施策を位置づけ、若者・女性をターゲットとした魅力ある事業を展開するものです。

基本目標1 恋も子育てもしたくなるまちになる

結婚を支援する施策に重点を置きながら、子育て支援においても充実した施策を打ち出し、若者が結婚したくなる、また子育て世代が安心して子どもを産み・育てることができる環境づくりを進めています。

具体的には同窓会応援事業、多彩な街コン*事業などを進める結婚支援に関する施策、子育てアプリ*サービス、待機児童ゼロの継続を進める子育て支援の施策があります。

基本目標2 地域の宝を見つけ、磨き、光をあてるまちになる

小美玉市が持っている文化、産業、自然などの魅力や資源を活用してイメージアップにつなげるにより、小美玉市に住む人が地域への愛着と誇りを感じることができる「シビックプライド*」を育む取組を進めています。

具体的には J R 羽鳥駅及び駅前広場整備事業、小美玉市まるごと文化ホール計画などの地域資源を生かした施設・イベントの充実を図る施策、ヨーグルトサミット・スイーツフェスタ事業など小美玉市の産業の活用を図る施策、まちづくり組織支援事業、コミュニティ拠点づくり事業など地域の交流を深める施策があります。

基本目標3 わく work(ワーク)がとまらないまちになる

既存の産業の活性化、起業・創業支援、新たな地域産業の創出などによる雇用の場を確保するための支援とともに、女性が働きやすい職場環境の整備など、働きたい人材のための支援を行い、雇用の面から小美玉市での定住を促進する取組を進めています。

具体的には就農・創業スタートアップ事業、ビジネスコンテスト事業などの雇用の場の整備を支援する施策、みらい人材育成事業、がんばるシニア層応援事業など働き手を支援する施策があります。

基本目標4 スーツと、ず～っと住めるまちになる

若い世代の定住を促進するため、結婚・子育ての支援、地域の魅力、雇用への取組など、小美玉市の総合的な住みよさを積極的に発信するとともに、地域への誇りと愛着を持ってまちづくりに取り組む人材を育成する取組を進めています。

具体的には移住促進住宅取得助成事業、空き家を活用する事業などの移住・定住を促進する施策、学校・地域においてシビックプライドを醸成し地域への愛着と誇りを育む施策、総合戦略 P R 事業、メディア戦略事業などの小美玉の魅力を積極的に発信する施策があります。

用語解説

街コン：地域振興を目的として、街ぐるみで男女の出会いの場を設けるイベント。

子育てアプリ：スマートフォンやタブレットで、子育てに関する情報を検索できる子育て支援アプリ「おみたま子育て」。

シビックプライド：まちに住む人々が、当事者としてその都市に対して抱く愛着や誇りのこと。



基本 構想

基本構想

- I 将来像
- II 将来指標
- III 土地利用構想
- IV 施策の大綱

I 将来像

1 まちづくりの基本理念

小美玉市は平成の大合併により、小川町、美野里町、玉里村が一つになって生まれたまちです。合併から12年を経て、市民サービスやコミュニティの連携が進み、市民の一体感が醸成されてきました。

この間、都市基盤整備については、茨城空港の開港、空のえき「そ・ら・ら」の開設、かしてつバス専用道の整備、幹線道路の整備や地域間をネットワークする公共交通の充実などが進められ、広域的な人・ものの交流、市民の交流も着実に広がってきています。

しかしながら、少子高齢化による人口構造の変化は、地域コミュニティ活動や教育環境などに深刻な影響を与えており、行政にあつては都市経営の視点に基づく戦略的なまちづくりの推進が求められるとともに、市民協働をより一層推し進め、市民自らが発想したまちづくりへと進化させていくことが求められているところです。

また、ふるさとの自然、これまで培ってきた何ものにもかえがたい伝統文化、市民文化はどれも小美玉市ならではの財産であることを踏まえ、市民が今よりもっと小美玉市を好きになり、みんなが「住んでみたい、住んでよかった、これからも住みつづけたい」と思えるよう、シビックプライド（地域への愛着や誇りと当事者意識）を醸成していかなくてはなりません。

さらに、小美玉市の持つ将来性やそれぞれの地域の自然資源、文化、人のすばらしさを市民の間で共有するために、それぞれの想いをきちんと伝えていくことや、小美玉市に住み続けたい市民、小美玉市に帰りたい元市民、さらに自然や文化にあふれた暮らしを求めて定住先を探している市外の方たちに、その魅力をまっすぐに伝えることなど、ICT*、グローバル化の波を強みに変えて、市民の交流をさらに充実させ、市内外に向けて「小美玉市」を全力で発信していくことが求められています。

このような視点に立って、小美玉市では、以下の3つの基本理念（基本姿勢）のもと、まちづくりを進めていくものとします。

用語解説

ICT：インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー。情報の伝達・共有に焦点をあてた、人と人のコミュニケーションのための情報伝達技術。

協働・連携、そしてチャレンジ

市民と行政のパートナーシップを強化し、地域がこれまで培ってきた協働・連携を発展させていきます。**（市民協働・連携の進化）**

また、行政は市民協働の取組を全力でサポートするとともに、これからの未来に向かって、すべての市民の豊かな暮らしを実現するために、戦略的なまちづくり**（都市経営の視点）**を進めます。

さらに、市民においては、一人ひとりが自ら発想するまちづくり**（住民自治）**を推進するとともに、新しい産業や社会に貢献する人材を生み出してきた地域風土（金脈の通るまちなど）を醸成していくことによって、これまで以上に、市民が地域活性化の担い手となるような取組を進めます。**（チャレンジ）**

ふるさと・文化、そしてシビックプライド

霞ヶ浦、河川、平地林、豊かな緑、大地から生まれる農作物など、市民にとってはありきたりのものでありながら、本当はとても魅力的なもの、先人たちが残してくれた、かけがえのない財産を再認識します。**（ふるさと）**

また、失われつつあるものの、今もなお私たちの生活の中に古くからしっかりと根づいている伝統・文化（民俗・祭り・しきたりなど）、県内でも屈指のクオリティを誇る市民文化を大切に育てます。**（伝統文化・市民文化）**

そして、小美玉市のありのままの姿を市民が誇りを持ってとらえることにより、誰もが「住んでみたい、住んでよかった、これからも住みつづけたい」と思えるまち、離れていてもいつかは「帰りたくなるまち」をみんなで育てていきます。**（シビックプライド）**

人・もの・情報の交流、そして発信

地域の中で、あるいは都市間で着実に進展している「小美玉市の地域が持つ発展可能性」を生かした「人・もの・情報」の交流を、広域に展開することにより、小美玉市の存在感を高めるとともに、茨城空港を核としたインバウンドなどグローバル化に対応した交流を促進します。**（人・もの・情報の交流）**

また、市民のシビックプライドが醸成されるプロセスにおいて、市民だけでなく、小美玉市に関わりのある人たち、関心がある人たちが「住んでみたい」「住むならここ」と感じられるよう取り組みます。**（定住促進）**

そのため、小美玉市にある、まだ気づかれていない潜在的なもの、地域独自のかけがえのないものに光をあてる、そして行政、市民、地域、みんながタッグを組んで、人を惹きつける、魅了するための発信力を磨き、小美玉市からのメッセージが確実に伝わるよう、力強く「小美玉市」を発信していきます。**（発信力）**

2 まちづくりの将来像

3つの基本理念（基本姿勢）チャレンジ、シビックプライド、発信により、
小美玉市のまちの姿はどのように描き出されるのでしょうか。

それは

シビックプライドを醸成することにより、今まで見えなかったダイヤモンドの
原石を見つけること、また、市民協働や戦略的なまちづくりなどのチャレンジを通して地域
が誇るダイヤモンドの原石をみがくこと、そして、人・もの・情報の
交流や定住促進の実現を目指し小美玉市の魅力の発信力を強化して、みがいたダイヤモ
ンドに光をあてることにより、描き出される姿であると考えます。
このような考え方により、まちづくりの将来像を次のように定めます。

「ひと もの 地域」が輝き はばたく ダイヤモンドシティ
～見つける。みがく。光をあてる。～

まちづくりの基本理念と将来像を、以下の図のように整理します。

■将来像概念図



3 まちづくりの基本目標

基本理念に基づいたまちづくりの将来像を実現するため、以下の5つの基本目標を定めます。

みんなの力で磨くまちづくり

小美玉市の誕生から12年を経て、これまでに培われた市民参画の意識をさらに高め、行政とともにつくるまちづくり、住民が主体となってつくるコミュニティづくりを推進し、誰もがお互いに尊重し、助け合える地域社会の形成を目指します。また、市内外に開かれた行政運営に努め、多様な声を市政に反映し、市民の一体化を目指した市民交流を積極的に進めます。全庁的な取組として、効率的・効果的な行財政運営、行政情報の適切な提供に努め、市民と行政の良好なパートナーシップの構築を目指します。

全国的な少子高齢化、東京への一極集中による地方の人口減少が進むなか、移住・定住に向けた戦略的な対策を推進するとともに、小美玉市の魅力を全国に発信し、市民が地域に愛着と誇りを感じるシビックプライドの醸成を目指します。

人を育てる学びの場づくり

地域ぐるみの子育て支援サービスの充実を図り、出産・子育てを希望するすべての人が、安心して産み育てられる環境づくりに努めます。また、小美玉市の子どもたちが夢と希望を抱いて、自らの明日を切り開く力を培うことができるよう、小美玉市の自然・文化を生かした質の高い教育を提供するとともに、安心して学べる教育環境の充実を目指します。

市民生活においては、一人ひとりが生涯にわたって豊かな生活を送ることができるよう、市民のニーズに合った生涯学習機会の提供と生涯学習環境の充実に努めます。また、様々な文化芸術活動の環境整備や支援に努め、市民の主体的な活動の充実を目指します。さらにスポーツの推進を通して、生涯に亘り、誰もがいつでも・どこでも・いつまでもスポーツに親しむことができる環境づくりを目指します。

誰もがいきいきと暮らせる社会づくり

子どもから高齢者まで、すべての市民がライフステージに応じて、健康で心豊かに暮らすことができる社会づくりを目指します。市民が安心して医療を受けられる地域医療体制の整備、住み慣れた地域で生涯安心して健やかに暮らすことができる社会づくりに努め、各分野の連携を図りながら、地域医療・地域福祉・社会保障の充実を目指します。

また、地域の包括的なケアシステムの充実を図り、高齢者や障がい者のニーズに合わせた適切な情報・サービスを提供できる体制づくりを目指します。

仕事と暮らしを創造する環境づくり

茨城空港やＪＲ羽鳥駅周辺など都市機能等の拠点となる施設を中心に、市全体の計画的な土地利用の推進を目指します。また、広域的な道路ネットワークの充実を図るとともに、きめ細かな生活道路の整備、公共交通の充実を図り、誰もが利用しやすい交通体系の構築を目指します。

筑波山を望む霞ヶ浦をはじめとする恵まれた自然環境の維持、公園・緑地・水辺の整備、豊かな住環境の整備により、小美玉市の魅力をさらに高め、「住んでみたい、住んでよかった、これからも住みつづけたい」と感じる住環境づくりを目指します。

産業面では、茨城空港を核として、住む人の暮らしを支える雇用の創出を目指し、にぎわい、活力をつくる産業の振興に努めます。小美玉市の基幹産業である農業の振興、既存の商業・工業の活性化、新しい企業の誘致、小美玉市の魅力を生かした観光の振興など多様な分野との連携を図りながら積極的に取り組み、持続的な発展を続けるまちづくりを目指します。

安全・安心な生活を支える体制づくり

地球温暖化による環境の変化を食い止めるため、自然環境を次世代へ引き継いでいく活動を推進し、環境負荷の少ない循環型社会の形成に努め、かけがえのない小美玉市の自然環境を次世代へ引き継いでいくことを目指します。

これまでも着実に進めてきた基地対策の充実、上下水道の整備を継続して行い、市民が安心して生活できる安定した基盤づくりを目指します。

少子高齢化による担い手不足から地域防災力の低下が懸念されるなか、防災対策、消防・救急体制、交通安全・生活安全対策においては一層の充実を図り、小美玉市の魅力の一つである、災害に強いまちづくりを目指します。

Ⅱ

将来指標

1 人口の見通し

我が国では、全国的に少子高齢化による人口減少が続いており、小美玉市においても、平成27年の国勢調査人口は50,911人（平成22年度比マイナス2.6%）と減少傾向が続いています。

このような状況のなか、総務省では、国が策定する「長期ビジョン」を踏まえた「地方版人口ビジョン」の策定を全国の自治体に義務づけ、国と地方が総力をあげた人口問題への取組が始まりました。

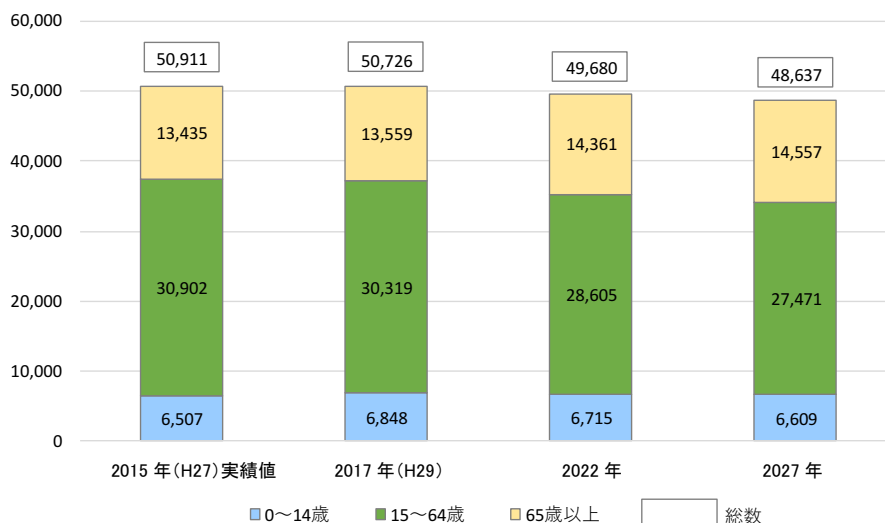
人口ビジョンは、総合計画の計画期間を超えて、長期の人口見通しを示すものであり、2040年の将来人口を46,000人、2060年の将来人口を45,000人と設定しています。

本計画では、人口ビジョンの目標人口を踏襲し、その途中段階である2027年度の目標人口を48,600人とします。

そのためには、人口ビジョンにも示されたように、より一層の産業振興や就業の場の充実、また、ニーズに合った子育て支援や教育の充実、さらには、地域の特性を生かした魅力あふれるまちづくりを進めることにより、若い世代が結婚や出産に希望を持って、小美玉市に住みたい、住み続けたいと感じる市となるよう取り組んでいく必要があります。

2027年度将来目標人口 **48,600人**

■人口の推移と将来目標人口



※2015年(H27)の総人口には年齢不詳を含む
※四捨五入の有効数字の関係で総数が合計と異なる場合があります

Ⅲ

土地利用構想

1 土地利用の基本方針

小美玉市は、茨城県の中央に位置し、豊かな水と緑の田園都市であるとともに、陸・海・空の広域交通ネットワークに恵まれた都市です。

市民が住み続けたいまち、誰もが住んでみたいと感じられるまちを目指し、本市の優位性を生かした効果的な土地利用を推進することで、未来に向けて持続可能なまちづくりを実現します。

- 定住促進や産業振興など戦略的な土地利用を推進します
- 自然的機能と都市的機能の効果的な配置による土地利用を推進します
- 自然環境や歴史・文化や地域の特性を生かした土地利用を推進します
- 陸・海・空の広域交通体系の充実・活用に資する土地利用を推進します
- 北関東の空の玄関口である茨城空港を活用するための土地利用を推進します
- 企業誘致など、産業振興に資する土地利用を推進します
- 将来にわたって暮らし続けるための土地利用を推進します

2 土地利用の具体的方針

①エリア・ゾーンの考え方

各地域の均衡あるまちづくりの展開を図るため、本市の骨格的な都市構造のなかで都市機能の集積があり一体的な日常生活圏を形成する「エリア」、生活・産業・都市基盤などによる機能の集積状況により地域の生活・役割を整理した「ゾーン」を配置します。

②「エリア」の配置方針

優先的に施策・事業を展開する地区を「エリア」と位置づけ、各エリアのネットワークの形成を図りながら、均衡ある地域振興を図ります。

◆ 陸の交流エリア

行政機能、商業機能、文教機能などが集積するエリアを「陸の交流エリア」に位置づけます。このエリアでは、広域的な交通体系によるアクセス性が高いＪＲ羽鳥駅及び羽鳥市街地を中心に、羽鳥駅の橋上化に伴う駅周辺や都市計画道路など都市基盤の整備を進めるとともに、けやき通り周辺などの環境を生かしたにぎわいのある交流空間を形成します。



◆ 空の交流エリア

茨城空港、茨城空港テクノパークなど、空港を中心とする地域一帯を「空の交流エリア」に位置づけます。このエリアは北関東の空の玄関口、地域の陸・海・空の交通結節点として、交流空間の充実を図ります。

そのため、周辺環境への影響に配慮し、公園・広場や緩衝緑地を配置するとともに、茨城空港テクノパークへの産業立地を促進します。



◆ 水の交流エリア

霞ヶ浦周辺の地域を「水の交流エリア」に位置づけます。

このエリアでは、貴重な地域資源である霞ヶ浦の環境保全を図るとともに、地域固有の人・文化・景観などの資源を生かしながら、潤いとにぎわいのある交流空間を形成します。

そのため、本エリアにおいては、「つくば霞ヶ浦りんりんロード」の充実を図るとともに、観光・レクリエーション機能、市民の健康増進機能などを有する水辺交流拠点を配置します。



◆ ゲートウェイエリア

空の交流エリアに隣接し、空の玄関口茨城空港につながる「茨城空港線」沿道を「ゲートウェイエリア」に位置づけます。

このエリアでのにぎわいと快適空間の形成を図るため、土地利用の適切な規制・誘導による計画的な土地利用を推進します。

そのため、本エリアにおいては、「茨城空港線」の沿道整備の促進に努めます。



◆ 空港アクセス沿道エリア

空の玄関口茨城空港から石岡小美玉スマートＩＣまでの「茨城空港線」及び「(仮称) 石岡小美玉スマートＩＣアクセス道路」沿道を「空港アクセス沿道エリア」に位置づけます。「(仮称) 石岡小美玉スマートＩＣアクセス道路」の整備による交通ネットワークの形成により、経済・産業活動の活性化を目指します。

本エリアでは沿道サービス機能の誘導を図るなど、土地利用の適切な規制・誘導による計画的な土地利用を推進します。



③「ゾーン」の配置方針

その土地本来が持っている自然的要素に加えて、生活・産業・都市基盤などにより付加された機能の集積がある地域を「ゾーン」として位置づけ、地域の特徴を生かした土地利用の推進を図ります。

◆ 市街地ゾーン

小川地区及び国道 355 号沿道においては、周辺との連携を図りながら、身近な商業・サービス機能の充実を図ります。

羽鳥地区においては、周辺住宅地との調和に配慮しつつ、J R羽鳥駅の橋上化など、一体的整備を契機とした都市機能の集約・強化や景観整備を図り、にぎわいと活気のある商業・業務機能の充実に努めます。

石岡市街地と接する玉里地区では、徐々に市街地の拡大が見られることから、土地利用の適正な規制・誘導に努めます。



◆ 工業ゾーン

羽鳥地区、玉里工業団地、大沼地区など、工業機能の集積地においては、その振興と活性化を図ります。

また、茨城空港周辺地区においては、茨城空港テクノパークへの企業誘致を図り、雇用の促進に努めます。



◆ 田園都市ゾーン

本市固有の自然景観やまちなみ、歴史的景観などを大切にしたいという思いのある居住地の維持に努めるとともに、農地及び農村環境の保全を図ります。

また、自然や文化とのふれあいの場づくり・ネットワーク化に努めます。



◆ スポーツ・レクリエーションゾーン

市民が豊かでうるおいのある余暇を過ごすことができるよう、市民の体力づくりやスポーツ交流拠点として玉里運動公園、希望ヶ丘公園、宮田防災公園など、スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実に努めます。

また、大井戸湖岸公園においては、良好な自然環境の保全と周辺環境との調和に配慮し、市民はもとより都市住民とのレクリエーション交流拠点としての整備・充実に努めます。



④土地利用構想図



凡例

- | | | | | | | | |
|--|-------------|--|------------------|--|------------------|--|-----------|
| | 陸の交流エリア | | 市街地ゾーン | | 高速道路（整備済） | | サイクリングロード |
| | 空の交流エリア | | 工業ゾーン | | 主要幹線道路（整備済） | | 鉄道 |
| | 水の交流エリア | | 田園都市ゾーン | | 主要幹線道路（整備中・整備予定） | | 行政区界 |
| | ゲートウェイエリア | | スポーツ・レクリエーションゾーン | | 主要道路（整備済） | | 庁舎 |
| | 空港アクセス沿道エリア | | | | 主要道路（整備中・整備予定） | | 地域再生拠点施設 |
| | | | | | ※（国）：国道，（県）：県道 | | |
| | | | | | 構想路線 | | |

IV 施策の大綱

基本構想

まちづくりの基本理念

協働・連携、
そして
チャレンジ

ふるさと・文化、
そして
シビック
プライド

人・もの・
情報の交流、
そして
発信

まちづくりの将来像

「ひともの地域」が輝きはばたくダイヤモンドシティ
～ 見つける。みがく。光をあてる。～

まちづくりの基本目標

基本目標 1

みんなの力で磨く
まちづくり

基本目標 2

人を育てる
学びの場づくり

基本目標 3

誰もがいきいきと
暮らせる社会づくり

基本目標 4

仕事と暮らしを
創造する環境づくり

基本目標 5

安全・安心な生活を
支える体制づくり

※基本施策の下に基本方針・主な成果指標（数値目標）・個別施策が位置づけられます。
個別施策は基本施策の実施内容を具体的に示すものです。

基本計画

基本施策【基本方針・主な成果指標・個別施策】

重点施策

- 1 市民協働・コミュニティ活動の推進 [P.42]
- 2 人権の尊重・男女共同参画社会の推進 [P.45]
- 3 開かれた行政・多様な交流の推進 [P.48]
- 4 効率的な行財政の運営 [P.52]
- 5 戦略的な定住・人口対策の推進 [P.56]
- 6 情報発信によるシティプロモーションの推進 [P.59]

- 1 子ども・子育て支援の充実 [P.64]
- 2 学校教育の充実 [P.68]
- 3 生涯学習の充実 [P.72]
- 4 文化芸術の創造・発信 [P.76]
- 5 スポーツの推進 [P.79]

- 1 健康づくりの推進 [P.84]
- 2 地域医療の充実 [P.88]
- 3 地域福祉・社会保障の充実 [P.90]
- 4 高齢者福祉の充実 [P.94]
- 5 障がい者福祉の充実 [P.97]

- 1 計画的土地利用の推進 [P.102]
- 2 道路体系・公共交通の充実 [P.104]
- 3 公園・緑地・水辺の整備 [P.107]
- 4 住環境・景観形成 [P.110]
- 5 茨城空港の利活用 [P.113]
- 6 農業の振興 [P.115]
- 7 商業・工業の振興・企業誘致の推進 [P.118]
- 8 観光の振興 [P.121]

- 1 自然・地球環境の保全 [P.126]
- 2 循環型社会の形成 [P.130]
- 3 基地対策の充実 [P.132]
- 4 上・下水道の整備 [P.134]
- 5 防災対策の充実 [P.137]
- 6 消防・救急体制の充実 [P.140]
- 7 交通安全・生活安全対策の充実 [P.143]

政策実現のために重点的に展開する施策



基本 計画

基本理念に基づいたまちづくりの将来像を実現するための5つの基本目標を示します。各基本目標には、具体的な取組内容を示す基本施策、個別施策を設けています。

その中で、特に重点的に推進すべき施策を重点施策と位置づけています。

基本計画

基本目標1 みんなの力で磨くまちづくり

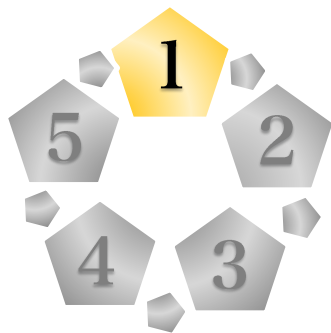
基本目標2 人を育てる学びの場づくり

基本目標3 誰もがいきいきと暮らせる社会づくり

基本目標4 仕事と暮らしを創造する環境づくり

基本目標5 安全・安心な生活を支える体制づくり

重点施策



基本目標 1 みんなの力で磨くまちづくり

行政とともにつくるまちづくり、住民が主体となってつくるコミュニティづくりを推進し、誰もがお互いに尊重し、助け合える地域社会の形成を図ります。また、市内外に開かれた行政運営に努め、多様な声を市政に反映するとともに、効率的な行財政運営に努め、市民と行政の良好なパートナーシップの構築を図ります。

人口減少への対策として、移住・定住を促進する戦略的な取組を進めるとともに、小美玉市の魅力を全国に発信し、小美玉市民が地域に愛着と誇りを感じるシビックプライドを醸成します。

基本施策 1 市民協働・コミュニティ活動の推進

基本施策 2 人権の尊重・男女共同参画社会の推進

基本施策 3 開かれた行政・多様な交流の推進

基本施策 4 効率的な行財政の運営

基本施策 5 戦略的な定住・人口対策の推進

基本施策 6 情報発信によるシティプロモーションの推進

■基本方針：基本施策ごとの取組の基本的方針を示します。

■主な成果指標：基本施策の成果として望まれる成果指標を示します。

■現状と課題：各基本施策の内容に関する現状と課題をとりまとめて示します。

■個別施策：基本施策を実現するための具体的な取組内容を示します。

重点施策：特に重点的に推進すべき施策です。本文中の個別施策に  のマークで示します。

基本施策1 市民協働・コミュニティ活動の推進

■ 基本方針

将来にわたって持続可能なまちを目指し、市民と行政が協働しながらまちづくりに携わるための環境づくりを推進するとともに、その担い手となる人づくりや、活動情報の共有化を図ります。

また、住民自治の理念に基づき、各行政区において自治活動が円滑に進められるよう支援・充実を図るとともに、行政区活動などへの理解を促進し、学区コミュニティ、テーマ型コミュニティなど、コミュニティ組織の育成及びコミュニティ組織相互のネットワーク化を図ります。

■ 主な成果指標

指標名	指標の考え方	実績値 2016 年	将来値 2022 年
まちづくり組織認定団体数	・「まちづくり組織支援事業*」を活用し、行政と協力しながら、様々なまちづくり活動を展開する団体数の拡大を目指す。	58 団体	84 団体
まちづくり組織サイト立ち上げ数	・まちづくり組織が独自に情報公開のために立ち上げているサイト数の増加を目指す。	6 件	15 件
学区コミュニティの組織化	・すべての小学校区においてコミュニティ組織の立ち上げを目指す。	8 団体	10 団体

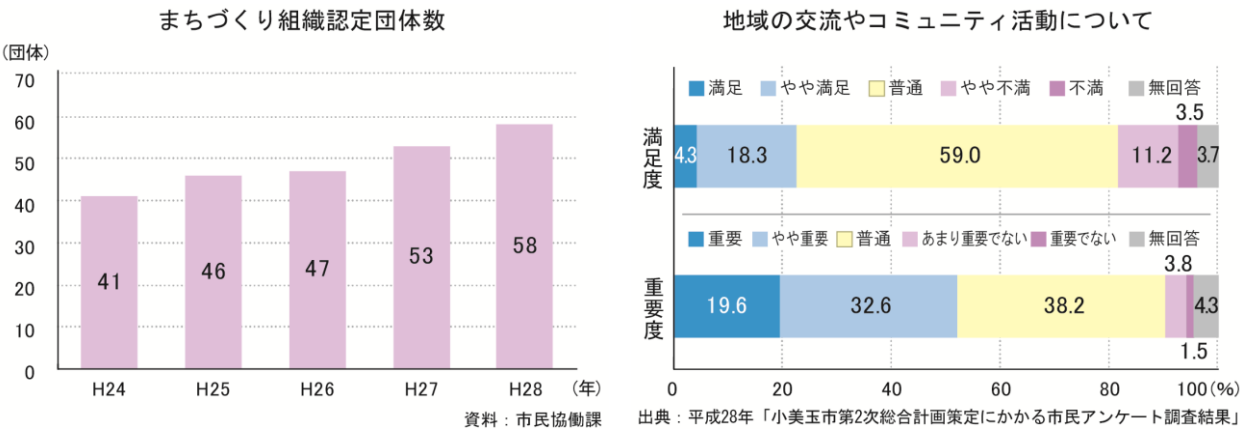
■ 現状と課題

- 人口減少、高齢化の進行、行政需要の多様化など、本市が抱える行政課題が深刻化するなか、将来にわたって持続可能なまちづくり、地域の活力の維持が求められています。また、地域住民のニーズを反映した住みよい地域社会形成の実現のためには、地域が抱える課題について地域住民自らが把握し協力して解決することが求められ、ますます市民協働のまちづくりの推進が必要となっています。そうしたなか、行政区等への加入は年々低下している状況にあり、未加入者に対して各行政区と連携し、加入の必要性やメリットをさらに呼びかけ、加入促進を図っていく必要があります。
- 若者世代を中心に地域への関心は希薄化しており、既存の行政区やコミュニティの特性、人口の集積状況など、それぞれの地域に合わせて、地域リーダーを育成していくことが求められています。

用語解説

まちづくり組織支援事業：まちづくり審査会がまちづくり組織として認定した市民活動団体に対して、市が各種の支援を実施する制度。

- 市民協働によるまちづくり活動の情報が、市民のもとに届きにくいという課題があります。市民に向けた情報提供のあり方や新たな媒体の活用など、情報発信の強化を図っていく必要があります。
- まちづくり組織として認定された団体数は増加が続いていますが、市内でまちづくり活動に携わる団体の多くは活動拠点を持っていない状況です。市民がまちづくり活動に安定的に取り組んでいくため、活動を支える拠点の確保が必要となっています。
- 本市の学区コミュニティは小学校区単位で組織されており、全学区での結成を目指しています。地域の交流やコミュニティ活動については、5割以上が重要と感じていますが、満足度は2割程度にとどまっています。また、本市には学区コミュニティ活動、テーマ型コミュニティ活動がありますが、組織間の連携が弱いことが課題となっており、相互のネットワーク化を図っていく必要があります。



個別施策

は重点施策

1101 市民協働推進のための環境づくり

市民協働課

- ① 市民相互の情報の共有化、まちづくりに関する意識の醸成、担い手づくりやまちづくりに参加・参画しやすい仕組みの構築など、市民が活動しやすい環境づくりに取り組みます。
- ② まちづくり組織の団体相互の効果的なネットワークを構築するとともに、地域活動のリーダーとして活動できるよう、地域活性化の支援に努めます。
- ③ 市民協働のまちづくりを地域全体で進めるため、行政区の機能充実、交流促進の支援に努めます。
- ④ 市民による地域活動の活性化を目指し、「まちづくり組織支援事業」の充実に努めるとともに、地域活動が意欲的に継続・発展できるよう制度の充実・強化に取り組みます。
- ⑤ まちづくり組織の活動を将来にわたって安定的に支援していくため、「基金」を設立するなど財源の確保に取り組みます。

1102 まちづくり活動に携わる人材育成

市民協働課

-  ①協働についての理解を醸成しながら、実践的なまちづくり活動を支援するため、地域づくりのリーダーを養成する事業の拡充に努めます。
-  ②市民に地域づくりへの参加を広く呼びかけ、豊かな経験と知識を生かした「まちづくりアドバイザー」として活動できるよう、地域づくり活動などでの活躍の場を提供します。
-  ③ボランティアやNPO*などの活動を紹介するとともに、活発な市民活動が展開されるよう情報を発信するなど、新たな担い手となる市民の参加機会を増やします。

1103 まちづくり活動情報の共有化

秘書広聴課・市民協働課

- ①広報紙や市ホームページに、市民団体が主催する催事の様子や活動内容を分かりやすく紹介するなど、まちづくり活動情報の共有化の支援に努めます。
-  ②まちづくり組織の情報発信力の向上を目指し、まちづくり組織が広報紙やホームページなどを立ち上げる際に研修を行うなど支援に努めます。
- ③まちづくり組織が広報紙やホームページ、パンフレット、掲示板などにより、自主的に活動情報をPRする取組を支援します。

1104 まちづくり活動の拠点の充実

市民協働課

-  ①まちづくり組織の活動拠点として、既存の公共施設の空きスペースを利活用するなど活動を支援する仕組みを構築します。

1105 学区コミュニティ活動の充実

市民協働課

-  ①充実した学区コミュニティ活動がすべての小学校区単位に展開できるよう、学区コミュニティ間のネットワーク化や活動の活性化のための支援を図ります。
-  ②コミュニティ活動の活性化を図るため、学区コミュニティやテーマ型コミュニティを中心に活動報告会を開催するなど、組織間の連携や情報の共有化を図ることにより、コミュニティ・ネットワークのさらなる充実を目指します。

用語解説

NPO：ノンプロフィット・オーガニゼーション。営利を目的とせず社会的活動を行う民間の団体。

基本施策2 人権の尊重・男女共同参画社会の推進

■ 基本方針

誰もが差別や偏見を受けることなく、基本的な人権が尊重される地域社会を目指し、人権課題への正しい認識が身に付くよう、人権に関する啓発活動や人権教育を推進し、市民の人権感覚・人権意識の高揚を図ります。

また、男性も女性も意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会を目指し、男女共同参画の視点にたった社会制度・慣行の見直しや、家庭・地域・学校などにおける意識啓発など男女共同参画意識の醸成を図ります。さらに、政策・方針決定の場への女性の参画促進や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、男性中心型労働慣行の変革など、男女がともに活躍できる環境の整備を推進します。

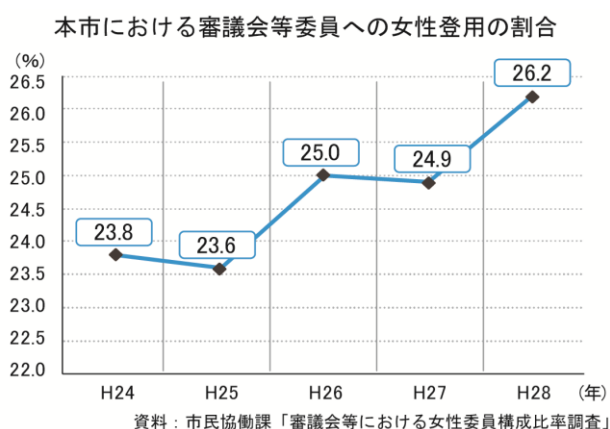
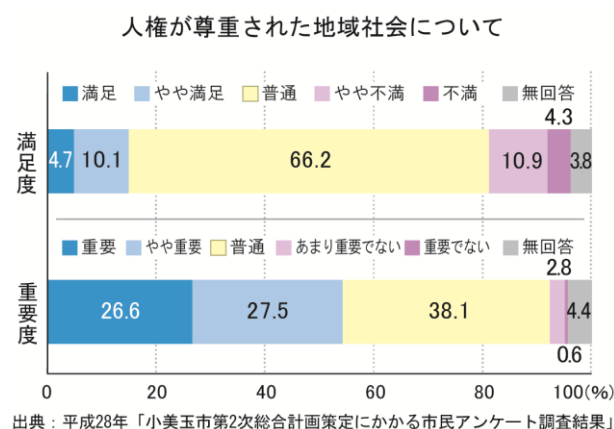
■ 主な成果指標

指標名	指標の考え方	実績値 2016 年	将来値 2022 年
人権が尊重された地域社会であると思う市民の割合	・満足度調査を行い、調査全体の値に対する満足・やや満足が占める割合の増加を目指す。	14.8%	20.0%
男女の平等が実現していると思う市民の割合	・満足度調査を行い、調査全体の値に対する満足・やや満足・普通が占める割合の増加を目指す。	76.1%	80.0%
審議会等委員への女性登用の割合	・政策等の立案及び決定などにおける女性の参画を促進するため、審議会等委員へ登用する女性の増加を目指す。	26.2%	33.1%

■ 現状と課題

- 差別や偏見のない住みよい社会をつくるには、人種、信条、性別、社会的身分または門地（家柄、家格）により政治的、経済的または社会的関係において差別されないこと、すなわち「基本的人権の尊重」が重要です。また、いじめや体罰、児童虐待などといった子どもに関する人権問題、インターネット上の誹謗中傷、プライバシー侵害、東日本大震災被災者に対する偏見など新たな社会問題も生じています。市民アンケートでは、人権が尊重された地域社会についての満足度は約 14.8%と低くなっており、本市においても積極的に取り組むべき課題であるといえます。
- これらの問題に対応していくため、関係機関の相互連携により、人権啓発・人権教育に総合的に取り組んでいく必要があります。また、人権侵害などの被害者が問題解決のために安心して相談できるよう、人権擁護活動の充実が求められています。

- 男女の**固定的性別役割分担意識***は職場や地域などに依然として残っており、これらの差別の解消に向けて、男女共同参画意識の高揚と定着を図っていくことが求められています。
- 平成 28 年度の本市の審議会等委員に占める女性比率は 26.2%と国が掲げる目標値を下回っている状況であることから、積極的な是正措置（ポジティブアクション）を図っていく必要があります。
- 「**女性活躍推進法***（平成 28 年）」が施行され、働く場面で活躍したい女性を積極的に支援していくことが求められています。そのため、男女がともに働きやすい社会や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組を図っていく必要があります。



個別施策

は重点施策

1201 人権啓発活動の推進

社会福祉課

- ①人権課題に対する正しい認識を深め、人権尊重の意識が広く定着するよう、様々な機会をとらえて啓発活動を推進します。

1202 人権教育の推進

社会福祉課・指導室

- ①学校や地域・職場における人権課題に対する正しい認識が身に付くよう、人権擁護委員による人権教室や出前講座の開催など、人権教育を推進します。
- ②学校教育においては児童・生徒の発達段階を踏まえた人権教育を一層推進し、子どもたち一人ひとりの人権感覚を高めます。

用語解説

固定的性別役割分担意識：夫は外で働き、妻は家庭を守るべき、といった性別に基づいて役割を固定的に考える意識。

女性活躍推進法：「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。働く女性の活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため定められた法律。（平成 28 年施行）

1203 人権擁護活動の推進

社会福祉課

- ①人権擁護委員による特設人権相談所を継続して開設するなど、人権擁護活動の充実に努めます。

1204 男女共同参画意識の醸成

市民協働課

- ①男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しのための啓発を推進し、家庭や地域、職場、学校などにおける、あらゆる差別の解消に向けた啓発活動や学習機会の提供に努めます。

1205 男女がともに活躍できる環境の整備

市民協働課

- ①行政運営の政策・方針決定の場に女性が参画できるよう、審議会等委員への女性の積極的な登用や、情報提供・人材育成を図ります。
- ②セミナー等を実施し、子育て・介護・職場環境の改善を図るとともに、家事・育児などを男女が互いに協力し合えるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進します。
- ③女性の活躍推進のために、男性の働き方・暮らし方の見直しや、女性の活躍に影響を与える社会制度、慣行の見直しなど、男性中心型労働慣行の変革を目指した取組を推進します。
- ④男女共同参画や女性問題に関する相談窓口の充実・整備を図ります。
- ⑤女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、相談体制の充実や関係機関への迅速な接続などに取り組めます。



基本施策3 開かれた行政・多様な交流の推進

■ 基本方針

市民の誰もが市政情報にアクセスしやすい環境を目指し、広報紙やホームページ、SNS^{*}を活用した多様な情報提供の充実を図るとともに、個人情報の適切な管理に努めながら、市民の知る権利に基づき行政情報の公開を積極的に推進します。

また、多様な声を集約し、市政に反映させるため、市民の声を聴く機会の充実を図ります。さらに文書管理の一元的なシステム化による全庁的な文書管理システム^{*}の運用に努めるとともに、ICT^{*}化に対応した情報基盤の充実を図ります。

多文化共生社会の実現を目指し、姉妹都市交流など国際交流・国際化を進めるとともに、市民の一体化を目指した市民交流を積極的に推進します。

■ 主な成果指標

指標名	指標の考え方	実績値 2016 年	将来値 2022 年
ホームページアクセス件数	・ ホームページでの情報提供を充実させることにより、アクセス件数を増やし、市政情報提供の向上を目指す。	393,118 件	417,000 件
SNSサイト公式アカウント [*] 数	・ 小美玉市の公式SNSサイトを開設し、様々な媒体を活用して小美玉市の情報を広く発信する。	0 件	1 件
ふるさとふれあいまつり来場者数	・ ふるさとふれあいまつりの内容を充実させることにより、来場者数の増加を目指す。	29,000 人	31,500 人

■ 現状と課題

- ライフスタイルの多様化や行政区への加入が減少するなか、市政情報を市民に的確に伝えることが、開かれた行政を実践する上で重要な課題となっています。本市ホームページアクセス数は増加が続いており、市民が求める情報をホームページやSNSなど多様な媒体を活用し、迅速に提供していくことは効果があると考えられます。
- 広聴については、「市政へのご意見」「市政提案箱」「私の提案はがき」のほか、月に一度「対話の日」を設けていますが、市民から寄せられる政策的な提案は少ないことが現状

用語解説

SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス。インターネット上で人と人のやりとりを通して、社会的ネットワークの構築を支援するサービス。

文書管理システム：文書の収受、作成から廃棄までの一連の文書業務の管理を一元的に行い、事務処理の効率化を図る。

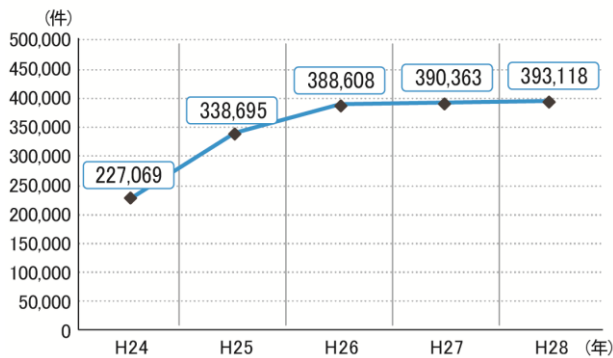
ICT：インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー。情報の伝達・共有に焦点をあてた、人と人のコミュニケーションのための情報伝達技術。

アカウント：インターネット上のサービスにログインする際に、利用者を識別するための番号や記号。インターネット上のサービスを利用する権利。

です。また、「小美玉市情報提供制度」に基づき市の保有する情報を市民に提供していますが、個人情報の適正な取り扱いや「小美玉市情報公開制度」を活用していく必要があります。

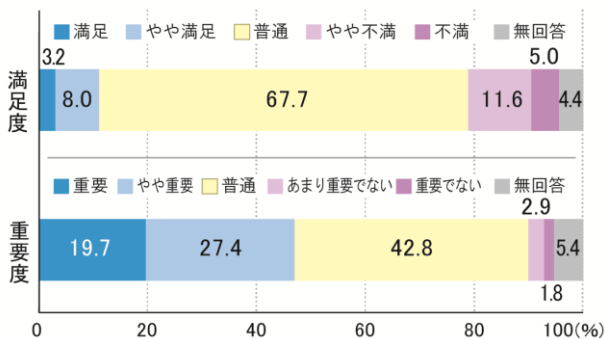
- 「マイナンバー制度」の導入に伴う**マイナンバーカード***は**個人番号***の証明や身分証明書として利用でき、コンビニでの証明書取得や自宅での確定申告など様々な行政サービスを受けることができるカードです。さらなる利用促進を図っていく必要があります。
- ICT社会の進展に伴い行政システムの電子化が進んでいます。本市においても電子決済導入などの取組が進められていますが、インターネットなどを活用した行政サービスについての満足度は、1割程度と低くなっています。また、文書管理システムの円滑な運用を図るため、データベースの適正な運用が求められています。
- 交通や通信手段の発達に伴い、人・モノ・情報がボーダレス化し、国際化が進展しています。また本市においては、茨城空港の開港以降、外国人観光客が増加しており、多様化する国際化に適切に対応していく必要があります。さらに、国際交流については小美玉市国際交流協会による取組を支援し、多文化共生の考え方が定着するよう市民の理解をさらに深めていく必要があります。
- 本市では市民交流として、多くの地域イベントが開催されており、地域の個性が発揮され、コミュニティづくりにも貢献しています。これらの取組のさらなる充実が求められています。

小美玉市ホームページアクセス数



資料：秘書広聴課

インターネットなどを活用した行政サービスについて



出典：平成28年「小美玉市第2次総合計画策定にかかる市民アンケート調査結果」

用語解説

マイナンバーカード及び個人番号：個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用できるＩＣカード及びＩＣカードに記載されている番号。

■ 個別施策

 は重点施策

1301 情報提供の充実

秘書広聴課・総務課

-  ①広報の充実を図るため、広報紙や市ホームページについて、市民が分かりやすく、市民の興味をひく内容に編集し、かつデザインについても **シティプロモーション*** の観点から更新を行います。また、市政情報の速やかな提供と、伝わる情報発信に努めます。
- ②視覚障がい者のために作成している広報紙の音声版について、ボランティア団体との連携・強化により事業の充実に努めます。
-  ③より多くの市民が情報を多様な媒体で取得できるよう SNS 等を活用した情報提供に努めます。
- ④市の施策・事業の情報や予算に関する情報など、行政自らが積極的に情報を提供し、行政情報を分かりやすく公開する「小美玉市情報公開制度」の運用並びに個人情報の保護に努めます。
- ⑤ **茨城県域統合型GIS（地理情報システム）*** の利用促進に努めます。
- ⑥市政出前講座を充実させ、市政に対する市民の理解を醸成するとともに、まちづくりへの参加促進を図ります。

1302 広聴の充実

秘書広聴課

- ①市民の意見を市政に届けやすい環境を整えるとともに、実施している広聴事業を市民に知らせることで広聴の充実に図ります。
- ②広く市民の声を行政に反映させるため、「市政モニター制度」の充実に図ります。
-  ③市長が直接市民の提案や意見を聴く機会の充実に図ります。

1303 マイナンバーカードの利用促進

市民課

- ①「**いばらき電子申請・届出サービス***」システムの利用による電子申請の充実により、市民の利便性向上とマイナンバーカードの利用促進を図ります。
- ②市ホームページや広報紙等により、市民に対する「マイナンバー制度」の周知に努めます。

用語解説

シティプロモーション：地域活性化のために、地域の特産品や魅力をPRしてイメージの向上を目指す活動。

茨城県域統合型GIS（地理情報システム）：茨城県と全市町村が整備を進めているインターネットで利用できる地図情報。公共施設、医療関係施設、福祉/バス、防災情報、市町村道などの情報が地図上に示されている。

いばらき電子申請・届出サービス：県内の各市町村の各種手続きをパソコン上から行うことができるサービス。

1304 情報化の推進

企画調整課・生活文化課・スポーツ推進課

- ①電子申請や届出システムの利用促進に努めます。
- ②公共施設のイベント利用などの申込みや申請についてオンライン化を推進し、市民が行政サービスを手軽に利用できる環境の充実に努めます。
- ③「小美玉市情報セキュリティ基本方針^{*}」に基づき、情報管理システムの強化に努めるとともに、個人情報保護に関する研修を実施するなど、職員一人ひとりの個人情報の保護に関する意識の向上に努めます。

1305 国際交流・国際化の推進

市民協働課

- ①姉妹都市交流により、国際化への理解の促進と国際感覚の醸成を目指します。また、英語学習に興味を持つきっかけづくりや、異文化交流を通じた自国文化を再認識する機会をつくれます。
- ②市民が、国際化の状況を肌で感じ、多文化共生社会実現のための素養を身に付けられるよう、市内及び市外在住の外国人との交流を促進します。
- ③外国人居住者向けの広報や生活ガイドブックの活用により、外国人が暮らしやすい環境づくりに努めます。また通訳ボランティアや、日本語ボランティアを育成し、「国際交流人材リスト」に登録するなど、国際化への対応力を高めます。

1306 市民交流の充実

市民協働課・生活文化課・商工観光課・スポーツ推進課

- ①市民と行政が協働で運営する「ふるさとふれあいまつり」「スポレクデー」「市民文化祭」「産業まつり」など、市民交流事業の充実に努めます。



用語解説

小美玉市情報セキュリティ基本方針：情報資産の機密性・完全性及び可用性を維持するために、本市が実施する情報セキュリティ対策について総合的にまとめたもの。

基本施策4 効率的な行財政の運営

■ 基本方針

効率的な行財政運営の展開を目指し、全庁的な取組として行政改革に引き続き取り組むとともに、**ファシリティマネジメント***の視点に立った施設管理や、行政評価に基づく事務事業の見直しによる計画的な財政運営を推進します。

また、適正な定員管理を推進するとともに、多様な行政課題に対応していくために人材育成の強化を図ります。

さらに、将来にわたって持続可能なまちづくりを目指し、広域的な視点から関係自治体との連携を強化し、広域行政を推進します。

■ 主な成果指標

指標名	指標の考え方	実績値 2016 年	将来値 2022 年
「第3次小美玉市行財政改革」の計画達成度	・「 第3次小美玉市行財政改革チャレンジプラン* 」における事業実施項目の目標達成を目指す。	新規	100.0%
経常収支比率*	・財政運営の弾力性を示す代表的な指数、経常収支比率の県平均（88.0%）以下の継続を目指す。	85.9%	88.0%

■ 現状と課題

- 地方分権の進展により、地方自治体はより一層の自立と責任が求められており、「小美玉市行財政改革大綱」に基づき効果的・効率的な行政運営に取り組んでいます。費用対効果の検証や歳出見直し、職員の意識改革、資質向上を図るため、現計画の見直しが必要となっています。
- 総合計画を実効性あるものとするため、評価の実施を基本とする**マネジメントサイクル***の定着により、効果的・効果的な計画の進行管理を行っていますが、現状においては、実施計画策定時の事前評価を行っているのみであることから、事後評価を含む事務事業評価システムの構築を図っていく必要があります。

用語解説

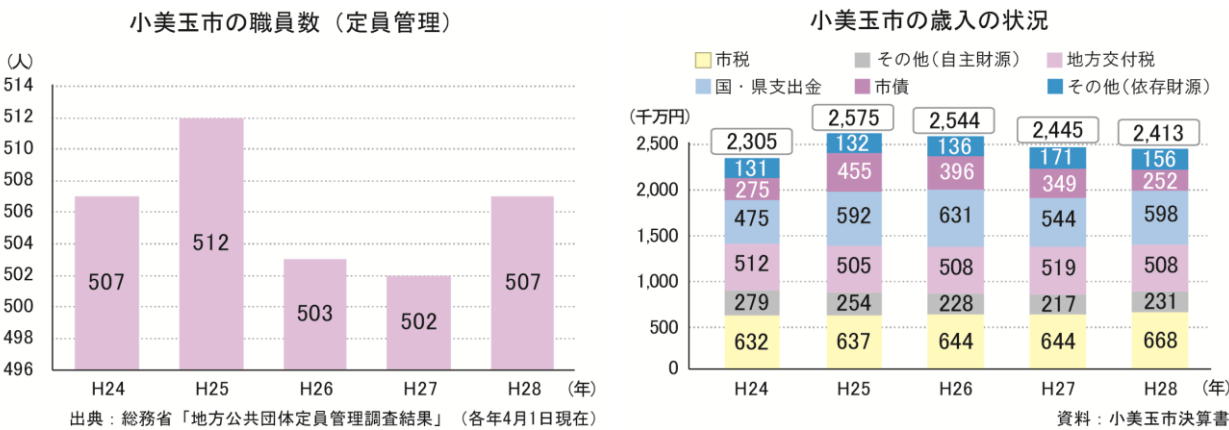
ファシリティマネジメント：土地、建物、設備や備品、またそれらが形成する環境などを経営資源・公共財産として捉え、効率的に運用する管理方法。

第3次小美玉市行財政改革チャレンジプラン：「市民との協働による行政経営のさらなる推進」を基本目標として、より質の高い効率的な行財政改革の推進のための取組をまとめた計画。（平成28年策定）

経常収支比率：人件費や扶助費などの固定的に毎年支出する経常的経費が、市税などの経常的収入に占める割合。

マネジメントサイクル：業務が効率的・効果的に行われているか、計画・実行されたものを評価し、改善していく手法。

- 本市のこれまで利活用されなかった市有財産の総合的な管理・利活用が課題となっています。また、公共施設についても総合的な管理・利活用を図るため、「**小美玉市公共施設等総合管理計画***（平成 28 年）」に基づく対策が必要となっています。
- 近年、行政施策の展開に際してはより高い公平性が求められています。契約制度においても、公平で競争性、透明性の高い入札・契約制度となるよう、国・県の動向を見ながら見直しを図っていく必要があります。
- 本市では定員管理を継続して行っていますが、限られた財源のなか、削減のみの定員管理にとどまらず、複雑多様化する行政事務に対応するため、適正な定員管理を行い効率的な運営に努める必要があります。また、職員の人材育成については「**小美玉市人材育成基本方針***」に基づき実施していますが、地方創生の流れのなかで、新しい時代の地方自治に対応できる人材の育成、また、評価結果を活用した処遇の決定など、制度の定着を検討していく必要があります。
- 財政を取り巻く状況は厳しさを増しており、**普通交付税***の一本算定への移行により、歳入の大幅削減が予想されています。現在、歳入不足は**財政調整基金***繰入金で補っており、残高の保持が課題となっています。
- 様々な広域的ニーズへの対応や、権限委譲による受け入れ体制の整備の必要性から、広域行政の役割は重要になってきています。環境、教育、医療福祉など各分野において関係自治体との連携強化が必要となっています。



用語解説

小美玉市公共施設等総合管理計画：市が保有する公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化と、公共施設等の最適な配置を図る計画。（平成 28 年策定）
小美玉市人材育成基本方針：職員の質の向上を図るため、計画的な研修の実施等の取組を示す基本方針。
普通交付税：自治体ごとの行政サービスの均衡を図るために、財政力が乏しい地方自治体に対し国が分配する制度。
財政調整基金：財源に余裕がある年に積み立てを行い、不足の際に補い、計画的な財政運営を担保するための基金。

1401 行政改革の推進

総務課

-  ①「第3次小美玉市行財政改革大綱」に基づく実施計画「チャレンジプラン」を推進し、効率的・効果的な行政改革に取り組みます。また、進捗状況については随時公表するとともに、計画見直しの際には、市民の意見を反映した計画策定に努めます。

1402 行政評価の推進と事務事業改善

企画調整課・総務課

- ①限られた行政資源の有効活用を図るため、各部門別の施策や事務事業について毎年度評価します。実施にあたっては、分かりやすく透明性の高い独自の行政評価システムの構築を図ります。
- ②行政評価システムによる **P D C A サイクル***により、予算と連動させながら事務事業の適切な管理・見直しを行い、市民ニーズに適合した質の高い行政サービスを提供します。

1403 ファシリティマネジメントの推進

管財検査課・総務課

-  ①土地・建物等の資産を総合的に管理するとともに、計画的・効率的な管理運営・利活用を推進し、「小美玉市公共施設等総合管理計画」に基づき、財政負担を考慮した公共施設の最適化を図ります。

1404 公平で透明な入札執行

管財検査課

- ①入札・契約事務の公平性・透明性・競争性の向上並びに客観性の確保を図るため、国・県及び県内市町村等の最新の動向を把握し、市の状況に適した制度の改正等により公正な事務処理の推進を図ります。

用語解説

P D C A サイクル：Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）のサイクルで、行政の事業・施策を継続的に見直し・改善していく手法。

1405 定員管理と人事評価

総務課

- ①市町村アカデミー（市町村を担う人材育成のための中央研修機関）への研修派遣を継続的に行います。また、人事評価の評価者研修を定期的に行います。
- ②「小美玉市第3次定員適正化計画」に基づき、職員数の全体管理を行います。実施にあたっては、行政需要や事務の変遷、各分野への配置数などについて現場の意見把握に努め、適正な配置を行います。
「小美玉市第3次定員適正化計画」の推進状況を分析しながら「第4次定員適正化計画」の策定を検討します。

1406 健全な財政運営の推進

財政課・総務課

-  ①決算額及び予算額を踏まえ、中期的な財政計画を作成し、財政調整基金残高が保持できるよう、財政調整基金繰入金を一定額に抑えた予算編成を行います。
-  ②「小美玉市公共施設等総合管理計画」に基づき、個別施設の計画策定を進め、施設数の適正化を図ることにより、経常経費の削減に努めます。

1407 広域行政の推進

政策調整課・環境課・医療保険課・水道課

- ①行政区域を越える広域的な課題に対応するため、関係自治体との連携・協力関係の維持発展に努め、関連施策の推進に努めます。
- ②多様化、高度化及び広域化する行政課題に対応するため、周辺自治体との連携を図りながら、**一部事務組合***等の充実と効率的運営を推進します。

用語解説

一部事務組合：複数の地方公共団体が、事務の一部などの行政サービスを共同で行うための組織。

基本施策5 戦略的な定住・人口対策の推進

■ 基本方針

本市の少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、誰もが住みたい地域環境を確保して、将来にわたって活力ある地域の維持を目指し、戦略的な定住・人口対策を総合的に推進します。

また、恋愛・結婚に希望が持てる社会の形成を目指し、出会いの場の創出などの取組を推進します。

■ 主な成果指標

指標名	指標の考え方	実績値 2016 年	将来値 2022 年
同窓会開催参加者数	・ふるさと回帰のきっかけづくりとして同窓会開催を支援し、移住・定住を促進する。	62 人	300 人
小美玉市に愛着を持っている人の割合	・小美玉市に愛着を持っている人が増加することにより、人口流出の抑制を目指す。	48.1%	55.0%
「移住促進住宅取得助成事業」申請者数（累計）	・小美玉市に転入し住宅を取得するための助成を行い、移住の増加を目指す。	0 件	150 件
「出会いの場創出事業」への参加者数及び申請件数	・多彩な街コン*事業等各種事業への参加者増加を目指す。	512 人	686 人

■ 現状と課題

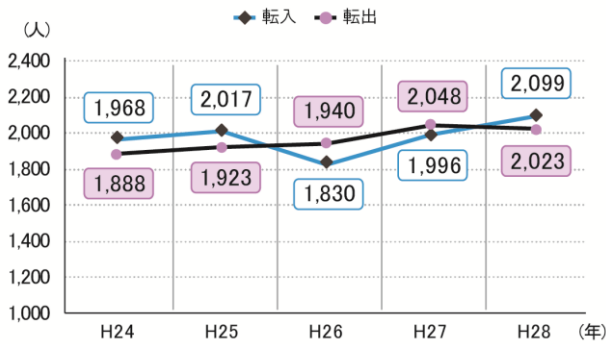
●小美玉市民の多くは定住を希望していますが、結婚や仕事、住宅、生活の利便性など様々な理由で転出していることが分かっています。一方、少子化や人口減少の大きな要因として未婚化、非婚化の進展があげられています。これらの状況に対応するため「小美玉市総合戦略*（平成 28 年策定）」において、定住希望者の受け入れ体制の整備や、出会いの場の創出に取り組んでいるところです。人口の減少は市民生活、地域経済に大きく影響を与えることから、移住・定住の促進、人口減少対策を強化していく必要があります。

用語解説

街コン：地域振興を目的として、街ぐるみで男女の出会いの場を設けるイベント。

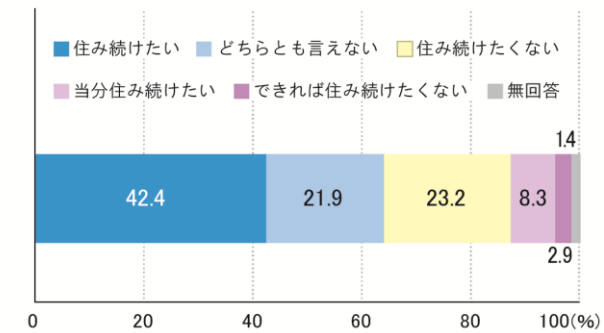
小美玉市総合戦略：「まち・ひと・しごと創生法」を受けて策定された、地方版総合戦略「ダイヤモンドシティ・プロジェクト」。平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間をプロジェクトの計画期間とし、「人口減少対策」「定住促進」に焦点をあてた事業展開を図っている。（平成 28 年策定）

本市の転入・転出者数の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査

今後も小美玉市に住みたいか



出典：平成28年「小美玉市第2次総合計画策定にかかる市民アンケート調査結果」

個別施策

は重点施策

1501 移住・定住の促進

企画調整課・都市整備課

- ①小美玉市生まれの多くの若者が帰住（Uターン）するきっかけづくりとして、地元暮らしの素晴らしさをアピールするとともに、将来地元で就職することを前提とした奨学金制度などの導入を検討します。
- ②本市への移住を検討している人に本市を知る機会、体験する機会を設け、安心して移住できるよう支援します。
- ③本市に住みたいと思っている若者を後押しするため、定住を促進するための総合的なサポートに努めるとともに、生活基盤づくりに取り組みます。
- ④定住促進のため、住んでいる人が快適に住める環境づくりを進めます。そのため、住宅取得に際しての優遇や、子ども・孫世代が親元に近居する三世代近住世帯への支援などに取り組み、住みごこちの向上を目指します。
- ⑤地域経済の活性化や定住を促進するとともに、ふるさと回帰のきっかけづくりとして、小美玉市出身者が友人と再会する場の提供に取り組みます。



1502 出会いの場の創出

子ども福祉課



- ①多種多様で自然な男女の出会いの場を創出するため、多彩な街コン合コン事業等を開催するほか、地域住民及び関係団体組織等との連携による事業を展開します。
- ②市結婚相談員や連絡協議会への活動支援に努めるとともに、石岡地方結婚相談所との連携を図り、結婚を希望する方の登録を促すなど成婚者の増加を目指します。
- ③恋愛・結婚のイメージアップを図るため、プロモーションビデオやオリジナル婚姻届、結婚記念証の効果的な活用を図るとともに、積極的に広報紙・ホームページ・SNS等に情報提供していきます。

1503 総合的な人口対策の推進

企画調整課・環境課・防災管理課・医療保険課・社会福祉課・子ども福祉課・
介護福祉課・農政課・都市整備課・特定プロジェクト整備課

- ①国や県の補助制度を活用した**待機児童***ゼロの状態の維持、保護者のニーズに合わせた延長保育・休日保育・一時預かり保育等の各種サービスの実施、多子世帯の保育にかかる経済的負担の軽減などの保育サービスの充実により、子育て世帯の移住・定住の促進を図ります。（2101 再掲）
- ②小児・中高校生・妊産婦・ひとり親家庭の母子及び父子への医療福祉制度など、子育て世帯に負担の少ない環境であることの積極的な広報・周知に努め、子育て世帯の移住・定住の促進を図ります。（3306 再掲）
- ③JR羽鳥駅の橋上化・自由通路・駅前広場の一体的な整備による交通結節点の利便性の向上、通勤通学者の利便性に配慮した公共交通の確保と利用促進など、公共交通の充実を図り、あらゆる世代が住みやすい環境づくりに努め、移住・定住の促進を図ります。（4204 再掲）
- ④小美玉市内の住宅情報や空き家情報などを積極的に広報し、移住を考える世帯への情報提供に努め、住宅のリフォームやバリアフリー化を促進し、住みやすい住環境の整備を支援し、移住・定住の促進を図ります。（4401 再掲）
- ⑤就農して間もない新規就農者の農業経営の支援、認定農業者への営農指導の強化、農業の経営効率化を図る農地の集積・集約化の取組など、農業の担い手の確保と育成に努め、農業を担う世代の移住・定住の促進を図ります。（4601 再掲）
- ⑥実践的な防災訓練や防災講習会などによる地域防災力の向上、広域的な防災体制の充実・強化、食料や災害対応機材など災害時の備えの確保など、防災体制を強化するとともに、「災害の少ないまち」という特徴を活用し、移住・定住の促進を図ります。（5501 再掲）

用語解説

待機児童：認可保育所への入所要件を満たし、申請もなされているが、保育所に入所できない状態にある児童。

基本施策6 情報発信によるシティプロモーションの推進

■ 基本方針

本市の魅力を市内及び全国に効果的に発信するとともに、地域への愛着や誇りと当事者意識を持つ「シビックプライド*」をより一層高めるため、情報発信による戦略的なシティプロモーションを推進します。

■ 主な成果指標

指標名	指標の考え方	実績値 2016 年	将来値 2022 年
住みよさランキング*	・戦略的なシティプロモーションの推進によりシビックプライドの醸成を図り、小美玉市の認知度等を高め、ランキングの上昇を目指す。	370 位	300 位
ふるさと寄附金* 件数	・ふるさと寄附金を募り、小美玉市への興味・関心を持ち、訪れるきっかけづくりを目指す。	16,249 件	30,000 件
コンクール・コンテスト・表彰等への応募回数	・市の魅力発信にかかるコンクール・コンテスト・表彰等への応募を全庁的に推奨し、応募する所管が増えることでグッドデザイン（センスがいい）への理解と関心及び発信技術が各所管の担当者に蓄積され、小美玉ブランドの発信に寄与する。	—	25 件
メディアでの発信回数	・メディア媒体を戦略的に活用し、小美玉市の魅力を発信するため、メディアでの発信回数の増加を目指す。	—	10 回/年

■ 現状と課題

- 人口減少社会の到来により、地域間競争が激しくなっており、本市がその競争で生き残っていくためには、より戦略的に情報発信を行い、認知度を上げることによって住みよさランキングなど外部からの客観的な評価を上げていく必要があります。また、戦略的かつ効果的な情報発信を行うためには、シティプロモーションの考え方に基づいた取組を本市が一丸となって推進していく必要があります。

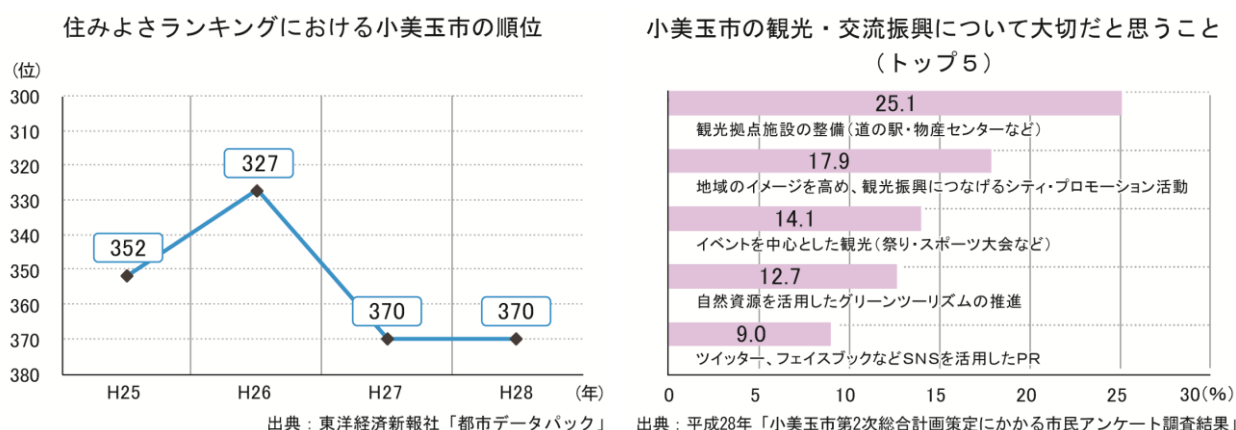
用語解説

シビックプライド：まちに住む人々が、当事者としてその都市に対して抱く愛着や誇りのこと。

住みよさランキング：東洋経済新報社が全国の都市を対象に毎年公表している「住みよさ」のランキング。

ふるさと寄附金：居住している地域以外の市町村などに一定額以上の寄附を行った場合、その金額に応じ、現在の居住地に支払う住民税や所得税などの一部が控除される寄附金制度。

- 市民アンケートによると、本市の観光・交流振興については、観光拠点施設の整備や地域のイメージを高めるシティプロモーション活動などが大切と考えられています。本市のよさを伝え、知名度を上げるための取組が求められています。



個別施策

は重点施策

1601 シティプロモーションの推進

企画調整課・商工観光課

- ①シティプロモーションを総合的・体系的に推進していくため、「(仮称)シティプロモーション戦略プラン」を策定し、戦略的なシティプロモーションを推進します。
- ②シティプロモーションを円滑に推進していくため、行政・市民・関係機関が連携した推進体制を構築するとともに、新規施策の開発セクションとして中堅職員を中心にプロジェクトチームを結成します。
- ③シビックプライド(地域への愛着や誇りと当事者意識)の醸成を図るため、「地方創生推進事業」及び「ふるさと寄附金事業」を行います。
- ④民間企業、行政、教育・研究機関、金融、労働、メディア、地域住民、市出身者など、本市に関わるあらゆる人々が連携してシティプロモーションを進めていくため、マーケティングスクールの開催や異業種間交流などを通してアクションを起こしていく人材を育成します。

1602 小美玉市の存在感を高める広報の推進

秘書広聴課・企画調整課

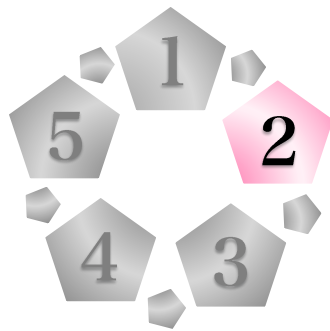
- ①本市のよさや魅力を見つけ、みがき、光をあてて輝かせていく情報発信を行うとともに、広報によるシビックプライドの醸成を行います。
- ②本市から発信する情報において、共通して使用できるデザインコンセプト*を打ち出し、市内及び全国に向けて効果的に本市の魅力を発信します。
- ③市のプロモーションビデオを作成し、インターネット等の動画配信媒体*を活用して本市の魅力をより多くの人に映像で伝えます。



用語解説

デザインコンセプト：デザインの表層だけではなく、制作意図や目的、またその概念を説明するための言葉。

動画配信媒体：動画配信サイトやSNSやスマートフォンのアプリなど、インターネット上で動画を視聴するための媒体。



基本目標 2 人を育てる学びの場づくり

地域ぐるみの子育て支援サービスの充実を図り、出産・子育てを希望するすべての人が、安心して産み育てられる環境づくりを推進します。また、小美玉市で学ぶ子どもたちが自ら明日を切り開く力を培うことができるよう、質の高い教育の提供、安心して学べる教育環境の充実を図ります。

さらに、市民が豊かな生活を送ることができるよう、市民のニーズに合った生涯学習の提供、様々な文化芸術活動の環境整備や市民の主体的な活動の支援、誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。

基本施策 1 子ども・子育て支援の充実

基本施策 2 学校教育の充実

基本施策 3 生涯学習の充実

基本施策 4 文化芸術の創造・発信

基本施策 5 スポーツの推進

■基本方針：基本施策ごとの取組の基本的方針を示します。

■主な成果指標：基本施策の成果として望まれる成果指標を示します。

■現状と課題：各基本施策の内容に関する現状と課題をとりまとめて示します。

■個別施策：基本施策を実現するための具体的な取組内容を示します。

◆重点施策：特に重点的に推進すべき施策です。本文中の個別施策に ◆ のマークで示します。

基本施策1 子ども・子育て支援の充実

■ 基本方針

少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境が変化するなか、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、子どもと保護者の総合的な支援に努めます。

そのため、**待機児童***ゼロの継続や保護者のニーズに合わせた保育サービスの充実、親子の交流の場の整備、妊娠から出産・育児までの切れ目ないサポート体制の構築など、子育て環境の充実を図ります。

また、地域における子育て力の向上や、SNSを活用した子育て情報の発信など、多様な子育て支援の充実を図るとともに、児童虐待防止対策や子どもの貧困対策などすべての子どもの夢と希望の実現のための取組を推進します。

■ 主な成果指標

指標名	指標の考え方	実績値 2016 年	将来値 2022 年
待機児童数	・適切な保育施設整備等による利用定員の確保及び延長保育・一時保育等のサービスの充実により、待機児童ゼロの状態を維持する。	0 人	0 人
子育てアプリ* ダウンロード数	・子育て支援事業への参加・各種施策の利用促進を図るため、子育てイベントや、施策の周知等の充実を目指す。	—	1,300 件
子育て支援・保育サービスについての満足度	・市民のニーズに対応した子育て支援・保育サービスの実施に努め、満足度の向上を目指す。	17.8%	35.6%

■ 現状と課題

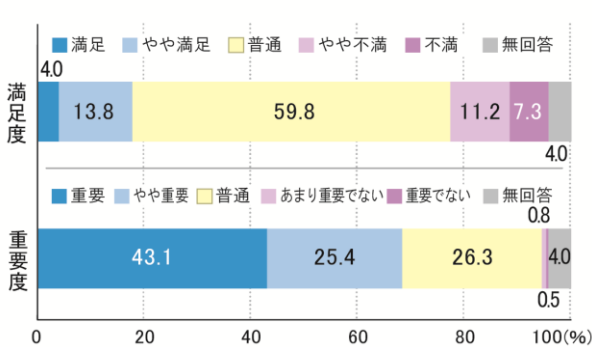
- 女性の社会進出や共働き世帯の増加により、少子化が加速している一方で保育ニーズは増加傾向にあります。市民アンケートにおいても、子育て支援・保育サービスについては、約7割が重要と感じています。現在、本市には幼稚園6か所、認定こども園5か所、保育園8か所があり、待機児童ゼロを維持していますが、働き方の多様化に伴い保育ニーズも多様化しており、きめ細かで迅速な対応が求められています。
- 市民アンケートでは、結婚・出産・子育てしやすい社会環境づくりについては、約7割が重要と感じていますが、満足と感じている割合は約1割と低くなっています。子育てに関する総合的方針である「小美玉市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の子育て支援機能の充実や地域が一体となって子育てを支援する体制づくりなどに取り組む必要があります。

用語解説

待機児童：認可保育所への入所要件を満たし、申請もなされているが、保育所に入所できない状態にある児童。
子育てアプリ：スマートフォンやタブレットで、子育てに関する情報を検索できる子育て支援アプリ。

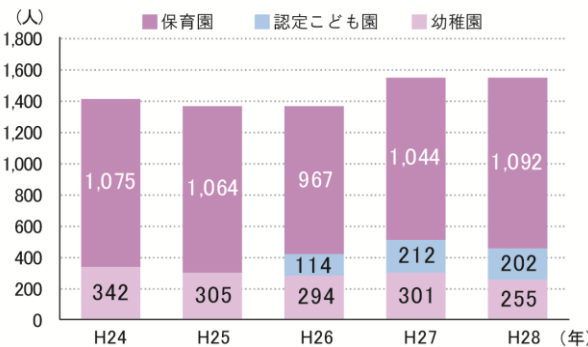
- 育児不安や負担の増大など母子を取り巻く問題がより深刻化していることを受けて、安心して出産・子育てできるよう妊娠期から出産・育児までの切れ目ない支援が求められています。さらに、子どもたちが安全に放課後を過ごせる居場所づくりに取り組む必要があります。
- 地域の実状に合った市独自の取組など、多様な子育て支援に取り組んでいく必要があります。
- 現在、児童の虐待が深刻な社会問題になっており、その認知件数は急増しています。関係機関との連携のもと、児童虐待防止対策を強化していく必要があります。また、近年では子どもの貧困が大きな社会問題になっており、平成26年に施行された「子どもの貧困対策法」に基づき、貧困世帯への支援に取り組む必要があります。

子育て支援・保育サービス支援について



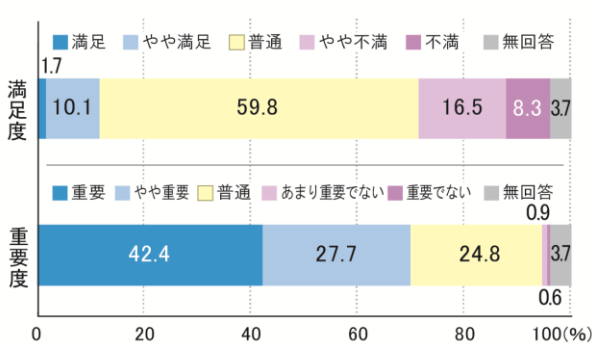
出典：平成28年「小美玉市第2次総合計画策定にかかる市民アンケート調査結果」

幼稚園・保育園・認定こども園園児数の推移



資料：子ども福祉課、学校教育課

結婚・出産・子育てしやすい社会環境づくりについて



出典：平成28年「小美玉市第2次総合計画策定にかかる市民アンケート調査結果」

幼稚園・保育園・認定こども園施設数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
幼稚園（園数）	8	8	7	6	6
認定こども園（園数）	0	0	1	2	5
保育園（園数）	11	11	11	11	8

資料：子ども福祉課、学校教育課

2101 保育サービスの充実

子ども福祉課

-  ①民間の保育所、**認定こども園***等の施設整備に対し、国や県の補助制度を活用しながら支援を実施することにより、待機児童ゼロの状態を維持します。
- ②保護者のニーズに合わせ、延長保育・休日保育・一時預かり保育等の各種サービスを実施することにより、保護者の多様な働き方に対応した保育を提供します。
- ③多子世帯の保育に係る経済的負担を軽減します。

2102 子育て環境の充実

健康増進課・子ども福祉課・学校教育課・生涯学習課

- ①子育て支援の総合的かつ、効果的な推進を図るため、「小美玉市子ども・子育て支援事業計画」の適宜見直しを行います。
- ②市内企業において、仕事と子育ての両立支援や地域の子育て支援を行う「子育て応援企業」の登録企業数の拡大を図り、働きやすい職場環境や子どもが健やかに育つ地域の実現を目指します。
- ③地域において、子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点（子育て広場など）の設置を推進し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。また、地域の既存施設等を活用した新たな集いの場を創設します。
- ④子育て中の親子が外出しやすい環境を整えることで、子育てをする家族の負担感を軽減するとともに、地域が一体となって子育てを支援する体制の整備に努めます。
-  ⑤妊娠から出産・育児まで切れ目なくサポートする総合的な窓口を整備し、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化、子どもの年齢や生活環境の変化に応じた各種制度の利用支援など、継続的な支援を行える体制を整え、子育て中の孤立防止、子育ての不安や悩みの軽減が図れる体制を整備します。
-  ⑥昼間保護者のいない児童を対象に子どもたちの居場所を整備し、家庭や地域等との連携のもと、発達段階に応じた遊びや交流活動を通して、児童の社会性や自立心を育て、安定した運営体制の確保とサービスの質の向上を図り、児童の健全な育成に努めます。

用語解説

認定こども園：小学校就学前の子どもを対象とし、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を備えている施設。都道府県から認定を受ける施設。

2103 多様な子育て支援の充実

子ども福祉課

- ①共働き家族が増えている状況のなか、「地域における子育て力」の向上を図るため、父親の家事・育児への参加意識の醸成や、同じ年頃の子どもを育てる親同士または世代を超えた交流機会の促進など、多様な子育て支援事業に取り組みます。
- ②子育て関連の施策を必要としている子育て家族が利活用できるよう、制度の周知や積極的な情報発信に取り組みます。特に、パソコンやスマートフォンなど情報発信機器等を使う割合の高い子育て世代に対し、手軽な情報ツールとして子育てアプリの普及に努めます。
- ③乳幼児を持つ子育て家庭は若い世代が多く、収入面など経済的な基盤が十分に整っていないことから、市独自の支援施策に取り組み、子育て世代の負担軽減に努めます。
- ④「児童手当制度」を適正に執行するとともに、国の動向を把握しながら必要な子育て支援に取り組みます。

2104 すべての子どもの安心と希望の実現のための取組

社会福祉課・子ども福祉課・学校教育課

- ①児童に対する虐待の増加が大きな社会問題となっていることから、子育てに関する不安の解消や養育能力不足など、ケースに応じた支援ができるよう相談体制を整えるとともに、地域において児童虐待防止の理念の普及啓発に努めます。
- ②子どもの貧困問題に取り組むため、福祉・教育分野、あるいは民間等と連携しながら、生活困窮世帯における子どもの生活向上支援に取り組みます。



基本施策2 学校教育の充実

■ 基本方針

夢と希望を抱き、自らの明日を切り拓く人づくりを目指し、幼児教育や豊かな心と健やかな体を育む教育を進めるなど、子どもたちの自主性・自立性を培い、自ら学び、たくましく社会を生き抜く力の育成を図ります。

また、確かな学力の定着と活用する力を伸ばし、一人ひとりの可能性を広げる教育を推進するとともに、**キャリア教育***や**ICT教育***など社会の変化へ適切に対応した教育、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図ります。

さらに、本市の地域の特性や実態に合わせ、安心して学べる教育環境を目指し、学校の適正規模・適正配置を推進するとともに、地域の特性に合わせた小中一貫教育の構築を図ります。

■ 主な成果指標

指標名	指標の考え方	実績値 2016 年	将来値 2022 年
小・中学生の体力テストにおける段階別総合評価	・体力テスト総合評価が上位（A+B）の児童生徒の割合の増加を目指す。	小 59.1% 中 60.1%	小 65.0% 中 65.0%
学校給食で使用する地場産品の割合	・学校給食で使用する地場産品の品目数について、経費とのバランスを踏まえながら品目増を目指す。	55.0%	56.0%
茨城県学力診断のためのテスト平均正答率（小学生・中学生）	・茨城県学力診断のためのテスト4教科（小6）・5教科（中3）の平均正答率の増加を目指す。	71.1%（小6） 60.4%（中3）	73.0%（小6） 63.0%（中3）
ICTを活用した授業時間数	・ICTを活用した授業の増加を目指す。	3時間／週	10時間／週

■ 現状と課題

- 近年、社会的なモラル意識の低下や自己肯定感の低下など児童生徒を取り巻く環境は複雑化しており、道徳教育や命を大切にする教育、人権教育の充実など、豊かな心を育む教育のより一層の推進が必要となっています。
- 児童生徒の体力テストの結果を見ると小学生は県平均を上回り、中学生も県平均なみとなっています。子どもの発達段階に応じて自らの健康を維持増進するための自己管理能力を高めることが課題となっています。また、食育については、給食の地産地消として県内産品の使用率55.0%を実施しており、維持していくことが求められています。

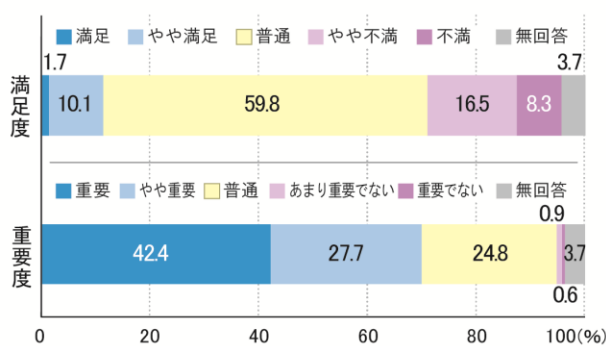
用語解説

キャリア教育：青少年が社会的に自立できるように、勤労観・職業観を含めた基盤となる能力や態度を育てる人材育成教育。

ICT教育：情報通信技術を活用した教育。情報活用能力の向上と、効率的・効果的な教育が期待されている。

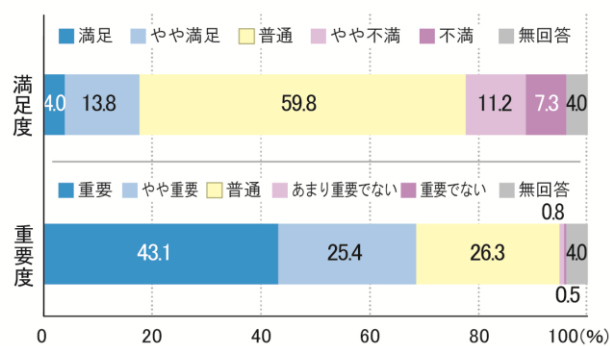
- 市民アンケートでは、幼児教育や幼児施設の充実については、約7割が重要と考えていますが、満足度は約1割と低くなっています。幼児期は人格形成において非常に重要な時期であることから、適切な幼児教育を推進していくことが重要です。また、就学前からの連携が入学後の教育に影響することから市立幼稚園と小学校の連携だけでなく広く幼保小の連携の充実を図っていく必要があります。
- 学習面においては、市内各小中学校とも授業改善を通じた学力向上を学校経営の柱として教育活動を展開しているところです。市民アンケートにおいても、小中学校の教育内容・指導体制については高い重要度を示しています。全国学力学習状況調査や茨城県学力診断テストの結果は近年上昇傾向にあり、県平均レベルに近づいていることから、今後一層の学力向上を目指した学校改善に取り組んでいく必要があります。
- 絶えず変化する社会情勢の中であって、子どもたちが社会を生き抜いていくために必要な力が身に付くような教育が求められています。また、時代のニーズに対応したICTの進展やグローバル化、環境問題など、今日的な課題に対応できる力を育成していくことが重要です。
- 共生社会の形成に向け、特に障がいのある子どもに対しては、自立や社会参加に向けて、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに応じた指導や支援が求められており、本市においても**インクルーシブ教育***への積極的な取組を進めてきたところです。
- 学校再編については、平成27年2月に「小美玉市立小中学校規模配置適正化実施計画」を策定し、適正化を進めているところです。再編の対象とならない学校施設は老朽化が進んでおり、対応を図っていく必要があります。また、玉里学校給食センターについても施設が老朽化しており玉里地区の学校統廃合と併せて対応を検討していく必要があります。
- 子どもの発達段階に応じた生活習慣の確立や不登校の解消、いじめの早期発見早期解決、子どもの心の発達をめぐる課題への迅速な対応が求められています。

幼児教育や幼児施設の充実について



出典：平成28年「小美玉市第2次総合計画策定にかかる市民アンケート調査結果」

小・中学校の教育内容・指導体制について



出典：平成28年「小美玉市第2次総合計画策定にかかる市民アンケート調査結果」

用語解説

インクルーシブ教育：障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、適切な教育的支援を通常の学級において行う教育。

■ 個別施策

 は重点施策

2201 豊かな心を育む教育の推進

指導室



- ①教科に移行する道徳教育を通して、命を大切にする教育や他者を思いやり、ともに生きていこうとする態度の育成を目指した人権教育を推進します。
- ②学校教育活動や、家庭や地域と連携したボランティア活動を推進します。
- ③社会の変化に対応して自らを自主的・自立的に伸ばしていく力を育成します。
- ④学校図書館において、「学習・情報センター」としての機能の拡充を図るとともに、豊かな心と想像力を育む読書活動の推進に努めます。
- ⑤児童生徒の危機管理能力の育成を図るため、学校安全教育の充実を図ります。

2202 健やかな体を育む教育の推進

指導室・学校給食課



- ①明るく豊かで活力のある生活を営む態度の育成を目指し、生涯にわたる豊かなスポーツライフ及び健康の保持増進の基礎を培う学校体育を推進します。
- ②学校給食において、安全・安心な給食の提供に努めるとともに、児童生徒の発達段階に応じた食育指導の充実、地産地消の推進に取り組みます。
- ③児童生徒の健康の保持増進、望ましい生活習慣の確立など、学校保健と健康教育の充実を図ります。

2203 就学前教育の充実

学校教育課・指導室

- ①幼児期における教育の重要性を踏まえ、幼児の基本的生活習慣の形成や道徳教育、家庭や地域との連携など教育内容の充実を図ります。
- ②幼稚園が地域における子育て支援の役割を担えるよう、預かり保育などの充実に努めます。
- ③幼保小の教職員のための研修会を実施し、指導法やカリキュラムの情報共有を通して、幼保小の連携を深め、幼児教育と小学校教育との円滑な接続に努めます。

2204 確かな学力の定着

指導室

- ①基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用して自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し解決する力を育む教育を推進します。また、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、教育指導の充実や学習環境の改善に役立てます。
- ②児童生徒の言語活動の充実を図るため、思考力・判断力・表現力を向上させていきます。

2205 社会の変化に適切に対応できる教育の推進

学校教育課・指導室

-  ①生きて働く「知識・技能」や未知の状況に対応できる「思考力・判断力・表現力」など、新しい時代に必要となる資質・能力育成に努めます。
- ②環境教育、理数教育、郷土教育を推進するとともに、ALT（外国語指導助手）の活用や異文化体験などを通じた語学教育や国際教育の充実を図ります。
- ③体験活動の充実を通して、キャリア教育の充実を図ります。
-  ④タブレット端末等のICT機器を有効に活用し、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。

2206 インクルーシブ教育の充実

学校教育課

-  ①児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図るとともに、障がいのある者となない者が可能な限りともに学ぶインクルーシブ教育の充実を図ります。
- ②ユニバーサルデザイン（誰もが利用しやすいような生活環境のデザイン）の概念を取り入れ、すべての子どもが「分かる・できる」授業を推進するとともに、全職員の指導力向上に努めます。

2207 安心して学べる環境づくりの推進

指導室・施設整備課・学校給食課

-  ①市内全小学校で小中一貫教育を推進するとともに、児童生徒の望ましい教育環境の充実を目指し、「小美玉市立小中学校規模配置適正化実施計画」に基づき学校の適正規模・適正配置を計画的に進めます。
- ②教職員の資質能力の向上を図るとともに、学校の組織力を強化し、教職員のサポート体制の充実を図ります。
- ③学校施設の維持管理に努めるとともに、学校施設の長寿命化計画を策定します。また、小中一貫校の開校時期と合わせ給食センター統合を進めます。
- ④交通安全・防災・防犯及び危機管理など、総合的な学校安全対策の充実努めます。
- ⑤教育相談体制の充実・強化や家庭の状況に影響されることのない学習機会の確保など、いじめや不登校等、学校課題解決のためのサポート体制の充実を図ります。
- ⑥開かれた学校づくりを目指し、**コミュニティスクール***の展開など地域との連携協力のもと、地域の特色を生かした創意ある学校教育を推進します。

用語解説

コミュニティスクール：保護者や地域住民などから構成される「学校運営協議会」が設けられ、保護者や地域住民の意見を反映した学校運営を行うことができる。学校運営協議会は、学校運営の基本方針の承認、教育委員会や校長に教育活動についての意見を述べるなどの役割を持つ。

基本施策3 生涯学習の充実

■ 基本方針

市民に寄り添う、市民が触れ合う、市民の心が豊かになる生涯学習を目指し、市民のニーズに沿った学習機会の提供や生涯学習団体の育成・支援など、生涯学習環境の充実を図ります。

公民館等の生涯学習関連施設においては、利用者のニーズを的確にとらえながら適切な学習機会の提供に努めます。

図書館においては、利用者のニーズに即した図書資料や郷土資料の整理、必要な施設・設備の充実を図ります。また、市民の人生をより豊かなものにしていくために、市民の読書活動を促進します。

青少年育成においては、次代を担う青少年が社会を担う一員であることを自覚し、自立性を持って社会に参加していけるよう、学校・家庭・地域が連携した取組を推進します。

■ 主な成果指標

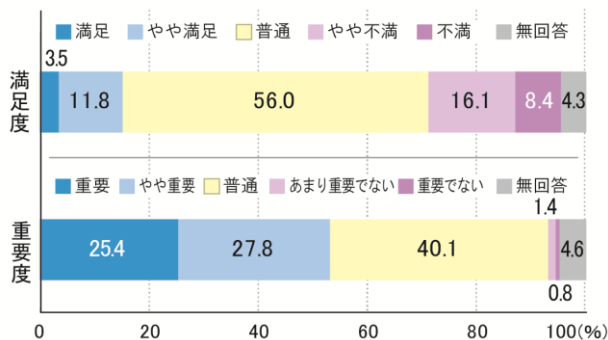
指標名	指標の考え方	実績値 2016 年	将来値 2022 年
自主講座団体数	・市民自らが行う自主講座の開催支援等により、自主講座団体数の増加を目指す。	153 団体	160 団体
市民講座（定期）の講座数	・市民ニーズや要望を踏まえ、市民と行政が行う市民講座の増加を目指す。（小川・美野里・玉里各公民館等合計）	33 講座	41 講座
人材バンク登録者数	・専門的な知識や経験を積んだ市民が地域において力を発揮できるよう、新たな活躍の場の確保により人材バンク登録者数の増加を目指す。	34 人	37 人
図書館まつり来館者数	・本に親しむ機会を提供するため図書館まつりを開催し、来館者数の増加を目指す。	433 人	500 人
子ども議会の実施数	・子どもたちが、市政をより身近に感じ、関心を高めるため、議会活動の一部を体験する子ども議会の継続を目指す。	1 回／年	1 回／年

■ 現状と課題

- 本市の生涯学習における中長期的な指針となる「小美玉市生涯学習推進計画」に基づき、市民ニーズに対応しながら、生涯学習活動の推進を図っていく必要があります。また、生涯学習社会の実現には、市民自らが主体的に学ぶことが重要であることから、市民が主体的な学ぶための運営支援や環境整備を図っていくことが必要です。
- 市民アンケートによる生涯学習施設に対する満足度は、約 15%と低くなっています。生涯学習活動の推進を図るため、拠点となる各種施設の機能の充実や、市民ニーズに対応した専門職員の配置及び効率的な施設の運営を図る必要があります。

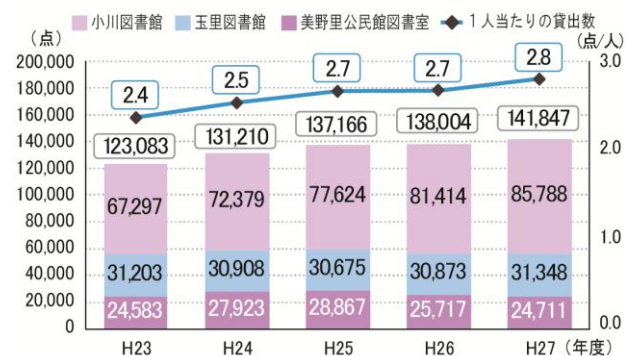
- 生涯学習人材バンクは専門的な知識や技能を持った市民によって構成されており、出前講座などの講師として活躍していますが、市民の認知度や活用度は高くない状況であり、利用促進を図っていく必要があります。
- 公民館については、市民ニーズに対応するとともに特色ある講座を取り入れて対応していますが、参加者が減少する講座もあることから、新たな講座の検討を進めていく必要があります。
- 読書活動は豊かな人生を生きていくための力を身に付けるために大切なものです。市民の読書活動を促進するため、小川地区、玉里地区の図書館及び美野里地区の図書室において図書館サービスを実施しています。市民1人あたりの貸出数は、増加が続いており、図書館のさらなる利用促進・施設設備の充実や郷土資料の収集などに総合的に取り組む必要があります。
- 青少年の健全育成活動は、各地域の青少年健全育成団体や子ども会、PTA活動などによって支えられています。子どもを取り巻く社会状況が変化するなか、子どもたちの健全な育成を図るため、「遊び・学び・体験・交流」など、多様な活動の一層の充実を目指す必要があります。

公民館・図書館などの生涯学習施設について



出典：平成28年「小美玉市第2次総合計画策定にかかる市民アンケート調査結果」

図書館ごとの貸出数及び一人当たり貸出数の推移



資料：生涯学習課

■ 個別施策

 は重点施策

2301 生涯学習活動の推進

生涯学習課

- ①「小美玉市生涯学習推進計画」に基づき、生涯学習の振興を図るとともに、推進体制を整備し、本市における生涯学習を計画的、体系的に推進します。
- ②市民ニーズに的確に対応するため、図書館司書や社会教育主事・学芸員等の有資格者の充実に努めます。
-  ③自主講座団体の育成など市民主体の学習活動を支援し、多様な生涯学習活動の情報を提供します。

2302 学習機会の充実

生涯学習課

- ①より多くの市民が学び続けられる環境を目指し、地域のニーズに対応した学習機会の提供を行います。
- ②公民館等の各種講座に対する市民のニーズ把握のため、アンケート調査を施設窓口や講座参加者に実施することにより、市民のライフステージやニーズにあった講座を把握し、学習意欲の掘り起こしや適切な学習機会の提供に努めます。
- ③市民が生涯学習で得た知識や技能など学習の成果を生かせるよう支援に努めます。

2303 各種団体の活動支援と指導者の育成

生涯学習課

- ①生涯学習の担い手である各種機関・団体との連携を図るとともに、情報を共有し課題解決に取り組むなど、活動の支援に努めます。
-  ②生涯学習のための新たな人材の養成に努めるとともに、市民に広く生涯学習人材バンク制度の周知とPRを行い、さらなる利用促進を図ります。

2304 学習環境の整備・充実

生涯学習課

-  ①生涯学習活動の場となる各種施設においては、老朽化等を踏まえた統廃合や市民ニーズに沿った整備など、施設のあり方や効率的な運営を含め検討し、市民の生涯学習活動を支援します。
- ②インターネットによる施設利用や各施設等への申込み利用の充実に努めます。
- ③誰もが生涯学習施設を安心して快適に利用できるよう、施設の整備や改修の時期に合わせてユニバーサルデザイン（誰もが利用しやすいような生活環境のデザイン）化を促進します。

2305 知識の醸成と価値創造の場の充実（図書館）

生涯学習課

- ①市民がより豊かな知識を享受することができるよう、それぞれのステージに応じた本に親しむ機会を提供します。
-  ②絵本の読み聞かせ・おはなし会・ブックスタートなど、地域のボランティアと連携した事業を推進することで、子どもたちが本に触れる多様な機会を提供します。
-  ③読み聞かせなど地域のボランティア活動の支援と人材の発掘・育成に取り組むとともに、図書館ボランティア（図書館事業のサポート）を募集・育成します。
- ④市民のニーズに応えた蔵書・サービスを提供するため、県立図書館や県内公立図書館との連携により提供できる図書の拡充に努めるとともに、資料の適切な管理・収集を行います。
- ⑤地域の歴史文化を継承する郷土資料や貴重書の収集整理を進め、市民に公開していきます。
- ⑥市民の学習意欲に応える相談やアドバイスなどを充実させるとともに、ユニバーサルデザイン（誰もが利用しやすいような生活環境のデザイン）を取り入れ、誰にでも使いやすい図書館施設の整備充実に努めます。

2306 次代を担う青少年の健全育成

学校教育課・生涯学習課

-  ①次代を担う青少年が、心身ともにたくましく成長できるまちを目指し、学校・家庭・地域や関係団体が連携し指導者やリーダーの養成、地域環境の浄化、学校・地域における相談体制の充実など、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組みます。
-  ②SNSによるトラブルが増加する中、青少年が事件等に巻き込まれないための研修会の開催や、きめ細やかな啓発活動を推進します。
-  ③学校や家庭、地域社会と連携し、子どもの成長過程における社会体験などの体験活動を推進します。青少年の地域の行事やイベントへの参加を促進し、地域の人々とのふれあいを通して地域社会の一員としての自覚を促します。
- ④小学生児童が放課後等を安全に安心して活動できる場所を提供します。また、子どもたちが地域の人々と交流し見守られながら、安全・安心に過ごせる環境づくりを推進します。
- ⑤家庭・地域と連携した家庭教育の支援に努めるとともに、家庭の教育力を向上させるため、保育所、幼稚園、小学校において家庭教育学級を実施し、保護者が学ぶ機会を提供します。

基本施策4 文化芸術の創造・発信

■ 基本方針

市民一人ひとりが文化的な生活を享受できる社会を目指し、「小美玉市まると文化ホール計画」に基づき、市民が文化芸術に触れる機会の充実を図るとともに、市民が主体的に文化活動に参加できる環境の整備充実を図ります。

また文化関係団体の支援に努めるとともに、歴史や文化活動に携わる人材の育成を図ります。

さらに、貴重な歴史遺産である文化財の保存及び周知など、文化財の保護に取り組むとともに、市民のニーズに対応した史・資料館の充実を図ります。

■ 主な成果指標

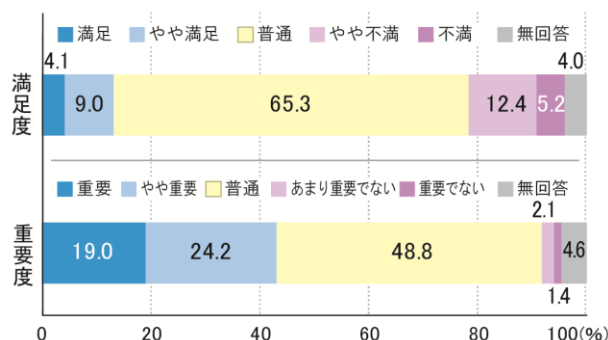
指標名	指標の考え方	実績値 2016 年	将来値 2022 年
市内3館の委員会や文化ボランティアなどの住民参画者数	・市民の文化活動への参加しやすいしかけをつくるとともに、様々な支援を図り、住民参加・住民参画者数の増加を目指す。	398 人	450 人
教育普及事業の実施回数 (史・資料館)	・館外活動として、昔の人々の暮らしを学ぶ体験学習や史跡巡りなどの歴史探訪講座等の教育普及事業の拡大を目指す。	2 回	3 回
公共ホールの稼働率（大ホール）	・文化芸術団体などへの支援を行いながら、高い水準の公共ホール稼働率の増加を目指す。	78.8%	79.0%

■ 現状と課題

- 市民が文化芸術に触れる機会の充実を図るため、市では「小美玉市まると文化ホール計画」に基づき市内の文化ホール3館がそれぞれの特徴を生かした自主事業を展開しています。また、学校と連携しながら子どもたちを対象にした事業も定着しているところです。一方、市民アンケートにおける教養・文化・芸術に触れる機会・施設の確保については、満足度・重要度ともに低く、文化芸術に無関心な層も多いことが考えられます。今後さらに文化ホールに足を運ぶ機会・人を増やすため、多様な企画の創出や広報の充実を図っていく必要があります。
- 市では各種文化芸術団体に対する活動支援を行っています。また、自主事業において企画を市民が担うなど、多種多様な事業展開を行っています。これらの公共ホール事業に参加する市民の拡大を図っていく必要があります。
- 市内3館の大ホールの稼働率は70.0%以上と全国平均の53.3%を大きく上回っています。これからも地域住民に親しまれる施設運営に取り組んでいく必要があります。

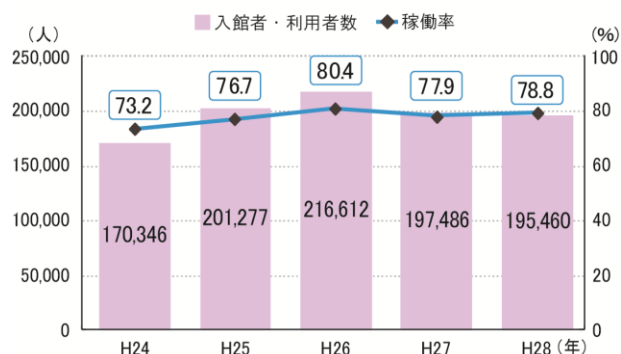
- 本市には下馬場ばやし・堅倉ばやし、羽鳥囃子といった郷土芸能や盆綱、素鷲神社の祇園祭りなどの無形民俗文化財、そして伝統工芸品があります。これらの地域の歴史を伝える貴重な文化財を保存継承していく必要があります。

教養・文化・芸術に触れる機会・施設の確保について



出典：平成28年「小美玉市第2次総合計画策定にかかる市民アンケート調査結果」

文化ホール3館の入館者・利用者及び稼働率



資料：生活文化課

個別施策

は重点施策

2401 文化芸術活動の充実

生活文化課・生涯学習課

- ①市民が参画する実行委員会を中心に、音楽や演劇など、プロのアーティストの活用を進めながら、地域の実情に応じた小美玉らしい文化芸術活動を、企画から事業に至るまで住民参加、住民参画、住民主役で行政支援により推進します。
- ②市民が文化活動へ参加しやすいしかけをつくるとともに、様々な支援を図り、住民参加・住民参画者数の増加を目指します。
- ③市民の文化芸術活動をサポートするボランティア組織の支援に努めます。
- ④地域の歴史・文化に関わり活動している地域のボランティア団体等の支援に努めるとともに、市文化協会及び各種文化団体などの活動を奨励し支援に努めます。

2402 文化財の保護と史・資料館の充実

生涯学習課

- ①市指定文化財等については、保存・修理等を推進するとともに周知や情報発信などの活用を図ります。
- ②開発事業等に伴う埋蔵文化財については、「把握・周知」「調整」「保存」「活用」を重視した保護体制を整備します。
- ③調査研究の成果を反映した展示会や市民のニーズに即した教育普及事業を推進します。
- ④郷土芸能や無形民俗文化財、地域の伝統行事を保存・継承します。

2403 市民が文化芸術に触れる機会の充実

生活文化課・生涯学習課



- ①次代を担う子どもたちや青少年が、優れた文化芸術に触れる機会を提供します。
- ②市民がより身近に文化芸術に触れることができるよう、文化芸術事業を継続的に実施するとともに地域のアーティストやボランティアなど一体となった活動をさらに充実させていきます。
- ③身近に文化芸術に触れる機会を提供するため、ホールだけでなく市内のあらゆる地域に向いて開催する出前公演の充実に努めます。
- ④ワークショップや体験教室など、芸術や創作活動に直に触れる機会を増やし、誰もが参加できる文化事業の拡充を図ります。
- ⑤ホームページや広報紙等の充実を図るとともに、SNSや動画など新たな手法を取り入れながら、様々な文化事業に関する情報を発信します。

2404 施設の活性化

生活文化課・生涯学習課



- ①3つの文化ホールが連携し、特性を生かすことで継続して地域住民に親しまれる運営を推進し、高稼働率を維持するとともに、計画的な修繕を行います。
- ②3つの文化ホールを生かし、食文化や農業、商工観光、福祉、教育（学校との連携）など、あらゆる分野と文化芸術のコラボレーションを試み、まち全体の活性化を促進します。
- ③市民が積極的に関わる施設運営（集客を含む）のための指導・助言や市民リーダーの養成に継続的に取り組んでいきます。
- ④市民が文化に触れる機会を増やすため、文化芸術に対して無関心な層にも受け入れられるように、多様な企画の創出や広報の充実を図っていきます。



基本施策5 スポーツの推進

■ 基本方針

“スポーツで創ろう 元気なまち”を基本理念とし、市民の生涯にわたるスポーツライフの実現を目指します。

そのため、子どもから大人まで誰もが運動・スポーツをもっと好きになり、興味のあるスポーツに取り組めるように、幼児から学童期の子どものスポーツ機会の充実を図るとともに、市民のライフステージに応じた市民の生涯スポーツを推進します。

また、スポーツを通じた交流が、地域の活力につながるように、スポーツ環境及びスポーツ施設の充実を図ります。

■ 主な成果指標

指標名	指標の考え方	実績値 2016 年	将来値 2022 年
プレ・すぽ〜つ教室延べ参加者数	・子どもたちがスポーツにふれあうきっかけをつくとともに、運動好きの子どもを育て、意欲や主体性、向上心などの醸成を目指す。	5,783 人	6,400 人
成人の週 1 回以上の運動・スポーツ実施率	・市民が健康づくりや運動・スポーツ活動に気軽に取り組める環境を整備することで、週 1 回以上の運動・スポーツ実施率の上昇を目指す。	35.7%	48.0%
総合型地域スポーツクラブ* 会員数の割合	・総合型地域スポーツクラブの全人口に占める会員数割合の拡大を目指す。 (H27 人口 50,911 人/H34 推計人口 49,455 人)	0.6%	1.0%
スポーツ施設延べ利用者数	・施設・設備の充実を図り、スポーツ施設利用者数の向上を目指す。	173,900 人	207,600 人

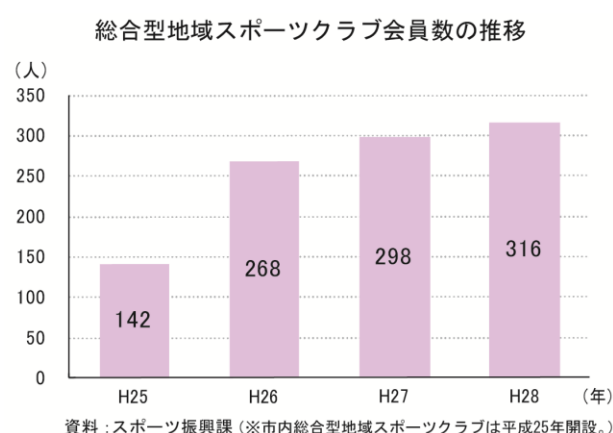
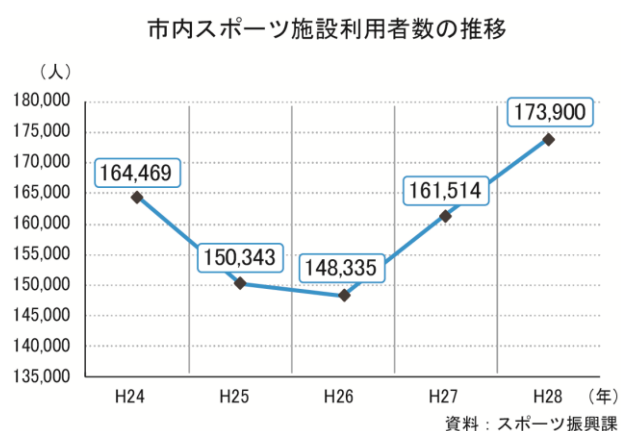
■ 現状と課題

- 子ども（児童生徒）のスポーツに対する意識を見ると、多くの子どもたちが運動不足と感じていることが分かります。幼児期からの継続的なスポーツ活動やきっかけづくり、学校におけるスポーツ活動の充実など、子どもを取り巻くスポーツ環境の充実が求められています。
- 市内のスポーツ施設利用者数は、近年増加傾向にあり、市民が生涯にわたり健康づくりや運動・スポーツ活動に気軽に取り組むことができるよう、市民のライフステージに応じたスポーツ環境の充実を図っていく必要があります。また、運動スポーツ普及のためのPR・啓発の強化が必要と考えられます。

用語解説

総合型地域スポーツクラブ：個人の興味・レベルに合わせて参加できるプログラムがあり、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

- 本市のスポーツ活動の拠点である総合型地域スポーツクラブの会員数は増加が続いており、引き続きより多くの市民が気軽にスポーツに取り組めるよう、総合型地域スポーツクラブの利用促進を図っていく必要があります。また、地域で活動するスポーツ団体、スポーツ少年団の活動支援・充実、さらにスポーツに携わる人材、ボランティアの育成が求められています。
- スポーツ施設については、市には大きなイベントや大会を開催できる施設がないため、施設の整備が求められています。また、体育施設の老朽化への対応、バリアフリー化への対応なども課題となっており、誰もが利用しやすいスポーツ施設を目指していく必要があります。



個別施策

は重点施策

2501 子どものスポーツ機会の充実

スポーツ推進課

- ①幼児期から学童期、青年期の子どもたちが心身ともに健やかに成長するよう、また、子どもの運動・スポーツ活動が豊かなものとなるよう、子どもの体育・スポーツ活動の充実に総合的に取り組みます。
- ②幼児期から学童期まで、子どもの年齢や学年に合わせ、各種スポーツ教室の開催や「**夢先生派遣事業***」など、より多くのスポーツにチャレンジする場と機会の充実を図ります。

用語解説

夢先生派遣事業：トップアスリートを講師として迎え、夢を持つことの素晴らしさとそれに向かって努力することの大切さを学ぶ事業。

2502 生涯スポーツ活動の充実

スポーツ推進課

- ①市民が生涯にわたって健康づくりや運動・スポーツ活動に気軽に取り組むことができるよう、若者、働く世代、高齢者、障がいのある方などライフステージに応じたスポーツ活動を推進します。
- ②スポーツイベントやスポーツ施設に関する情報が市民に届くよう、広報紙やSNS、スポーツニュースなど様々な媒体を用いた情報発信を行います。

2503 スポーツ環境の充実

スポーツ推進課

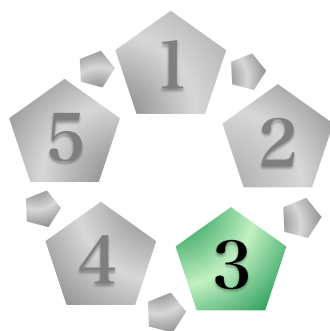
- ①本市のスポーツ環境の充実を目指し、スポーツ団体活動の支援・充実を図るとともに、スポーツ団体等指導者及びボランティアの発掘・育成を目指した取組を強化します。
- ②本市のスポーツ活動の拠点となる総合型地域スポーツクラブの充実に取り組みます。
- ③競技スポーツの支援や、市内の優秀選手等の顕彰を行います。
- ④本市の地域性を生かした新たな地域スポーツの充実を目指すとともに市内のスポーツ資源を活用し実施可能なスポーツ大会・イベント、合宿等の誘致や、トップアスリートと触れ合う機会を充実させるなど、様々なスポーツ交流を図ります。

2504 スポーツ施設の充実

スポーツ推進課

- ①市民が安心して運動・スポーツ活動を行えるよう、施設の点検整備などスポーツ施設の安全確保に努めるとともに、利用者の利便及び質の向上を目指した施設の整備・充実を図ります。
- ②本市における質の高いスポーツ活動を実現するため、スポーツ施設の整備を長期的な視点で検討します。
- ③誰もが利用しやすいスポーツ施設を目指し、施設のバリアフリー化や施設予約システムの充実を図るとともに、スポーツ施設への交通アクセスの向上を目指します。





基本目標 3 誰もがいきいきと暮らせる社会づくり

子どもから高齢者まで、すべての市民の健やかな暮らしを支える社会づくりを推進します。市民が安心して医療を受けられる地域医療体制を整備するとともに、誰もが住み慣れた地域で生涯を安心して暮らすことができるよう、地域医療・地域福祉・社会保障の充実を推進します。

また、地域の包括的なケアシステムの充実を図り、高齢者や障がい者のニーズに合わせた適切な情報・サービスを提供できる体制づくりを推進します。

基本施策 1 健康づくりの推進

基本施策 2 地域医療の充実

基本施策 3 地域福祉・社会保障の充実

基本施策 4 高齢者福祉の充実

基本施策 5 障がい者福祉の充実

■基本方針：基本施策ごとの取組の基本的方針を示します。

■主な成果指標：基本施策の成果として望まれる成果指標を示します。

■現状と課題：各基本施策の内容に関する現状と課題をとりまとめて示します。

■個別施策：基本施策を実現するための具体的な取組内容を示します。

◆重点施策：特に重点的に推進すべき施策です。本文中の個別施策に ◆ のマークで示します。

基本施策1 健康づくりの推進

■ 基本方針

すべての子どもが健やかに育つ地域社会の実現を目指し、妊娠期から出産・子育て期を通じた母親及び乳幼児の保健対策の充実を図ります。

また、子どもから高齢者まですべての市民がライフステージに応じて健やかで心豊かに生活できるよう、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、多様な保健事業の推進、食育の推進、生活習慣病予防対策、がん対策事業などに取り組みます。

■ 主な成果指標

指標名	指標の考え方	実績値 2016 年	将来値 2022 年
産後の指導・ケアに満足している人の割合	・育児不安や産後うつが増加する時期に、安心して育児を行うことができると感じる人の割合の増加を目指す。	87.8%	91.0%
「おみたま健康いきいきプラン [*] 」事業実施率	・各種事業の実施率により、生涯を通じた健康づくりの達成度の向上を目指す。	88.0%	100.0%
各種健康教室・相談事業の参加者延べ人数	・生活習慣病予防のため、正しい知識を持ち健康づくりができる市民の増加を目指す。	3,389 人	3,817 人
特定健康診査 [*] の受診率向上及び適切な保健指導	・受診率向上による疾病の早期発見・早期治療と健康意識の啓発を目指す。	39.4%	60.0%
がん検診（肺がん検診等）の受診率	・がんの早期発見・早期治療を可能とするため、がん検診受診率の増加を目指す。	31.4%	37.4%

■ 現状と課題

- 健やかな子どもの成長のためには、親子ともに健康であることが必要であり、母親の保健対策の充実が求められているところです。妊娠期から出産・子育て期まで、切れ目ない支援を図っていく必要があります。
- 乳幼児の保健対策としては、**こんにちは赤ちゃん訪問^{*}**や健康診査、育児相談などにより、乳幼児の健康づくりを支援しているところです。疾病の早期発見や児童虐待の予防などに迅速に取り組んでいく必要があります。

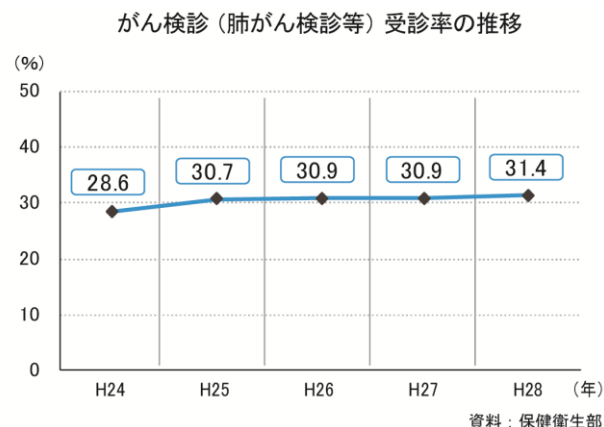
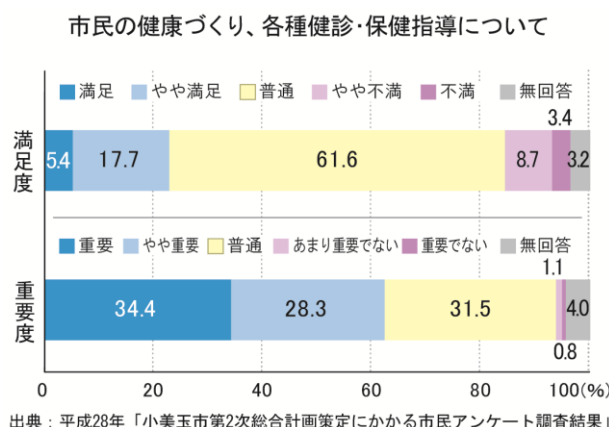
用語解説

おみたま健康いきいきプラン：健康増進と食育推進の施策を統合した「第2次小美玉市健康増進計画・食育推進計画」。（平成27年策定）

特定健康診査：メタボリックシンドロームのリスクの有無を検査し、リスクのある場合は生活習慣についての指導を行う。

こんにちは赤ちゃん訪問：生後4か月までの赤ちゃんがいる全家庭に、市の助産師、保健師、委託助産師が同一、赤ちゃんの健康状態、育児に関する心配事などの相談に応じる事業。

- 予防接種の種類は定期・任意ともに増加し多様化していることから、市民のニーズなども考慮しながら、適切に対応していくことが求められています。また、新型インフルエンザなどの感染症対策についても迅速に対応できるよう取り組んでいく必要があります。
- 健康寿命の延伸と健康格差の縮小を実現するためには、子どものときから生涯を通じた健康づくりが重要です。健康づくりに関する方針を定め総合的に保健事業を推進していくとともに、市民の健康を守るための社会環境の整備を図っていく必要があります。
- 食育の推進については、食生活改善推進員の食育活動により地域レベルできめ細かな取組が行われています。食育に対する住民ニーズは潜在的に高いことから各種教室はもとより、あらゆる媒体を通した普及・啓発を充実させ、住民ニーズに対応していく必要があります。
- 市では、若い世代から生活習慣病を予防し健康管理できるよう、疾病の早期発見・早期治療等を目的に検診及び保健指導体制の充実を図っているところですが、いまだ十分とはいえない状況です。市民アンケートにおいても、各種健診・保健指導の重要度は約6割と高くなっています。受診率向上及び疾病の重症化・再発防止を目指し、各種健診・保健指導・健康教室等、保健事業の効果検証により生活習慣病予防事業を拡充させていく必要があります。
- がんは日本人の死因の多くを占めていますが、小美玉市においても、がん検診受診率は増加が続いているものの約3割と低くなっており、男女ともがんの死亡率が最も高くなっています。国の「第3期がん対策推進基本計画」に掲げる目標を踏まえ、予防、医療の充実、共生などの対策を総合的に進めていく必要があります。



3101 母親の保健対策の充実

健康増進課



- ①母体や胎児の健康確保、経済的負担の軽減を目的として健診費用の助成を実施します。
- ②妊娠期からの健康づくりや育児不安の軽減を図るため、相談や訪問指導等の充実に努めます。

3102 乳幼児の保健対策

健康増進課



- ①乳幼児の健康保持・増進、疾病の早期発見・早期対応を目的に、適切な時期に健診事業を実施し、乳幼児期の健康管理及び育児不安の軽減を図ります。
- ②母子の健康管理及び児童虐待予防の観点から、教室相談事業や訪問指導を実施し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及に努め、育児不安の軽減を図ります。

3103 予防事業の推進

健康増進課



- ①年齢層に応じた、より有効かつ安全な予防接種の推進と接種率の向上に努め、感染症の予防を図ります。
- ②結核に関する情報提供と検診の実施により、早期発見・早期治療に努め、結核の発病・まん延を防ぎます。
- ③感染症に関する正しい知識の普及に努め、感染症がまん延した場合に備えて諸対策を行うことにより、公衆衛生の向上に努めます。

3104 多様な保健事業の推進

健康増進課



- ①すべてのライフステージにおいて、健やかで心豊かな生活を育むことができるよう、「おみたま健康いきいきプラン」に基づき、総合的に保健事業を推進するとともに社会環境の整備を図ります。
- ②こころの健康づくりのための教育・啓発を通してこころの病気に対する情報提供を推進します。
- ③こころの健康相談、訪問事業等を通して相談支援体制を強化し、健やかなこころを支える社会づくりを推進します。

3105 食育の推進

健康増進課

- ①子どもから高齢者までの市民の食育活動を担う食生活改善推進員を養成し、地域のなかで住民自らが食育に取り組めるよう、地域における体制整備を図ります。
- ②「おみたま健康いきいきプラン」に基づき、フードモデル（食品模型）やパネル、パンフレット等の展示を通して、食生活と疾病の関係や健康づくりの知識普及に努めます。

3106 生活習慣病予防事業の充実

健康増進課・医療保険課



- ①健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現を目指し、生活習慣に関する正しい知識の普及及び健診・保健指導等各種事業の充実による生活習慣の改善と社会環境整備に努めます。また、生活習慣病の発症予防及び重症化・再発予防の徹底を図ります。
- ②メタボリックシンドローム*の予防・改善を目的とした特定健康診査を実施します。また、特定健康診査に基づく、特定保健指導対象者に対し、効果的かつ適切な保健指導に努めます。
- ③8020 運動（80 歳になっても 20 本以上自分の歯を保つことを目指す運動）及び 6424 運動（茨城県独自の目標：64 歳で 24 本以上の歯を保つ運動）を推進し、年齢に応じた歯科検診・歯科相談の実施及び歯周疾患対策の充実を図ります。

3107 がん対策事業の充実

健康増進課



- ①がんの予防、早期発見の推進のため、検診機会の充実・拡大を図るとともに、検診の効果検証により質の向上を図ります。節目年齢対象者へ個別のお知らせ並びに、がん検診年度内未受診者へ受診のお知らせを実施し、受診率の向上を図ります。また要精密検査対象者へ受診のお知らせを積極的に実施し、精密検査受診率の向上を目指します。

用語解説

メタボリックシンドローム：内臓脂肪の蓄積により高血圧や糖尿病、脂質異常症（高脂血症）などの生活習慣病が重なっている状態。

基本施策2 地域医療の充実

■ 基本方針

「茨城県地域医療構想^{*}（平成 28 年）」の方針を踏まえながら、市民が安心して必要な医療を受けることができるよう、地域医療体制の再構築を図ります。

また、市内及び近隣都市の病院・診療所の協力を得ながら、救急医療体制の充実を図ります。

■ 主な成果指標

指標名	指標の考え方	実績値 2016 年	将来値 2022 年
救急医療体制に対する市民の満足度	・関係機関との連携を図り、医療施設・救急医療体制に対する市民の満足度の向上を目指す。	14.1%	15.8%

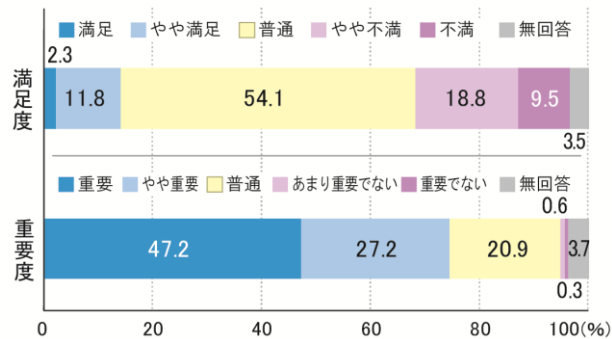
■ 現状と課題

- 市民がけがや病気になったとき、継続的に医療を受ける必要があるときなど、市民が安心して医療を受けられる体制の充実が求められています。市内及び近隣の医療機関の効果的な連携を図っていく必要があります。
- 救急については、小美玉市医療センター、石岡市救急診療、医療機関による休日当番医で、休日・祝日、夜間の対応を行っています。市民アンケートにおいても7割以上の市民が重要と考えており、今後とも医療施設・救急医療体制の充実を図っていく必要があります。
- 小美玉市医療センターはこれまで、**指定管理者^{*}**により運営してきましたが、病院を存続していくための方策として、民設民営による病院として民間に移譲することとなりました。引き続き地域医療の中心的機関として必要な支援を図っていく必要があります。

用語解説

茨城県地域医療構想：団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、地域の医療需要の将来推計や各医療機能の将来の必要量などを明らかにし、その地域にふさわしい医療機能の分化と連携を推進することを目的とした構想。（平成28年策定）
指定管理者：公共施設の管理・運営を行政に代行して行う営利企業、財団法人、NPO法人、市民グループなどの法人。

日常的な医療施設・救急医療体制について



出典：平成28年「小美玉市第2次総合計画策定にかかる市民アンケート調査結果」

■ 個別施策

は重点施策

3201 医療施設関係機関相互の強化

医療保険課

- ①白河診療所運営における市内及び近隣医療機関との連携を促進するとともに、効果的な運営方策について検討します。

3202 救急医療体制の充実強化

医療保険課・健康増進課

- ①市病院事業の民間移譲により、救急医療の存続につなげます。
- ②市のホームページなどにより、休日や祝日及び夜間における救急医療情報の周知に努めます。

3203 民設民営による病院存続

医療保険課

- ①小美玉市医療センターの民間移譲にあたり、老朽化した建物等の再整備は移譲先にも大きな負担となることから、必要な支援を実施することにより地域医療の存続を図ります。

基本施策3 地域福祉・社会保障の充実

■ 基本方針

市民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスの提供体制（地域包括ケアシステム*）の構築を図ります。

また、生活に困窮する低所得者世帯やひとり親家庭に対しては、経済的支援・子育て・生活支援・就業支援など自立に向けた総合的な支援に努めます。

さらに、市民が健康で文化的な生活を維持できるよう、国民健康保険や介護保険・医療給付などの安定した運営と制度の適正化及び啓発を図るとともに、国民年金については、市民が受給権を確保できるよう制度についての啓発を図ります。

■ 主な成果指標

指標名	指標の考え方	実績値 2016 年	将来値 2022 年
地域ケア個別会議等による個別支援会議の充実	・支援を行う上で、関係者等が緊密に連携し合える場を充実させることに努める。	7 回	30 回
相談員の確保	・相談機能・情報提供等支援体制を充実させることで、ひとり親の不安感・孤立感の軽減を図るとともに、自立を支援する。	1 人	2 人
国民健康保険の収納率向上	・安定的な財源確保のため収納率の向上を目指す。	89.0%	91.0%
地域密着型サービス事業所運営の実地指導	・実地指導を実施することで、地域密着型サービス事業所の適正な運営を促す。	13 か所	20 か所

■ 現状と課題

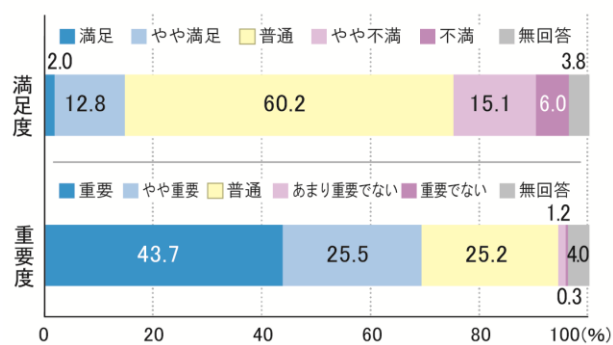
- 社会情勢の変化に伴い求められる地域福祉サービスは多様化しており、既存の単一的なサービスのみでは支援が行き届かない状況になってきています。市民アンケートにおいても約7割の市民が、地域において安心して受けられる福祉サービスの重要性を感じています。このようななか、本市においても各種支援を一体的に提供し、地域全体で要援護者及びその家族などを支えるシステムとして、地域包括ケアシステムを構築する必要があります。
- 「生活保護制度」による支援の状況を見ると、高齢者世帯及び傷病者世帯の割合が7割近くを占めていますが、近年の雇用情勢の悪化から、その他の世帯からの申請も増加している状況です。このような状況に対応するため、「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活

用語解説

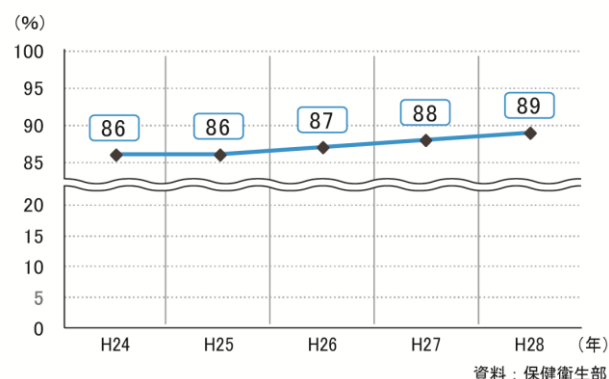
地域包括ケアシステム：自助・互助・共助・公助の支援の概念に基づき、個人の抱える課題に合わせて介護・医療・予防の専門的サービスを提供し、高齢者が尊厳と自立した生活を維持しながら、住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス体制の構築を目指すシステム。

- 困窮者の自立支援に総合的に取り組んでいるところです。今後も、関係機関等との連携を一層強化し、個々の世帯の状況に即した対応を継続的に進めていく必要があります。
- ひとり親家庭への支援については、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の改正を受け、就労支援、各種援護制度の周知、活用促進など、制度の利活用や地域における交流・支援体制の構築を図る必要があります。
 - 国民健康保険は被保険者の高齢化など構造的な問題を抱えており、本市の収納率は増加を続けていますが、国全体で見ると財政の脆弱化が一段と進んでいます。このようななか、平成30年度以降は茨城県が財政運営の責任主体となり運営を担うこととなっており、本市においても茨城県と連携しながら制度の適正な運用に努める必要があります。
 - 介護保険の状況を見ると、高齢化による介護保険認定者の増加に伴い給付費が年々増加している状況です。今後は、必要なサービスを見極めながら提供するとともに、介護保険給付の適正運用のために、制度の周知や事業所の指導、認定調査員の資質向上を図っていく必要があります。
 - 「医療福祉制度」については、小児・妊産婦・ひとり親家庭の母子及び父子・重度心身障がい者等を対象に、医療費の自己負担分を公費で補助しています。今後も制度の適正な運用を図っていく必要があります。
 - 「後期高齢者医療制度」については、制度発足後10年を経て制度の定着が図られてきているところです。しかし、団塊の世代が後期高齢者となる、いわゆる「2025年問題」を控え、今後さらに医療費の増大が避けられない状況となっています。
 - 国民年金については、日本年金機構の制度改革により、未納者は減少傾向にあります。今後とも年金機構との連携を図り、制度の意義や役割について周知するなど市民の理解を深める必要があります。

地域において安心して受けられる福祉サービスについて



国民健康保険の収納率



■ 個別施策

 は重点施策

3301 地域包括ケアシステムの充実

介護福祉課



- ①本市の地域特性を生かした地域包括ケアシステムを構築し、在宅の要支援者等に対して、効率的かつ適切な保健・医療・福祉の各種サービスを一体的に提供するためのシステム化を図ります。

3302 低所得者世帯への支援

社会福祉課

- ①被保護世帯の実態に応じた処遇方針に基づき、**ケースワーカー***による計画的な訪問指導を行い、生活保護の適正実施に努めます。
- ②関係機関との連携により被保護者の自立に向けた就労指導の徹底を図るとともに、「生活困窮者自立支援制度」に基づく生活困窮者に対する相談・指導体制の充実に努めます。

3303 ひとり親家庭への支援

子ども福祉課



- ①ひとり親家庭が必要に応じて各種手当や助成制度を利用できるよう、制度の周知等に取り組みます。
- ②同じ悩みを抱える親同士の交流機会を促し、孤立感を軽減できる環境を整えます。
- ③ひとり親家庭の経済的な自立を促すため、関係機関と連携しながら、資格の取得や安定した雇用への就業支援など、就業に関する情報の提供や相談体制の充実に努めます。
- ④ひとり親家庭の自立の促進と、福祉の向上を図るため支給されている「児童扶養手当制度」を適正に執行するとともに、国の動向を把握しながら必要な施策に取り組みます。

3304 国民健康保険事業の安定運営

医療保険課

- ①「国民健康保険制度」の改正などがあった時点で適切に対応するとともに、制度への理解が深まるよう周知に努めます。
- ②国民健康保険税の賦課については、資格の適正化に努め、徴収については、他部署との連携のもと徴収体制の強化を図るとともに、納税相談など納税者の実情に応じた対応により収納率の向上に努めます。
- ③医療費の適正化に向けたレセプト点検などの充実に努めるとともに、多受診・重複受診世帯に対しては、他部署との連携による適切な保健指導を実施します。また、医療費通知や**後発医薬品（ジェネリック医薬品）***の使用推進など、医療費の適正化と抑制に努めます。

用語解説

ケースワーカー：日常生活を送る上で困難を抱える人の相談援助を行う職員。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）：開発品の特許が満了した後で発売する薬品で、これまで有効性や安全性が実証されてきた薬品と同等と認められた低価格な薬品。

3305 介護保険制度の適正な運用

介護福祉課



- ①要支援者・要介護者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が送れるよう、地域密着型サービス事業所の適正な運営とサービス提供のため、集団指導・実地指導を実施します。
- ②一人ひとりの要介護者に適したサービスを提供できているか、介護支援専門員とともに検証確認し、健全な給付の実施を支援します。
- ③介護保険特別会計の健全化を図り、「介護保険制度」の適正な維持に努めるため、サービス利用者に対しサービス内容や給付額を記載した通知を送付します。
- ④介護支援専門員との連携により、介護サービス内容や情報などを積極的に提供し、必要なときに適切なサービスを利用できるよう努めます。
- ⑤正確かつ公正な要介護認定調査を行うため、認定調査員の資質の向上に努めます。

3306 医療福祉費支給制度・後期高齢者医療制度の推進

医療保険課

- ①「医療福祉費支給制度（マル福・マル特）」受給者の福祉の向上を図るため、広報紙や市ホームページ、おみたま子育てアプリ版などを活用した制度の周知徹底や、受給対象者の把握など適正な運用に努めます。
- ②「後期高齢者医療制度」の適切な運用を図るとともに、制度の理解が深まるよう周知に努めます。

3307 国民年金制度の周知

医療保険課

- ①市民が安心して老後を過ごすことができるよう、広報紙などにより「国民年金制度」全般の周知と啓発に努めます。



基本施策 4 高齢者福祉の充実

■ 基本方針

高齢者が、介護が必要となっても住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、生きがいを推進するとともに、質の高い高齢者福祉サービスや介護予防など、地域包括ケアの充実を図ります。

また、高齢化の進展に伴い認知症患者の増加が予測されることから、「**認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）**＊（平成 27 年）」に基づき認知症対策を推進します。

さらに、家族の介護負担軽減と介護に対する意欲の低下を防ぐための取組を推進します。

■ 主な成果指標

指標名	指標の考え方	実績値 2016 年	将来値 2022 年
シルバー人材センターの登録会員数	・シルバー人材センターへの登録・活動を通して、高齢者の社会参加と生きがいを支援する。	1,050 人	1,110 人
外出支援サービスの利用者数	・高齢者の閉じこもりを防止し、生きがいづくり活動を支援する。	905 人	965 人
地域における介護予防拠点数	・高齢者自身が、より身近な地域で、介護予防活動に取り組むことができるよう、介護予防拠点の拡充を図る。	10 か所	20 か所
介護が理由による介護者の離職防止	・介護支援を充実させることで、介護を理由とした介護者の離職防止に努める。	10.7%	7.5%

■ 現状と課題

- 本市の 65 歳以上の人口は平成 29 年 7 月 1 日現在で総人口の 27.0%と高齢化が進行している状況です。高齢化への対策として、高齢者が今後も健康で充実した生活を送れるよう、シルバー人材センターへの登録・活動支援など、生きがいのさらなる支援を図っていく必要があります。
- 核家族化の進行に伴い高齢者世帯、高齢者のひとり世帯が増加しています。これらの世帯に対しては、多様な福祉サービスの充実が求められています。
- 介護予防・地域包括ケアについては、地域包括支援センター 2 か所、サブセンター 1 か所で高齢者の総合相談業務や地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいますが、相談件数の増加や複雑化する内容への対応、介護予防事業を実施する場所の不足などが課題となって

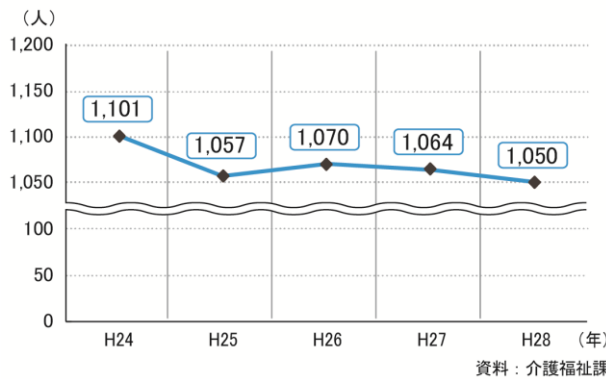
用語解説

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）：厚生労働省が策定した認知症施策。団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目指し、認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた環境で安心して暮らし続けることができる社会を目指す施策を示した。（平成 27 年策定）

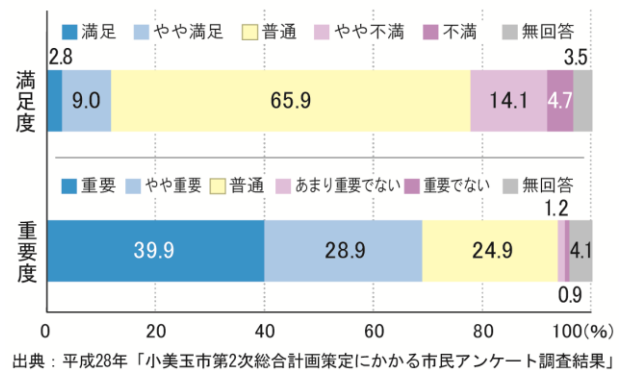
います。市民アンケートにおいても、約7割の市民が高齢者の生きがいがづくり、介護予防の重要性を感じているものの、満足度は約1割と低く、さらなる取組の充実が求められています。

- 高齢者の4人に1人は認知症またはその予備軍といわれるほど、認知症高齢者は増加しており、2025年には約700万人が認知症になるといわれています。今後は、単に支えられるだけでなく、認知症の人の視点に立ち、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるような社会を目指していく必要があります。本市においても認知症に関する相談件数は増加しており、認知症の方とその家族の相談窓口・専門職の不足などが課題となっています。
- 寝たきりの高齢者や認知症の高齢者の介護は家族にとっては大きな負担となっています。介護による家族の負担軽減を図るとともに介護離職の防止などに取り組んでいく必要があります。

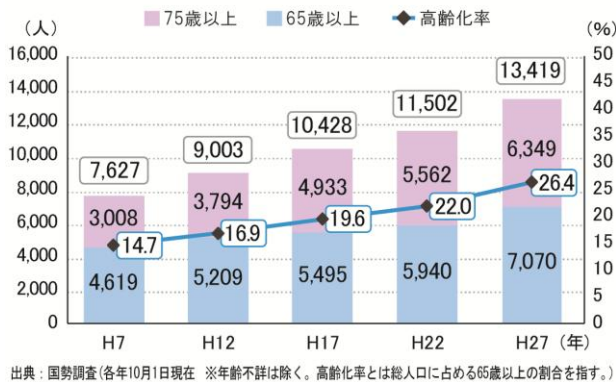
シルバー人材センター登録会員数



高齢者の生きがいがづくり、介護予防について



老年人口及び高齢化率の推移



■ 個別施策

 は重点施策

3401 生きがいづくりの推進

介護福祉課



- ①高齢者の持つ様々な知識・経験・技術を生かせる就労機会を提供することにより、高齢者の自立を支援します。
- ②高齢者が健康でいきいきとした生活を続けられるよう、個性を生かした生涯学習活動やボランティア活動、地域と触れ合う敬老事業等への支援に努めます。

3402 高齢者福祉サービスの充実

介護福祉課



- ①高齢者が住み慣れた地域で安心して健康に暮らせるよう緊急通報システム装置の設置、配食サービス、「高齢者等外出支援事業」など高齢者福祉サービスの充実に努めます。

3403 介護予防・地域包括ケアの推進

介護福祉課

- ①高齢者が身近な地域で、住民同士のつながりを通じた介護予防活動に取り組めるよう支援します。
- ②高齢者が身近で気軽に相談できる窓口として、地域包括支援センター等の充実に図ります。
- ③要介護・要支援状態になることを予防できるよう、一人ひとりの状況に応じた介護予防プログラムが提供できる体制を構築していきます。

3404 認知症対策の推進

介護福祉課



- ①「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の取組を通して、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていけるよう支援していきます。
- ②高齢者が適切かつ適正な介護サービスを利用できるよう相談支援体制の強化を図るとともに、高齢者虐待防止ネットワークの構築により、高齢者虐待防止に努めます。

3405 介護者支援の充実

介護福祉課

- ①在宅の寝たきり高齢者、または認知症高齢者等に介護を行っている家族介護者への経済的支援や介護教室を通して、負担軽減を図るとともに、介護に対する意欲の低下防止に努めます。

基本施策5 障がい者福祉の充実

■ 基本方針

地域社会における共生の実現に向けて、日常生活及び社会生活の総合的支援を目指します。そのため、就業支援など自立と社会参加を促進するとともに、地域の実情に即した地域生活支援、相談体制の充実・強化を図ります。また、経済的な支援など各種手当・助成制度の周知・充実やノーマライゼーション*の理念の啓発を図ります。

■ 主な成果指標

指標名	指標の考え方	実績値 2016 年	将来値 2022 年
就労移行支援/就労継続支援の利用者数	・障がい者の就労意欲の向上や福祉的就労の場を提供するため、就労系サービス利用者の増加を目指す。	109 人	200 人
グループホームの利用者数	・福祉施設入所者や精神病院入院患者の地域生活への移行等を促進するため、グループホームの利用者の増加を目指す。	37 人	55 人
基幹相談支援センターの設置	・相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置する。	－	設置
障がい者が地域の中で暮らしやすい環境づくりに対する市民の満足度(市民アンケート)	・障がいのある人の生活基盤の安定確保のため各種助成制度の充実を図り、市民の理解向上を図る。	7.4%	11.4%

■ 現状と課題

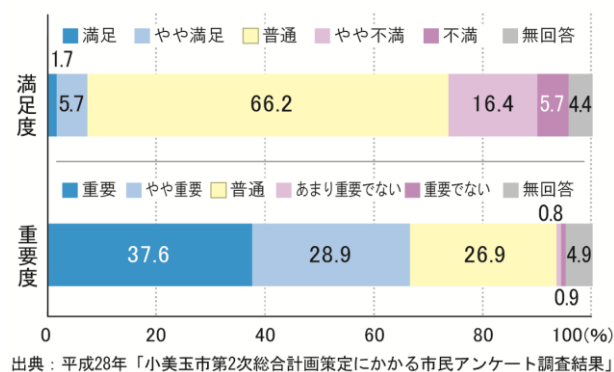
- 「障害者基本法」「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」を踏まえ、障がい者の人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指す必要があります。
- 障がい者が地域で自立した生活を送るためには、就労や社会参加の機会が必要です。障がい者の雇用は法整備等により着実に進展しており、今後も拡大していくことが見込まれています。しかしながら、障がい者雇用を取り巻く環境は依然として厳しい状況であり、さらなる環境の整備が求められています。
- 障がい者が住み慣れた地域で自分らしく生活していくためには、一人ひとりの課題に対応した支援体制の整備と福祉サービスの充実が求められています。市民アンケートにおける障がい者が地域の中で暮らしやすい環境づくりについての満足度は約7%と低く、地域の特性や利用者の状況に応じたきめ細かい生活支援の充実を図っていく必要があります。

用語解説

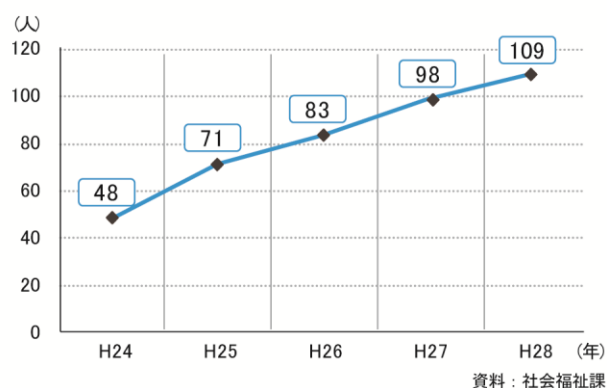
ノーマライゼーション：障がいの有無に関係なく、誰もが同じように生活や人権が保障されるような環境整備を目指す理念。

- 障がい者への相談支援は、「ケアマネジメント*」の理念に基づく包括的な支援」や「障がい者の権利擁護や虐待防止」などの極めて重要な役割を担っています。利用者の拡大や複雑化するニーズに応じた相談支援の充実を図るとともに、医療・保健・福祉・教育・労働など関係機関との連携強化を進める必要があります。また、困難事例や複合化した課題に対応するため、総合的な相談支援体制の整備が必要となっています。
- 障がい者に対する経済的支援として特別障害者手当、特別児童扶養手当など各種手当の支給を行うほか、各種助成制度を実施しています。就労移行支援・就労継続支援の利用者は増加が続いており、今後も制度の周知や、家族の負担軽減のための支援に努めるなど、生活基盤の安定確保を図っていく必要があります。

障がい者が地域の中で暮らしやすい環境づくりについて



就労移行支援/就労継続支援の利用者数



個別施策

は重点施策

3501 差別の解消と権利擁護の推進

社会福祉課

- ①障がいや障がい者に関して正しい理解と認識を深め、ノーマライゼーションの理念の啓発や差別の解消に向けた取組を推進します。
- ②障がい者に対する権利利益の侵害をなくすため、虐待の防止や「成年後見制度*」の周知・利用の促進など、権利擁護のための体制づくりを推進します。

3502 自立と社会参加の促進

社会福祉課

- ①障がい者の就労意欲を高め職業能力の向上につなげるため、就労移行支援及び就労継続支援サービス等の利用を促進し、職業訓練の場や福祉的就労の場の提供に努めます。

用語解説

ケアマネジメント：障がい者のニーズに合わせて、各サービス事業者との連絡調整等を行いながら、障がい者が自立した日常生活を営むのに必要な援助を適切に受けられるようにする支援。

成年後見制度：障がいや認知症などにより判断力が十分でない方が不利益を被らないように、成年後見人が本人の利益を考えながら、代理で契約などの法律行為を行う制度。

- ②障がい者がそれぞれに最も適した「働く場」に円滑に移行できるよう、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、特別支援学校等の関係機関との連携強化に努めます。
- ③障がい者が主体性と自立性を発揮し、生きがいを持って生活が送れるよう、地域の社会活動をはじめ、文化・スポーツ・レクリエーション活動等への参加を促進し、社会参加の機会の確保に努めます。

3503 地域における生活支援の充実

社会福祉課

- ①障がい者が住み慣れた地域で安心した日常生活や社会生活を営むことができるよう、その障がいの状態や生活の状態に応じた医療や福祉制度による適切な生活支援の充実を図ります。
- ②施設や病院から地域生活への移行や親元からの自立など、障がい者が生活の場を確保し安定した生活を継続するため、グループホーム等の居住系サービスの充実を図り、地域生活を支援します。
- ③障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、相談・体験の機会の提供、緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点の整備を図ります。
- ④障がいがある児童に対する専門的な療育や訓練等を行う場として、「障害児通所支援事業」の充実と利用促進を図ります。

3504 相談支援体制の充実と強化

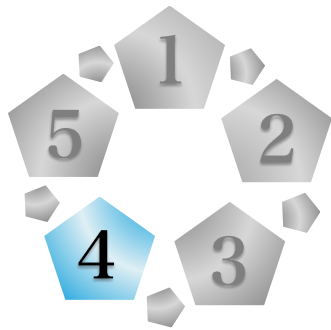
社会福祉課

- ①障がい者が地域の中で自分らしく安心した日常生活や社会生活が送れるよう、必要な情報の提供をはじめ、福祉サービスの利用支援やライフステージの課題に対応したケアマネジメントなど、保健・医療・福祉等の関係機関のネットワーク構築など連携強化に努め、相談支援体制の充実を図ります。
-  ②地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置など、総合的な相談支援体制の整備を図ります。

3505 各種手当・助成制度の周知と充実

社会福祉課

- ①障がい者への経済的な支援として特別障害者手当・特別児童扶養手当等各種手当をはじめ、助成制度や難病患者等に対する見舞金制度、支援制度の周知に努め、各種制度の利用促進を図ります。また、日常生活上の負担を軽減し、生活基盤の安定を確保するための助成制度の充実を図ります。



基本目標 4 仕事と暮らしを創造する環境づくり

茨城空港やＪＲ羽鳥駅周辺など都市機能等の拠点となる施設を中心に、市全体の計画的な土地利用を推進します。また、広域的な道路ネットワークの充実を図るとともに、生活道路の整備、公共交通の充実を図ります。

恵まれた自然環境の維持、公園・緑地の整備、豊かな住環境の整備・景観形成により、本市の魅力をさらに高め、移住・定住の促進につなげます。

産業面では、茨城空港を核として、住む人の暮らしを支える雇用の創出を目指し、にぎわい、活力の創造に資する施策を展開します。本市の基幹産業である農業の振興、既存の商業・工業の活性化、新しい企業の誘致、小美玉市の魅力を生かした観光の振興など、多様な分野との連携を図りながら積極的に取り組みます。

基本施策 1 計画的土地利用の推進

基本施策 2 道路体系・公共交通の充実

基本施策 3 公園・緑地・水辺の整備

基本施策 4 住環境・景観形成

基本施策 5 茨城空港の利活用

基本施策 6 農業の振興

基本施策 7 商業・工業の振興・企業誘致の推進

基本施策 8 観光の振興

■基本方針：基本施策ごとの取組の基本的方針を示します。

■主な成果指標：基本施策の成果として望まれる成果指標を示します。

■現状と課題：各基本施策の内容に関する現状と課題をとりまとめて示します。

■個別施策：基本施策を実現するための具体的な取組内容を示します。

◆重点施策：特に重点的に推進すべき施策です。本文中の個別施策に ◆ のマークで示します。

基本施策1 計画的土地利用の推進

■ 基本方針

「小美玉市都市計画マスタープラン」に基づき自然との調和のとれた適正な土地利用を推進するとともに、ＪＲ羽鳥駅周辺、茨城空港周辺、霞ヶ浦周辺において地域特性を生かした土地利用を推進します。

また、地籍調査や都市計画支援システムの充実・活用など土地情報の管理・充実を図ります。

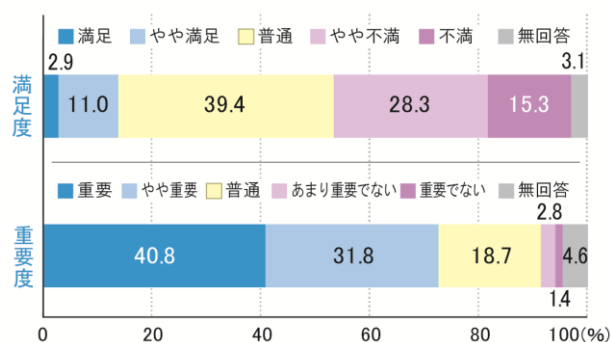
■ 主な成果指標

指標名	指標の考え方	実績値 2016 年	将来値 2022 年
住みやすい環境のための計画的市街地に対する市民の満足度	・計画的な土地利用の推進を図り、市民の満足度の向上を目指す。	13.9%	20.0%
玉里地区地籍再調査の実施	・事業計画 10.89 ㎢について事業期間 10 年での完了を目指す。	—	2.87 ㎢

■ 現状と課題

- 農用地等の自然的土地利用については、市内の自然環境の維持や、農業の基盤の確保のため、適正な保全が必要です。市民アンケートにおいても、計画的市街地整備について約７割が重要と考えており、「小美玉市農業振興地域整備計画」の適正な運用を図るとともに、経済情勢などの変化を踏まえ、他の土地利用計画との整合性を図りながら、市の土地利用を総合的に検討していく必要があります。
- 用途地域が指定されているＪＲ羽鳥駅周辺では、民間開発による住宅の集積が見られます。また、茨城空港周辺では、企業誘致が期待されています。既存の拠点や地域の特性を生かし、効果的な魅力づくりが必要と考えられます。
- 広域交通体系の整備に伴う開発により、農用地などからの無秩序な転換が生じることが考えられます。適正な土地情報をもとに、規制・誘導などの土地利用を図っていく必要があります。

住みやすい環境のための計画的市街地整備状況について



出典：平成28年「小美玉市第2次総合計画策定にかかる市民アンケート調査結果」

■ 個別施策

は重点施策

4101 適正な土地利用の推進

企画調整課・環境課・農政課・都市整備課

- ① 広域交通ネットワークに恵まれた優位性を生かし、住宅地や農地・工業地等をバランス良く配置し、本市の発展を目指します。
- ② 土地利用に関係する計画の総合的な調整を図るとともに、無秩序な開発行為の未然防止と土地利用の適正な誘導に努めます。
- ③ 本市の基幹産業である農・畜産業の振興を図るため、「小美玉市農業振興地域整備計画」の見直しを行い、経済情勢に沿った農用地区域を設定し、優良農地を確保するとともに、本市の原風景となる農地・山林・霞ヶ浦湖畔等の自然環境の保全に努めます。

4102 地域特性を生かした土地利用の推進

都市整備課・特定プロジェクト整備課

- ① 土地利用構想に基づき、都市施設の適正な配置や、適正な土地利用の規制・誘導に努め、J R羽鳥駅周辺・茨城空港周辺・霞ヶ浦周辺など地域の特性を生かした土地利用を推進します。
- ② J R羽鳥駅周辺を本市の陸の玄関口として活性化させるため、駅の橋上化に伴う自由通路と駅前広場の一体的整備を契機とした機能の集約・高度化を図り、人が集まる魅力づくりに計画的に取り組めます。
- ③ 茨城空港と石岡小美玉スマート I C の連絡をはじめとした都市基盤整備を進め、土地利用構想において位置づけられているエリアを中心に民間活力の誘導に努めます。

4103 土地情報の管理・充実

農政課・都市整備課

- ① 地籍調査により土地に関する基礎データを築き、土地情報の管理・充実を図り、適切な土地利用の推進や効率化に努めます。
- ② 都市計画基本図の電子データの更新を図るとともに、都市計画支援システムの充実・活用により、土地情報の効率的な運用に努めます。



基本施策2 道路体系・公共交通の充実

■ 基本方針

広域及び市内地域の交流と連携を強化するため、国道6号バイパスや国道355号バイパス、（仮称）石岡小美玉スマートICアクセス道路など、広域幹線道路（国・県道）の整備を促進するとともに、市内道路ネットワークの充実を図ります。

また、生活道路の計画的な整備・維持補修、通学路の安全確保など、身近な道路環境の充実を図ります。

さらに、常磐線の運行本数増便の要望やJR羽鳥駅周辺整備を推進するとともに、交通弱者に配慮した交通対策、つくばエクスプレス延伸の要望など、公共交通の充実を図ります。

■ 主な成果指標

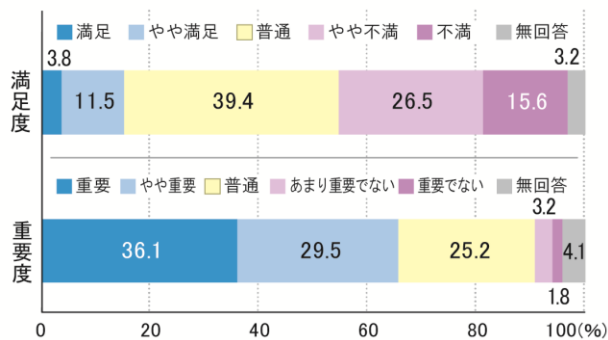
指標名	指標の考え方	実績値 2016年	将来値 2022年
道路改良率	・市内地域間の交流と連携を強化するため、道路実延長に対する改良率の向上を目指す。	36.2%	37.6%
市が運行する循環バス利用者数	・運行ルートや運行時刻の見直し等により利用者の利便性の向上を目指す。	20,244人	24,172人
JR羽鳥駅の乗車人員（1日平均）	・JR羽鳥駅前周辺の整備によりJR羽鳥駅の乗車人員の増加を目指す。	2,319人/日	2,610人/日

■ 現状と課題

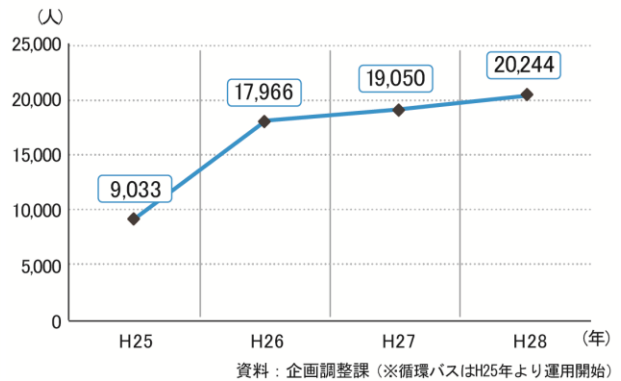
- 本市の幹線道路網は、常磐自動車道、国道6号、国道355号をはじめ、主要地方道4路線、一般県道7路線が基軸となり、広域及び市内地域間の連携・交流を支えています。市民アンケートにおいても、幹線道路の整備は約7割が重要と考えており、市内外への移動・交流に欠かせないものとなっています。本市及び周辺では、茨城空港へのアクセス機能の強化のため、（仮称）石岡小美玉スマートICアクセス道路や東関東自動車道水戸線の整備等、骨格的な道路網の形成が進められています。
- それらの幹線道路のネットワークの充実を図るため、「小美玉市都市計画マスタープラン」に基づいた道路整備を実施し、計画的・効率的に整備を進める必要があります。
- 平成28年の道路改良率は36.2%、道路舗装率は54.1%となっており、特に日常生活に密着した生活道路について、各地区から多くの道路整備要望があります。また、市道に対する歩道設置率が低いことから、学校の通学路を含めた公共施設等の周辺の整備等、歩行者や自転車の安全確保に必要な整備を計画的に進める必要があります。

- 通勤通学の利用者が減少傾向にあり、バス運行本数の確保や路線の存続が課題となっていることを受け、平成 25 年 10 月より市循環バスの運行に取り組んでいるところです。市循環バスの利用者は増加が続いており、茨城空港との連絡強化、集落の分散、高齢化などを見据えて、利用しやすい路線バスの維持に努めるとともに、効果的かつ効率的な新たな交通体系を検討する必要があります。

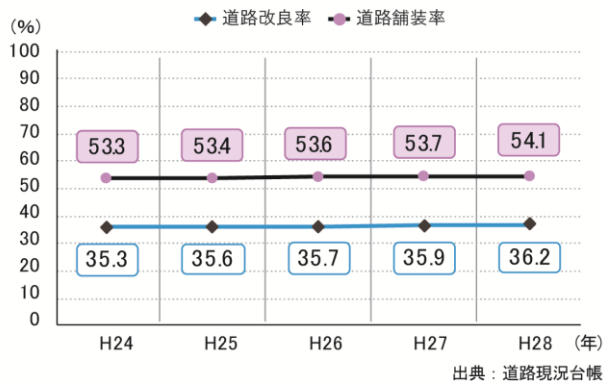
市内外へ移動するための幹線道路網の整備状況について



市が運行する循環バスの利用者数の推移



道路改良率・舗装率



個別施策

は重点施策

4201 国道・県道の整備促進

企画調整課・特定プロジェクト整備課

- ① 本市の経済活動を支え、広域的な幹線道路である国道 6 号バイパス及び国道 355 号バイパス等の早期完成を目指すため、関係機関に要望します。
- ② 茨城空港へのアクセス機能を強化し、周辺都市との連携や、広域的な主要幹線道路網を形成するため、国道・県道の整備要望活動を実施し、沿道の土地利用も含めた整備促進を図ります。
- ③ (仮称) 石岡小美玉スマート I C アクセス道路の早期完成に向けて、県と連携のもと整備促進を図ります。
- ④ 霞ヶ浦によって分断されている交通アクセスの改善を目指し、霞ヶ浦二橋の建設促進について、関係自治体と連携し、国や県へ要望していきます。

4202 市内道路ネットワークの充実

建設課・特定プロジェクト整備課



- ①市内幹線道路のネットワークの充実を図るため、国・県の計画や「小美玉市都市計画マスタープラン」などの計画に基づき、計画的な道路整備に努めます。整備にあたっては重点化、効率化によりコスト縮減を図ります。

4203 身近な道路環境の充実

建設課・管理課



- ①地域の生活環境の向上を図るため、各行政区からの要望等を踏まえ、生活道路の整備を継続的に進めます。

- ②通学時の児童生徒や高齢者の安全性や快適性の向上を図るため、歩道整備を推進します。

- ③地域住民と協力し道路の点検などを実施するとともに、各地区からの要望等を踏まえ、緊急性や重要性を検討し道路維持補修に努めます。



- ④「小美玉市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき安全点検及び補修等を行い、橋梁の長寿命化を図ります。

4204 公共交通の充実

企画調整課・都市整備課・特定プロジェクト整備課

- ①市民や来訪者の鉄道の利便性向上を図るため、運行本数の増便やＪＲ羽鳥駅への特急列車の停車など、関係機関へ要望していきます。



- ②鉄道利用者に配慮した施設機能の充実と公共交通の連絡強化のため、ＪＲ羽鳥駅の橋上化・自由通路・駅前広場を一体的に整備し、交通結節点の利便性の向上を図ります。



- ③交通弱者のための移動手段の確保や、通勤通学者の利便性向上など、安全で快適に移動できる持続可能な公共交通の確保に努めます。



- ④市循環バスについて、利便性の向上や利用環境の改善により利用促進を図り、継続的な運行に努めます。

- ⑤つくばエクスプレスの茨城空港直結を目指し、関係自治体との連携を深め、要望活動の促進に努めます。

基本施策3 公園・緑地・水辺の整備

■ 基本方針

市民の憩いの場として計画的な公園・緑地・水辺の保全と整備を推進するとともに、霞ヶ浦や水辺・平地林などの自然環境の保全を図ります。

市内にある既存の公園については、市民が集う賑わいのある公園となるよう活用を図るとともに、住民参加による公園の整備・管理を促進します。

■ 主な成果指標

指標名	指標の考え方	実績値 2016 年	将来値 2022 年
住民 1 人あたりの都市公園面積	・住民活動の場、集いの場、憩いの場としての公園面積の拡大を目指す。	7.1 m ² /人	7.3 m ² /人
茨城空港公園のイベント来場者数	・茨城空港公園でのイベント開催によるにぎわいづくりのため、参加者数の拡大を図る。	34,200 人	40,000 人

■ 現状と課題

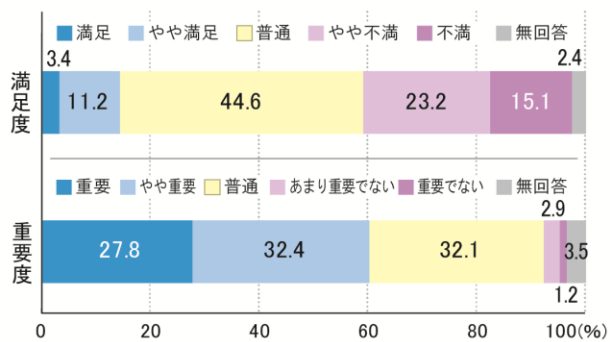
- 市内には都市公園や運動公園、緑地広場などが配置され、市民の憩いの場となっています。市街地での整備率が低いことから、市民アンケートでの満足度が約 15%と低くなっています。今後も良好な自然資源の保全を考慮しながら、利用しやすい都市公園や緑地広場などの整備を検討する必要があります。
- 茨城空港公園の未整備の区域については、茨城県に対して早期の全園開園を要望しています。小美玉市茨城空港利用促進協議会等の関係機関と連携し、茨城空港公園航空広場において大規模なイベントを定期的に行い、市のにぎわいの創出に大きな役割を果たしています。
- 市及び区管理の公園等の維持管理については、遊具などの施設・設備の老朽化が進んでおり、修繕・更新を進めていく必要があります。

公園・緑地整備状況

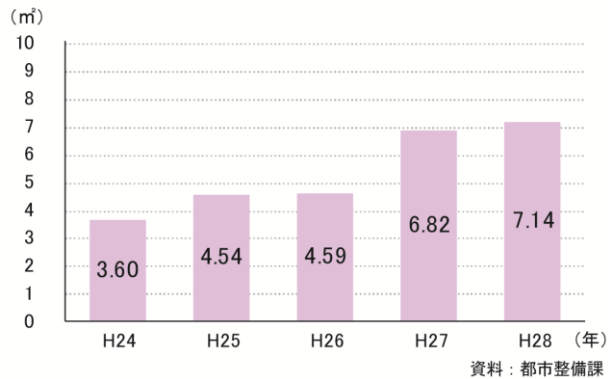
都市公園		運動公園		その他の公園		緑地広場	
名 称	面積 (ha)	名 称	面積 (ha)	名 称	面積 (ha)	名 称	面積 (ha)
東平児童公園	0.32	小川運動公園	6.10	羽木上森林公園	1.20	半溜池緑地広場	0.40
堅倉わんぱく公園	0.45	堅倉運動広場	1.90	横町公園	0.10	北山池緑地広場	0.10
仲丸池公園	2.02	納場運動広場	1.10	羽黒古墳公園	0.70	道海池緑地広場	0.50
先後公園	0.92	羽鳥運動広場	1.40	玉里ふれあい公園	0.60	陣屋池緑地広場	0.70
大井戸湖岸公園	2.15	美野里ふれあい運動広場	1.40			高場池緑地広場	0.20
宮田防災公園	3.02	中根球場	0.60			雁道窪池	0.50
希望ヶ丘公園	10.80	野田球場	1.50				
玉里運動公園	10.50	下吉影薬師台球場	1.20				
茨城空港公園	19.30						

資料：小美玉市（※希望ヶ丘公園の都市計画決定面積は3.8haで、表示は野球場、テニスコート、多目的広場名等の併設部分を含めた面積。）

市民の憩いの場としての公園・緑地の充実について



住民一人当たりの都市公園面積



個別施策

は重点施策

4301 計画的な公園・緑地の整備と自然環境の保全

企画調整課・都市整備課

- ①公園整備については、社会経済情勢の動向や市民の要望などを踏まえつつ、効率的・効果的な整備を検討します。
- ②霞ヶ浦湖岸や池沼は本市の原風景の一つであり、観光・交流拠点であるとともに市民の憩いの場でもあることから、自然景観と調和した景観形成を前提に、水辺空間の整備を検討します。
- ③地域住民に親しまれる公園・緑地の整備に努めるとともに、霞ヶ浦や河川流域の水辺や平地林などの自然環境の保全・整備に努めます。
- ④茨城県が行う「水郷筑波サイクリング環境整備事業」と連携を図り、大井戸湖岸公園などの施設の充実に努めます。

4302 拠点となる公園の整備・活用

空港対策課・都市整備課

- ①茨城空港公園については、県及び関係機関と連携し、住民の意見や利用者動向を踏まえつつ、整備促進に努めます。
- ②茨城空港公園については、全国各地からの航空旅客や市民が集い憩うにぎわいのある公園となるよう、市民や関係自治体などと連携のもと各種イベントを実施します。

4303 公園の適切な管理

都市整備課

- ①個々の公園に応じた適切な管理を進めるため、管理形態を明確にするなど住民参加による公園管理を促進します。
- ②市民が安心して利用できるよう、**基幹公園***施設の安全管理の徹底に努めます。



用語解説

基幹公園：地域住民が利用するための都市公園。総合公園、運動公園を都市基幹公園とし、街区公園、近隣公園、地区公園を住区基幹公園とする。

基本施策 4 住環境・景観形成

■ 基本方針

誰もが「住んでみたい、住んでよかった、これからも住み続けたい」と感じるような住環境の形成を目指し、暮らしやすい住宅地づくりを促進するとともに、市営住宅の適切な維持・管理及び更新を図ります。

また、市営霊園については、計画的な供給と施設の適正な管理を推進します。

景観形成については、優れた自然景観や古いまち並み景観の保全など、地域特性を生かした景観形成を図ります。

住宅地の環境を維持するため、空き家対策を積極的に推進します。

■ 主な成果指標

指標名	指標の考え方	実績値 2016 年	将来値 2022 年
家賃・住宅取得補助申請者数	・市内居住並びに転入した多子世帯への経済的負担軽減を図り、市内定住を促進する。	—	10 件／年
特定空き家 [*] の認定件数	・特定空き家の認定件数を進め、街の景観保持や安全・安心なまちづくりを推進する。	1 件	10 件

■ 現状と課題

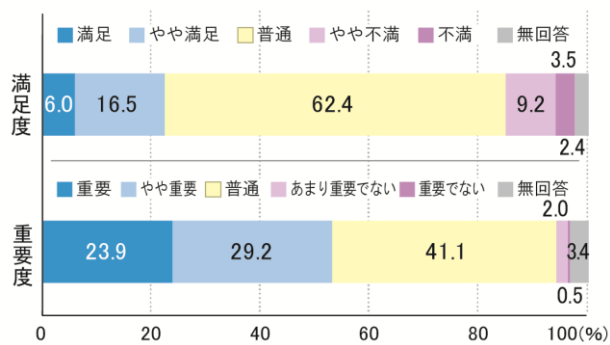
- 老朽化が著しく維持管理が難しい市営住宅については、「小美玉市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、必要に応じて管理戸数の減少、老朽化の状態を踏まえた維持管理を進めています。
- 市営美野里霊園の拡張工事が完了し、新たな 592 区画について、年間 50 区画の販売計画により、将来 10 年以上の需要に対応できる体制となっています。少子化・高齢化により、墓地区画の返還が増えることから、再販売の対応が課題となっています。
- 本市では、例年 60 を超える行政区及び学校等公的機関が参加する花いっぱい運動などの環境美化活動等、市民の主体的な取組により自然と調和した景観づくりを推進しています。市民が積極的に取り組んでいる自然と調和した美しい住環境の形成・保全については、満足度が比較的高くなっています。市民が主体的に取り組むことにより、愛着を感じ、シックプライドの醸成につながるまち並みの整備が必要です。

用語解説

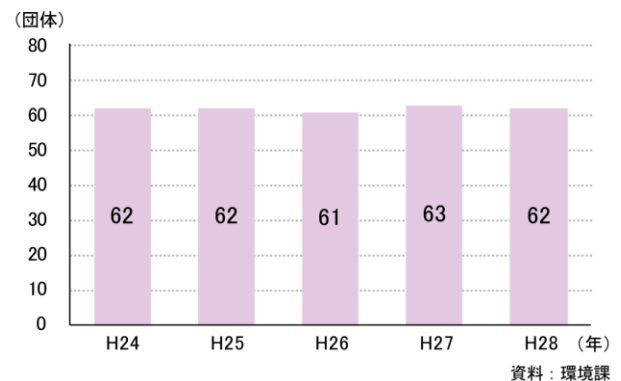
特定空き家：倒壊などの危険性がある状態や、衛生上有害な状態、適切な管理が行われていないことにより景観を損なっている状態、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている状態であると認められる空き家。「空家対策特別措置法」（平成 28 年 5 月施行）により定められる。自治体からの助言・指導・勧告などの対象になる。

- 平成25年度住宅・土地統計調査によると、本市の住宅総数は18,700戸であり、世帯数の9割を超えている状況になっています。そのうち空き家は2,250戸、空き家率は12.03%となっており、前回の調査時に比べて60戸増加し、空き家率も0.26%増加しています。また、「腐食・破損あり」の空き家は420戸となっており、これらが放置され老朽化が進むと、倒壊等の防災上の危険だけでなく、地域の活力の低下につながる恐れがあることから、空き家に関する施策を推進する必要があります。

自然と調和した美しい住環境の形成・保全について



花いっぱい運動の参加団体・学校数



■ 個別施策

 は重点施策

4401 良好な住環境の形成

企画調整課・環境課・社会福祉課・介護福祉課・都市整備課

- ①市営住宅の適切な維持管理に努めるとともに、老朽化が進んでいる市営住宅については、計画的な改修や廃止を検討します。
-  ②定住のための住宅情報や空き家情報など、総合的な情報の提供に努めます。
-  ③住宅のリフォームやバリアフリー化を促進し、誰もが安心して暮らせる住環境の整備に努めます。

4402 市営霊園・墓地の適正な管理運営

環境課

- ①市民の墓地需要に対応するため、計画的な供給を図るとともに、施設の適正な管理に努めます。

4403 地域特性を生かした景観の創造

環境課・都市整備課

- ①都市景観の形成を目指し、「茨城県景観条例」を遵守し、適切な指導を行うとともに、「茨城県屋外広告物条例」に基づく規制・誘導を図ります。
- ②本市の優れた自然景観や古いまちなみの保全に努めるとともに、観光に配慮した景観整備に努めます。
- ③公共・公益施設のデザインや案内サインなどについては、周辺環境との調和を図るとともに、景観的誘導を図ります。
- ④花いっぱい運動やクリーン作戦など、市民の主体的な環境美化活動への取組を支援します。

4404 空き家対策の推進

企画調整課・環境課

-  ①良好な住環境の維持・管理を図るため、市内の活用可能な空き家の有効利用を促進します。
また、空き家の情報提供に努めるなど、有効活用を図り、地域の活性化を促進します。
-  ②周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼす恐れのある管理不全な空き家について、法令の規定及び「小美玉市空家等対策計画」に基づき必要な措置を講じ、良好な住環境を維持します。



基本施策5 茨城空港の利活用

■ 基本方針

茨城空港を生かしたまちづくりを目指し、路線の拡充及び、空港の利用促進を図ります。
また、交流人口の拡大や地域振興を目指し、茨城空港や本市の認知度の向上を図るとともに、
空港ターミナルビルにおけるイベントの開催などを通して茨城空港の利活用を図ります。

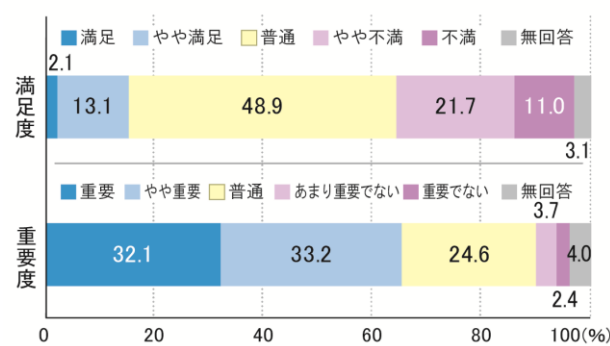
■ 主な成果指標

指標名	指標の考え方	実績値 2016 年	将来値 2022 年
茨城空港ターミナルビル来場者数	・茨城空港ターミナルビルの来場者数の向上に努めます。	1,386,700 人	1,472,000 人

■ 現状と課題

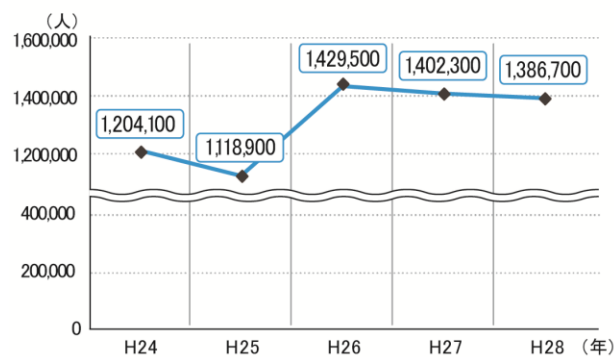
- 茨城空港の就航路線は、現在、国内 4 路線、海外 1 路線となっています。平成 21 年度の開港以来、旅客数は増加を続けていますが、茨城空港の利用者が本市に滞在することが少ないことが課題となっています。茨城空港を訪れる来場者数は、平成 26 年から減少傾向にあります。茨城空港を生かした産業の振興は重要度が高く、本市の魅力ある観光資源などの周知・PR を推進し、地元への経済波及効果をもたらすことが期待されています。

茨城空港を生かした産業の振興について



出典：平成28年「小美玉市第2次総合計画策定にかかる市民アンケート調査結果」

空港ターミナルビル来場者数の推移



資料：空港対策課（空港ビル管理事務所集計）

4501 空港の利用促進・有効活用

空港対策課

①県と連携を図り、茨城空港の周知や認知度の向上及び利用者の確保に努めます。



②小美玉市茨城空港利用促進協議会の活動を支援し、地元としての空港の利用促進に関わる新たな方策の提言や機運醸成に努めます。



③茨城空港ターミナルビルにおいて、定期的なイベント等を実施しながら本市の特産品を周知するとともに、にぎわいづくりを推進し、地域固有の地場産業・観光資源・歴史・風土などの地域資源の有効活用を図ります。

④県との連携のもと、茨城空港発着路線の拡充や増便を促進します。



基本施策6 農業の振興

■ 基本方針

将来にわたって食料の安定供給の確保を図るため、新規就農者の支援や農業経営のフォローアップなど担い手の確保に努めるとともに、生産性向上のための農業生産基盤の整備を図ります。

また、小美玉ブランドの農産物の開発、食育活動の充実、地産地消の推進など安全・安心な農畜産業の振興を図ります。

さらに、水産業については、霞ヶ浦の豊かな水産資源を守るための取組を推進し、水産業の振興を図ります。

森林の多面的機能の保持や農地農業用施設の保全管理、耕作放棄地の解消など、農村環境の保全を図ります。

■ 主な成果指標

指標名	指標の考え方	実績値 2016 年	将来値 2022 年
認定農業者数	・ 地域農業の担い手確保のため認定農業者数の増加を目指す。	298 人	330 人
農業産出額	・ 農業の振興を図り、農業産出額のさらなる向上を目指す。	354 億円	現状維持

■ 現状と課題

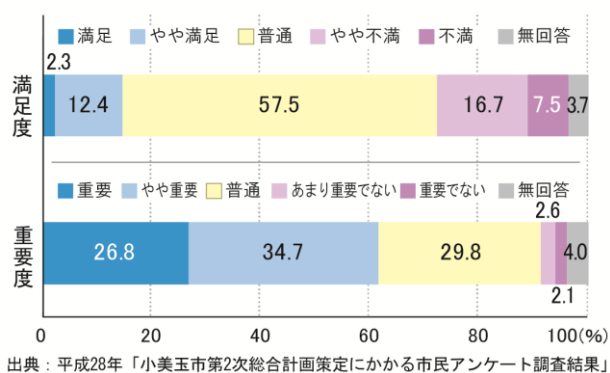
- 農業の担い手の高齢化が進み、次世代の農業を担う若年層の人材確保は深刻な課題となっています。特産品開発、ブランド化による農業振興は、市民アンケートにおいても重要度が高く、農業の振興が期待されていることがうかがえます。また、認定農業者は増加傾向にあることから、農業を継続していくことができるよう、経営規模の拡大や経営の多角化、栽培技術の高度化などにより、時代に即した収益性の高い安定した農業経営を支援していく必要があります。
- 農業水利施設などの老朽化による機能の低下が課題となっています。地域の連携を図り、効率的な生産基盤の整備、集落環境の整備の支援が求められています。
- 安全・安心な農畜産物の提供は、消費者にとって不可欠なものとなっており、**農業生産工程管理（GAP）***による食品の安全性の確保が求められています。家畜防疫も含め、農産物の質の向上を支援し、首都圏近郊という立地を生かした競争力のある農業の振興を図ることが必要です。

用語解説

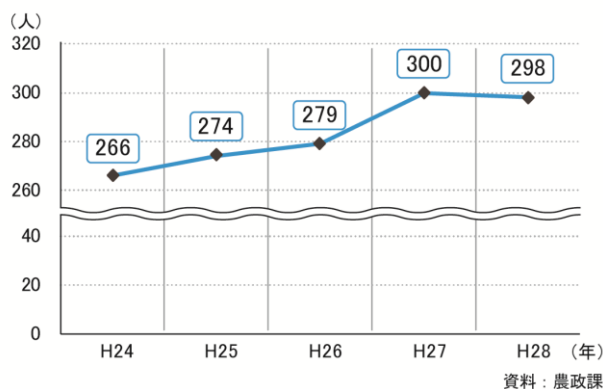
農業生産工程管理（GAP）：農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

- 昭和 45 年代から発生している霞ヶ浦の富栄養化や、外来魚による水資源の減少は、水産業にとって深刻な課題となっています。近年、外来魚の駆除と稚魚の放流、水質浄化機能を持つ水生植物帯の維持管理による水質浄化への取組が続けられています。

特産品開発、ブランド化による農業振興について



認定農業者数



個別施策

は重点施策

4601 担い手の確保と育成

農政課

- ① 就農して間もない新規就農者の農業経営を支援し、持続可能な農業経営の確立に努めます。
- ② 本市の農業を支える認定農業者を確保するとともに、J A、普及センターなど関係機関と連携し、経営改善などの営農指導の強化を図り、経営感覚に優れた農家の育成に努めます。
- ③ 担い手の経営規模の拡大及び経営の効率化を図るため、農地の集積・集約化の取組を推進します。

4602 農業生産基盤の整備

農政課

- ① 高品質な農産物を安定的に供給できる産地づくりのため、地域の実情に沿った排水改良・区画整理など生産性向上を図るための計画的な基盤整備を推進します。
- ② 水田農業の持続的な発展のため、主食用米に偏らない多様な米生産を推進し、水田のフル活用を図ります。
- ③ 乳牛の資質の改良のため、優秀な基礎牛の導入を推進します。

4603 安全安心な農畜産物の振興

農政課・学校給食課

-  ①全国でも有数の生産量を誇る本市の農畜産業を生かし、生乳・鶏卵・食肉等の畜産物や、レンコン・ニラ等の農産物の6次産業化*の推進、さらにはブランド力強化に向けた取組を支援するなど「小美玉ブランド」の知名度の向上を図ります。
- ②安全安心で高品質な農畜産物の安定供給を図るため、家畜防疫の徹底を図るとともに、環境に配慮した農業生産基盤の確立を目指します。
- ③学校給食などへの供給により、子どもたちが食と農を理解できるよう食育活動を推進します。
- ④地元農畜産物の消費拡大を図るため、多様な主体と連携した地産地消運動の推進を図ります。
-  ⑤収穫体験・農作業体験が可能な作物と受け入れ農家を確保し、魅力ある農業体験ができるシステムを構築し、都市と農村の交流を図ります。
- ⑥農業生産活動におけるリスクを排除し、産地として農産物の質の向上を図るため、農業生産工程管理（GAP）導入を推進します。

4604 霞ヶ浦内水面水産業の振興

農政課

- ①霞ヶ浦の豊かな水産資源を守るため、水質浄化機能を持つヨシ帯等の水生植物帯の維持・回復に努め、水産業の振興を図ります。
- ②ワカサギの人工ふ化等を実施し、水産資源の保護に努めます。

4605 農村環境の保全

農政課・農業委員会事務局

- ①森林が持つ地球温暖化防止、生物多様性の保全、水源かん養など多面的機能が発揮されるよう、森林クラウドシステム*の整備を図るとともに、平地林の整備・保全を支援し、快適で豊かな森林の創出を図ります。
- ②農地・農業用施設・農村環境を維持保全する地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進します。
- ③農作物の生産に深刻な被害をもたらす野生鳥獣の被害防止対策を行い、被害の拡大防止を図ります。
-  ④市、農業委員会、農業団体等が連携し、遊休農地の発生防止・解消を図り、農地を適正に利用するよう支援します。

用語解説

6次産業化：農業分野の雇用と所得を確保するため、生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出などを促進する体制。

森林クラウドシステム：国土交通省国土政策局がインターネット上に提供している森林地域情報。様々な主体が管理する情報（公開可能なもの）を閲覧可能にすることで、データに基づいた持続可能な森林活用を目指すシステム。

基本施策7 商業・工業の振興・企業誘致の推進

■ 基本方針

市民が日常生活のなかで、不自由なく買い物ができるような商業環境の整備を推進するとともに、担い手の育成、起業の支援など商業活動の活性化を図ります。

また、地域全体の活性化を目指し、市内企業の支援充実を図るとともに、企業間の交流を推進します。

市内全域はもとより、茨城空港テクノパークや茨城空港周辺地域への産業集積に向けて、積極的な企業誘致を推進します。

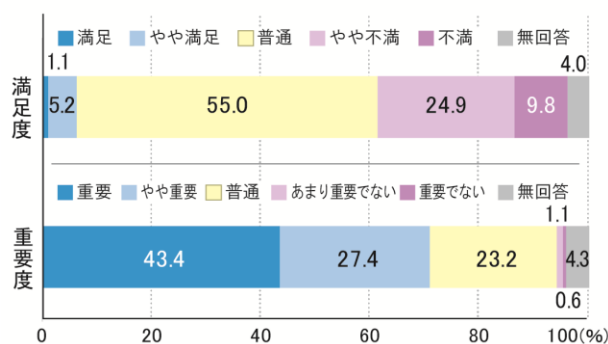
■ 主な成果指標

指標名	指標の考え方	実績値 2016 年	将来値 2022 年
新規起業家数（延べ人数）	・新規起業を支援するとともに、起業後のフォローアップを実施し、チャレンジしやすい環境を目指します。	—	15 人
企業説明会参加者数	・求人企業と求職者のマッチング機会の提供により、雇用創出を図る。	39 人	50 人
新規企業の立地件数及び拡張企業数	・市内における新規企業の立地件数及び拡張企業の件数の増加を目指す。	23 件	47 件

■ 現状と課題

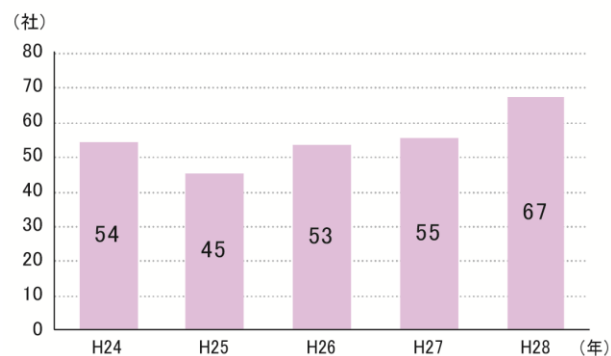
- J R 羽鳥駅周辺や小川市街地などに個人商店が点在し、商店街を形成していましたが、経営者の高齢化や後継者不足により、商店数の減少、消費者の市外流出が加速しています。市民アンケートにおいても、雇用の安定・拡大についての満足度が低く、地元商業の活性化に向けた地域の商工会などへの支援、各商業経営者を対象とした経営安定化への支援が求められていると考えられます。
- 日本の経済は回復基調にあるものの、グローバル化の加速や人手不足への対応など、市内企業のおかれている状況は、依然厳しい状況が続いています。石岡・小美玉合同就職説明会参加企業数は、近年増加傾向にあり、企業活動の活発化の兆しがうかがえます。今後も社会情勢の変化、経済活動の動向を把握し、企業の成長を促す支援が求められています。さらに、異業種間交流の促進など、本市の総合的な活力向上に向けた取組が必要です。
- 茨城空港テクノパークについては、県と連携し企業の誘致活動を行っています。さらに企業誘致を推進するため、緑地率等の緩和を定めた市準則を制定しています。（仮称）石岡小美玉スマート I C アクセス道路の整備などの利便性を生かした誘致活動を継続して展開しますが、土地利用の規制・誘導は、法令に基づき総合的な調整が必要です。

雇用の安定・拡大について



出典：平成28年「小美玉市第2次総合計画策定にかかる市民アンケート調査結果」

石岡・小美玉合同就職説明会参加企業数の推移



資料：商工観光課

個別施策

は重点施策

4701 商業環境の整備と商業活動の活性化

商工観光課

- ①中小企業の安定的経営や担い手育成、起業など、新たな商業の展開を支援し、地元商業の維持・活性化を図ります。
- ②商工会及び商工団体を核とした商業活動を展開することにより、連携体制の構築を図ります。
- ③商業経営の強化と経営の安定化を図るため、「中小企業信用保険法」による保証制度や事業資金（自治金融）の融資斡旋を促進します。

4702 市内企業への支援と交流の推進

商工観光課

- ①固定資産税の特別措置の継続に合わせて、企業ニーズに即した新たな優遇制度の検討を推進するとともに、融資制度の活用促進を図ります。
- ②企業連絡組織を強化し、企業間及び市との連携を図るとともに、企業情報や課題意識を共有化します。また、新たな就業の機会を増やすため、ハローワークや石岡地区雇用対策協議会などの関係機関と連携し、就業情報の提供や就職説明会を開催します。
- ③「小美玉市フレッシューズ応援事業」として、主に各企業及び農業後継者等の若者を対象に、商工団体及び農漁業団体間の異業種間交流の場を提供し、情報交換や新たな人脈形成に生かします。
- ④女性が子育てと仕事を両立しながら、いきいきと輝く社会の実現を目指して、女性に優しい企業になるよう職場の環境整備を市内企業に働きかけます。

- ① 茨城空港と石岡小美玉スマート I C を結ぶ道路の周辺地域について、土地利用に関する諸計画の総合的な調整を図りつつ、企業ニーズに即した優遇措置の拡大を行い、積極的に企業誘致を推進します。
- ② 茨城空港テクノパークについては、土地利用計画・周辺住民・周辺環境に配慮しつつ、県等の関係機関と連携しながら、企業側が求める優遇措置の具体化等により、積極的な企業誘致を推進します。



基本施策8 観光の振興

■ 基本方針

観光による地方創生・地域活性化を推進するため、観光を軸として多様な分野との連携を図るとともにシビックプライドの醸成を図るなど「観光地域づくり」を積極的に推進します。

また、地域が一体となった観光施策を推進するとともに、体験型観光やアグリツーリズム*の展開、空のえき「そ・ら・ら」を活用した魅力発信など観光資源の活用を図ります。

さらに、国内外に向けて観光情報を効果的に発信し、観光誘客を推進します。

■ 主な成果指標

指標名	指標の考え方	実績値 2016 年	将来値 2022 年
観光入込客数	・観光地点等の観光入込客数を増加することで、本市への交流人口を増やす。	1,864,000 人	1,978,400 人
観光資源や特産物等の情報発信	・観光誘客に発信力のある観光関連のホームページ（SNS含む）のアクセス数を増加させる。	—	27,000 回
外国人留学生の海外向け情報発信回数	・留学生などのボランティアに依頼し、母国語での情報提供を行い、来訪者の増加を図る。	—	32 件

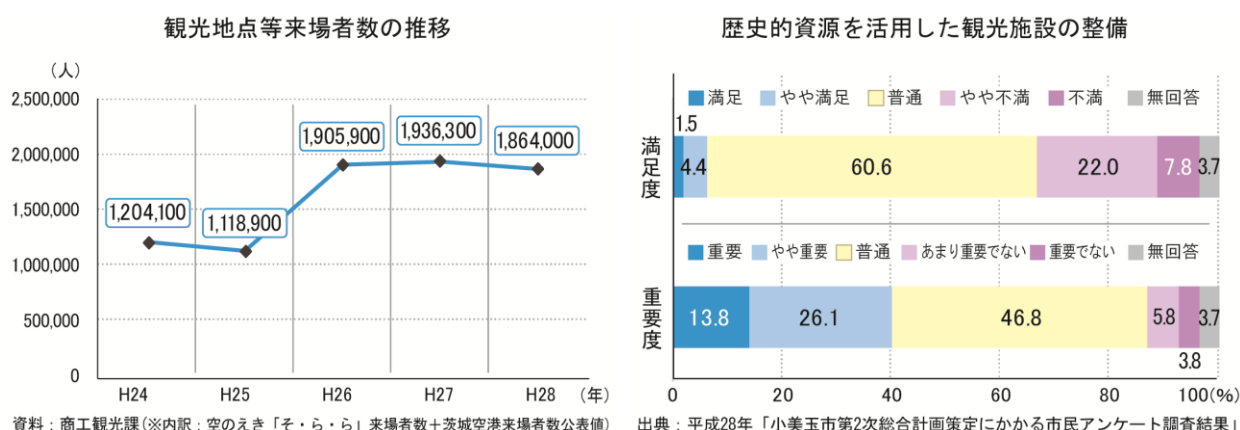
■ 現状と課題

- 国は平成 24 年度に「観光立国推進基本計画」を策定し、観光を重要な産業の一つとして位置づけています。本市においても交流人口の拡大による地域・経済の活性化の推進のため、観光業者や自治体だけでなく、市民や地域産業全体が主体となり、豊かな観光地域の形成に努めているところですが、観光地点等来場者数は、平成 26 年以降減少傾向にあります。今後も、より多様な分野が連携・協力し、人が訪れたいと思う観光地域形成への取組が必要です。
- 本市の豊かな自然環境や、農村・集落の景観、伝統的な文化など、観光資源として意識されるようになった地域資源が十分に生かされていない状況です。市民アンケートにおいても、歴史資源を活用した観光施設の整備については、満足度・重要度ともに低くなっています。地域が一体となり、国内・海外からの旅行者のニーズに合った観光産業の展開を図っていく必要があります。

用語解説

アグリツーリズム：余暇を農業地域などの緑豊かな場所で過ごし、農作業などを体験し、楽しみながら農業について理解を深めることを目的とした活動。

- 茨城空港を有する本市は、中国や台湾等を中心に **F I T（外国人個人旅行者）** *の注目を集めています。インターネットを活用した地域資源の紹介や、外国語表記での情報発信など、海外からの旅行者が情報を得やすい環境を整えていく必要があります。また、地域再生拠点施設として整備した空のえき「そ・ら・ら」が4年目を迎えるなかで、さらなる集客のための課題を整理して、交流人口を増やしていく必要があります。



個別施策

は重点施策

4801 観光地域づくりの推進

商工観光課

- ①文化・農林漁業・商工業・環境・スポーツなど地域の関連事業者や住民等の多様な関係者を幅広く誘引し、観光地域づくりに努めます。
- ②市民がまちに愛着を感じ、誇れるまちとなるよう、様々な場と機会を活用しシビックプライドを育てる取組を進め、まちの未来を創っていく人材を育成します。

4802 観光資源の活用

商工観光課

- ①地域の様々な観光資源の魅力を生かしていくため、各専門家のノウハウの共有を図り、地域が一体となって魅力的な観光資源の活用方法の充実に努めます。
- ②農業関係者及び農業各機関等と連携し、地域の観光資源や特色を生かした体験型観光及びアグリツーリズムの受け入れ体制を整備し、市のホームページやSNS等による情報発信に努めます。
- ③空のえき「そ・ら・ら」を拠点とし、小美玉ブランドの農畜産物・文化・伝統といった小美玉の魅力を発信します。また、今後の施設のあり方についても検討を進めます。

用語解説

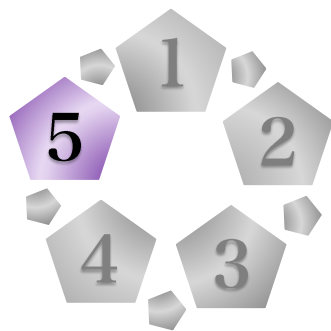
F I T（外国人個人旅行者）：個人旅行向けパッケージを利用したり、自ら航空券や宿泊の手配を行ったりする外国人旅行者。

4803 観光情報発信の充実

商工観光課

- ①空の玄関口である茨城空港を核とし、周辺自治体とも広域連携を図りながら、県内観光地の情報を積極的にPRし、交流人口の増加に努めます。
- ②インバウンド観光の推進については、外国人旅行者のニーズを把握しながら、魅力的な観光資源を使った広域ルート観光や体験型観光の充実を図り積極的な観光プロモーションに取り組めます。





基本目標 5 安全・安心な生活を支える体制づくり

自然環境を次世代へ引き継いでいく活動の推進、環境負荷の少ない循環型社会の形成など、かけがえのない小美玉市の自然環境の保全を図ります。

これまでも着実に進めてきた基地対策の充実、上・下水道の整備を継続して行い、安定した生活基盤づくりを推進します

少子高齢化による担い手不足から、地域防災力の低下が懸念されるなか、防災対策、消防・救急体制、交通安全・生活安全対策においては一層の充実を図ります。

基本施策 1 自然・地球環境の保全

基本施策 2 循環型社会の形成

基本施策 3 基地対策の充実

基本施策 4 上・下水道の整備

基本施策 5 防災対策の充実

基本施策 6 消防・救急体制の充実

基本施策 7 交通安全・生活安全対策の充実

■基本方針：基本施策ごとの取組の基本的方針を示します。

■主な成果指標：基本施策の成果として望まれる成果指標を示します。

■現状と課題：各基本施策の内容に関する現状と課題をとりまとめて示します。

■個別施策：基本施策を実現するための具体的な取組内容を示します。

🔹 重点施策：特に重点的に推進すべき施策です。本文中の個別施策に 🔹 のマークで示します。

基本施策1 自然・地球環境の保全

■ 基本方針

地球温暖化による環境の変化を食い止めるため、温室効果ガスの排出抑制に取り組みます。
また、かけがえのない本市の自然環境を次世代に引き継いでいくため、霞ヶ浦、河川の浄化対策を推進するとともに、騒音対策、水質管理、放射線モニター測定など公害対策を推進します。

さらに、茨城県動物指導センターと連携しながら動物愛護の啓発を図ります。

■ 主な成果指標

指標名	指標の考え方	実績値 2016 年	将来値 2022 年
電気自動車充電スタンド設置数	・CO ₂ 排出量を抑制する効果の高い電気自動車の普及を促進するため、電気スタンドの設置数の増加を目指す。	0 か所	5 か所
園部川、巴川のBOD*値	・水質浄化の取組を推進し、水質指標の一つであるBOD（生物化学的酸素要求量）の低減を目指す。	2.2 mg/L	1.8 mg/L
小学校児童を対象とした体験活動参加者数	・小学校児童対象のエコライフチャレンジ活動、巴川探検隊、恋瀬川探検隊の活動拡大を目指す。	42 人	100 人
動物愛護活動支援補助金申請件数	・望まれない子猫、子犬を減らすため、支援制度の周知に努め、利用者数の増加を目指す。	263 件	320 件

■ 現状と課題

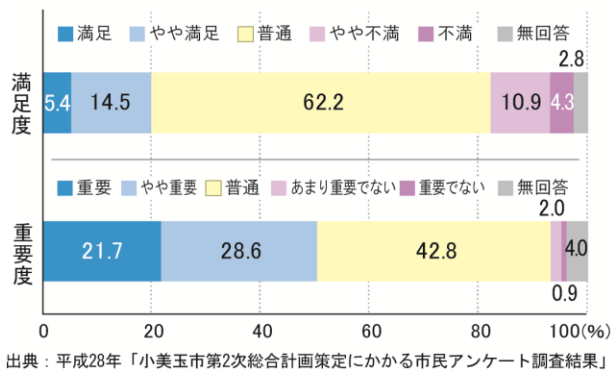
- 「地球温暖化対策推進法」に基づき国では「地球温暖化対策計画」「気候変動の影響への適応計画」を策定し、対策を進めています。また、茨城県においても「茨城県地球温暖化対策実行計画」を策定し、県民総ぐるみによる地球温暖化対策の取組を進めています。本市においては、豊かな平地林や緑地があり、市民の自然環境保全についての満足度は高くなっています。県央地域定住自立圏構成市町村との連携を図るとともに、エコオフィス、エコドライブなど市民のエコライフを支援する取組を進めており、今後もさらなる取組の強化が必要となっています。
- 水質汚染防止対策としては、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、特定施設の工場・事業者に対する排水規制を徹底するよう指導に努めており、園部川、巴川のBOD値などの基準となる指標を継続的に調査し、広域的な取組を継続して推進していく必要があります。

用語解説

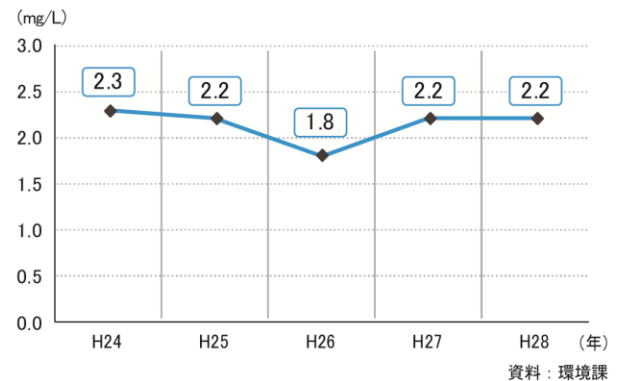
BOD：生物化学的酸素要求量。水の汚れを知る上で重要な目安となる水中の有機物の量を表す数値。

- 将来にわたり持続可能な社会をつくっていくためには、市民一人ひとりの環境保全に関する意識の醸成と積極的な取組が必要です。本市においては、学校教育における体験学習や生涯学習における環境をテーマにした講座などの実施により環境保全に関する啓発に取り組んでいます。継続して市民の環境保全活動を幅広く支援していく必要があります。
- 近年、本市の公害苦情受理件数は減少傾向にあります。本市では水質汚濁防止対策として市内事業所と公害防止協定を締結しています。環境保全の充実を図り、市民が住みやすい地域環境を守っていく必要があります。
- 平成24年「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、人と動物の共生する社会の実現などが位置づけられました。本市においても、猫や犬などの動物の適正飼育に関する啓発を図っていく必要があります。

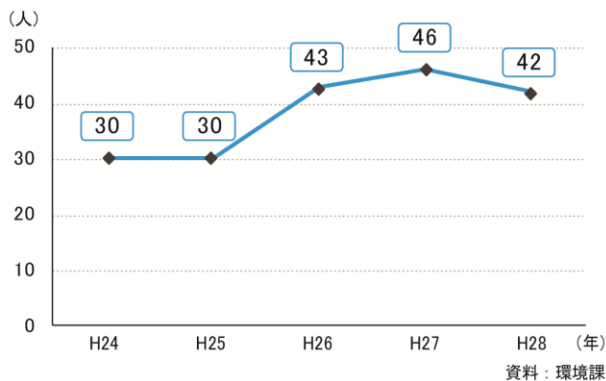
平地林や緑地などの自然環境の保全について



園部川、巴川のBOD値の推移



巴川探検隊、恋瀬川探検隊参加者人数の推移



5101 地球温暖化対策

管財検査課・環境課

- ① 県央地域定住自立圏構成 9 市町村による「エコライフチャレンジ事業」など、温室効果ガス削減につながる取組を推進します。
- ② 市が率先して地球温暖化対策に取り組むことは、地域への波及効果という面からも大いに意義あるものであることから、空調設備・照明設備など、日常の運転管理を適切に行うことでエネルギー使用の合理化を図り、エコオフィスを推進します。
-  ③ エコドライブの実践などにより、公用車の使用燃料を削減します。また、公用車や公用バスの適正化を図るとともに、購入の際は低炭素化を推進します。

5102 水質汚染防止・霞ヶ浦浄化対策

環境課

- ① 「茨城県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、特定施設の工場・事業者に対する排水規制を徹底するよう指導に努めます。
- ② 霞ヶ浦流域市町村との連携を図り、広域的な水質浄化の取組を推進します。
- ③ 霞ヶ浦流域市町村と連携して、水質対策など霞ヶ浦の環境保全に対する、国や県による各種事業の継続実施を促進します。

5103 環境保全活動の推進

環境課・指導室・生涯学習課

- ① 学校教育における体験学習や生涯学習における環境をテーマとした自然観察教室などを通して、環境に対する豊かな感受性を育成し、よりよい環境をつくっていかうとする態度を育成します。
- ② 環境保全に関する指導者を育成するとともに、環境保全に関する情報の提供に努めます。
- ③ 霞ヶ浦清掃大作戦など、霞ヶ浦浄化に向けた活動を推進するとともに、巴川探検隊・恋瀬川探検隊・小美玉わくわく探検隊の参加促進を図ります。

5104 公害対策

環境課・防災管理課

- ① 公害防止協定を締結している事業所への立入調査を実施するとともに、その他の事業所についても公害防止協定の締結を促進していきます。
- ② 市民が住み心地のよい生活環境を守るため、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・悪臭・地盤沈下などの公害防止に適切に対処します。
-  ③ 継続的に環境放射線モニター測定等を実施することにより、放射線への市民の不安の解消に努めます。

5105 動物愛護の推進

環境課

- ①茨城県動物指導センターと連携し、広報・パンフレット・看板掲示等の様々な手段を通して、飼主の飼育放棄の防止や、散歩時のマナーなどを啓発します。また、望まれない子猫、子犬を減らすため、去勢・避妊治療の助成に努めます。



基本施策2 循環型社会の形成

■ 基本方針

資源の消費を抑制した環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指し、ごみの減量化を図るとともに、資源のリサイクルと適正な処分を推進します。

また、ごみの不法投棄を未然に防止するため、監視体制の強化や早期解決を図るとともに、不法投棄に対する啓発に努めます。

■ 主な成果指標

指標名	指標の考え方	実績値 2016 年	将来値 2022 年
1人1日あたりのごみ排出量	・ごみの分別収集やリサイクル活動の推進により、ごみ排出量の削減を目指す。	831g/日・人 (見込み)	731g/日・人
ごみの資源化率	・ごみの排出量に対するリサイクルの割合を増やすことで天然資源の消費を抑制し、環境への負荷低減を目指す。	21.3% (見込み)	23.2%
不法投棄されたごみ収集量	・日頃からの不法投棄の監視・指導体制の確立により、不法投棄の減少を目指す。	—	H30 年度収集量より削減

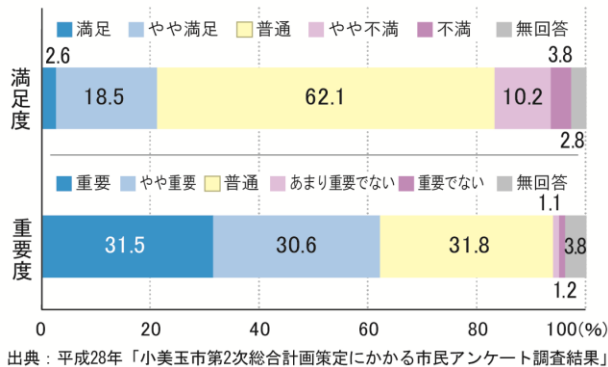
■ 現状と課題

- 本市のごみの排出量（1日1人あたり）は、現在、ほぼ横ばいで推移しています。今後さらなるごみの減量化を図るためには、ごみの分別収集の徹底を図り、資源化量を増やしていくとともに、生ごみの減量化を図っていく必要があります。
- 本市におけるごみの資源化率は21.3%（平成28年度）となっており、茨城県全体の約22.8%とほぼ同等の値となっています。引き続き、排出段階における資源化を推進していくことが求められています。市民アンケートにおいても、ごみ処理体制、減量化、リサイクル体制の重要度は約6割と高く、市民の関心も高いと考えられ、**3R運動***の推進など市民のリサイクル運動を支援していく必要があります。
- 不法投棄については、全国的な傾向と同様、本市においても、ごみのポイ捨てが後を絶たず、社会問題となっています。不法投棄対策は早期発見・早期対応が最も重要であることから、日頃からの不法投棄の監視巡回・指導体制の強化、不法投棄防止についての啓発活動が必要です。

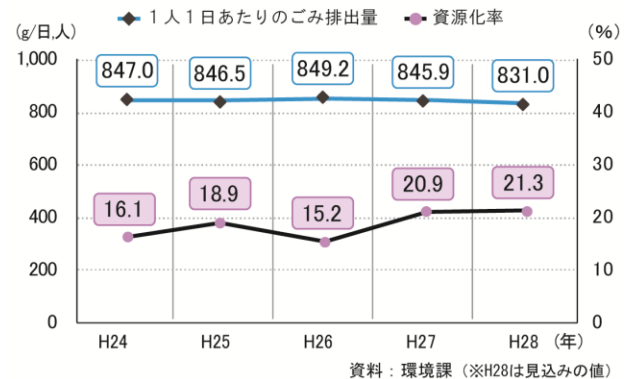
用語解説

3R運動：Reduce（ごみの減量）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）に取り組むことで、限りある地球の資源を有効に活用する循環型社会の構築を推進する運動。

ごみ処理体制・減量化・リサイクル体制の推進について



1人1日あたりのごみ排出量・ごみ資源化率



個別施策

は重点施策

5201 ごみの減量化の推進

環境課

- ①循環型社会の実現を目指し、広域化によるスケールメリットを生かしてコストを抑え、効率化を進め、ごみ処理の広域化を図ります。
- ②生ごみの減量化と堆肥化を図るための市民の取組を支援します。
- ③ごみの分別の徹底や、不要品の再利用などについての啓発に努め、家庭から排出されるごみの削減を促進します。

5202 リサイクルの推進

環境課・農政課

- ①3R（ごみの減量・再使用・再生利用）運動の啓発を拡大するとともに、小型家電などの循環資源の適正利用に関する取組を推進します。
- ②リサイクル運動を全市的に推進していくため、集団資源ごみ回収活動などを支援します。
- ③地域循環型のエネルギーシステムの構築に向け、地域のバイオマス*を活用した産業創出等、地域活性化について検討を進めます。

5203 不法投棄の防止対策

環境課

- ①不法投棄を未然に防止するため、監視カメラの活用や、不法投棄監視員による巡回監視の強化に努めます。また、不法投棄の早期解決を図るため、指導・処分・取締りの徹底を関係機関に要請します。
- ②市民や市内事業者に対して、クリーン作戦の実施や不法投棄抑止看板の配布などを通して、廃棄物の不法投棄防止についての啓発に努めます。

用語解説

バイオマス：生物資源（bio）の量（mass）を表す概念。再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。畜産廃棄物や木材、藁、食品産業から発生する廃棄物などの活用が進められている。

基本施策3 基地対策の充実

■ 基本方針

航空自衛隊百里基地との共存を目指し、基地周辺の生活環境の整備や民生安定の向上を図ります。

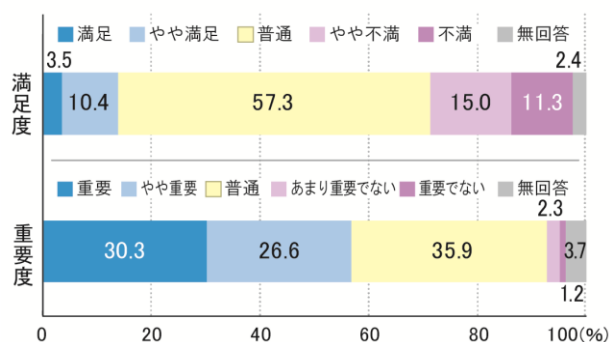
■ 主な成果指標

指標名	指標の考え方	実績値 2016 年	将来値 2022 年
地区要望道路整備の件数	・国からの交付金を有効活用し、地区要望道路の早期整備を目指す。	2 路線	6 路線
住宅防音工事（機能復旧）の進捗率	・国への要望活動を継続的にを行い、周辺住民の生活環境の安定・向上を目指す。	60.2%	77.8%

■ 現状と課題

- 基地周辺の地域振興については、これまで道路整備及び地区公民館整備などを行ってきました。公民館整備は平成 28 年度に完了していますが、道路整備については、地区要望道路が多く残っており、早期整備が望まれます。また、移転措置事業により国が取得した未利用地（緑地）についても、公益性を勘案しながら有効利用を検討していく必要があります。
- 障害防止対策については、市民アンケートにおいて 5 割以上が重要と考えており、現状の満足度も低いことから、騒音障害を軽減するための防止対策のさらなる充実が必要となっており、今後も継続して要望していくとともに、市独自の取組についても継続して実施していく必要があります。

百里基地からの騒音などへの対策について



出典：平成28年「小美玉市第2次総合計画策定にかかる市民アンケート調査結果」

■ 個別施策

は重点施策

5301 百里基地周辺地域振興・環境整備

基地対策課

- ①周辺地域の生活環境の向上を図るため、防衛省の交付金・補助金を活用し各種事業を推進するとともに、地域振興策の充実に努めます。

5302 障害防止対策の充実

基地対策課

- ①航空機による騒音障害を軽減するため、住宅防音工事助成など国が実施している障害防止対策のさらなる充実を要望します。
- ②周辺地域に対する本市独自の航空機騒音対策を継続的に実施します。



基本施策4 上・下水道の整備

■ 基本方針

上水道については、安心しておいしい水を安定的に供給できるよう、配水管及び浄配水施設の計画的な更新を図ります。また、上水道の安定的なサービス提供を継続するため、中長期的な計画のもと水道事業の健全経営を推進します。

下水道については、公共用水域の汚濁負荷を軽減し、市民が快適で衛生的な生活ができるよう、公共下水道、農業集落排水事業の計画的な整備・更新、合併処理浄化槽の普及促進に取り組みます。また、地方公営企業会計の導入と併せ、下水道事業の安定的・効率的な維持管理運営を推進します。

■ 主な成果指標

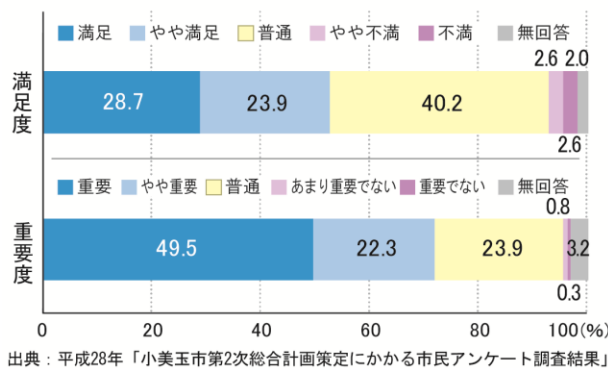
指標名	指標の考え方	実績値 2016 年	将来値 2022 年
配水管の耐震化率	・配水管の布設替えに伴う耐震性に優れた管への移行により耐震化率の向上を目指す。	10.1%	16.0%
公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽による汚水処理の普及率	・「茨城県生活排水ベストプラン」（第3回改定）において中期計画で定める小美玉市の汚水処理人口普及率の向上を目指す。	76.9%	85.9%
下水道事業の地方公営企業会計適用	・財務状況や経営状況を明確化し、資産管理の効率化や柔軟な経営活動を目指す。	—	実施

■ 現状と課題

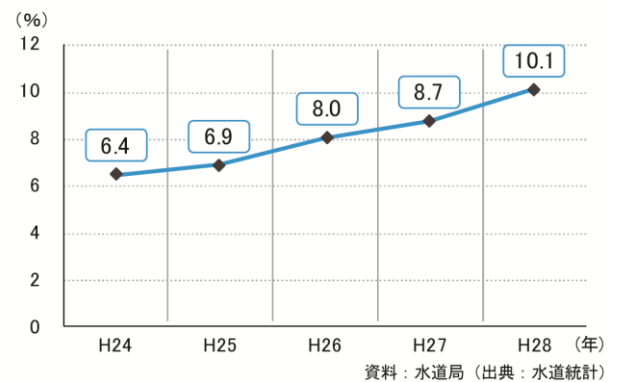
- 安全・安心なおいしい水の安定供給については、市民アンケートによる満足度、重要度ともに高く、行政サービスに対する評価が得られていると考えられますが、残存する老朽管（石綿セメント管）の改修や浄配水施設等の改修及び維持管理の強化を図っていく必要があります。また、配水管の耐震化率についても低い状況にあることから、老朽管の更新により、耐震化を図っていくことが求められています。なお、玉里地区においては湖北水道企業団に加入していることから、相互に連携強化を図っていく必要があります。
- 水道事業の経営においては、人口減少や節水型社会へ推移していくなか、水需要が減少し、事業収益の根幹となる料金収入の増加が見込めない状況であり、経営基盤の強化に向けた一層の取組が必要となっています。

- 下水道等の生活排水処理については、上水道と比べて市民アンケートの満足度が低くなっています。公共用水域の水質保全や生活環境の向上に寄与するものであることから、地域の特性に応じて、経済性などを総合的に勘案し、効率的かつ適正な整備を実施していく必要があります。また、公共下水道施設や農業集落排水施設の老朽化が進んでおり、今後は、改築・更新に係る財源の確保が重要となることから、計画的かつ効率的な維持管理を実施する必要があります。
- 下水道事業の経営においては、将来にわたり必要な住民サービスを安定的に提供していくため、公共下水道事業に地方公営企業会計の導入が決定しています。これにより、中長期的視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの明確化が期待されています。

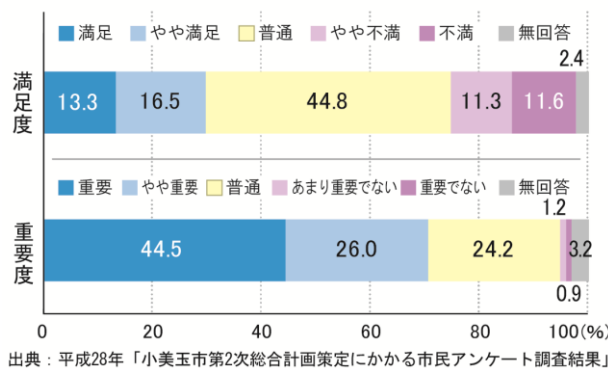
安全かつ安定した水の供給について



配水管の耐震化率の推移



下水道などの整備による生活排水対策について



個別施策

は重点施策

5401 安全・安心なおいしい水の安定供給

水道課

- ① 老朽配水管から耐震性の高い配水管へと移行し、耐震化率の向上を目指します。
- ② 水需要に対応した安定供給を行うため、浄配水施設等の計画的な改修及び維持管理の強化を図ります。
- ③ 玉里地区については、湖北水道企業団との連携に努めます。

5402 水道事業の健全経営

水道課

- ①人口減少等に伴う水需要の減少へ推移していくなか、上水道の安定的なサービス提供を継続するため、「上水道事業経営戦略」や「水道事業ビジョン」を策定し、中長期的な水道施設の維持・更新計画を推進するとともに、健全で安定的な経営基盤の強化を図ります。

5403 下水道等の整備

下水道課

- ①公共下水道については、人口減少による施設利用の変化を見据え、経済的・効率的整備を進めるとともに、農業集落排水施設の統合や公共下水道への転換など地域特性に応じた整備手法を検討します。
- ②公共下水道及び農業集落排水施設計画区域以外の地域においては、高度処理型合併処理浄化槽の普及促進を図ります。
- ③公共下水道施設及び農業集落排水施設への接続率の向上のため、宅内排水設備の接続支援を推進します。

5404 下水道事業の維持管理

下水道課

- ①平成 32 年度の地方公営企業会計の導入に併せ、資産調査や法体系整備等を実施します。
- ②公共下水道及び農業集落排水施設について、計画的かつ効率的な維持管理運営に努めます。
- ③地震、風水害等の自然災害における被害リスクを低減させるため、下水道施設の強化等の災害対策を計画的に実施します。



基本施策5 防災対策の充実

■ 基本方針

市民の生命と財産を守り、災害に強いまちづくりを目指し、「小美玉市地域防災計画」に基づき、風水害・地震などの災害に迅速に対応できるよう、防災体制の充実・強化を図ります。

また、市民一人ひとりの防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るとともに、地域ぐるみの支援体制づくりを推進します。

さらに、**全国瞬時警報システム（Jアラート）***を活用し、総合的な危機管理体制の充実を図ります。

■ 主な成果指標

指標名	指標の考え方	実績値 2016 年	将来値 2022 年
防災訓練回数	・ 防災訓練を年 1 回以上実施することを目指す。	0 回	1 回

■ 現状と課題

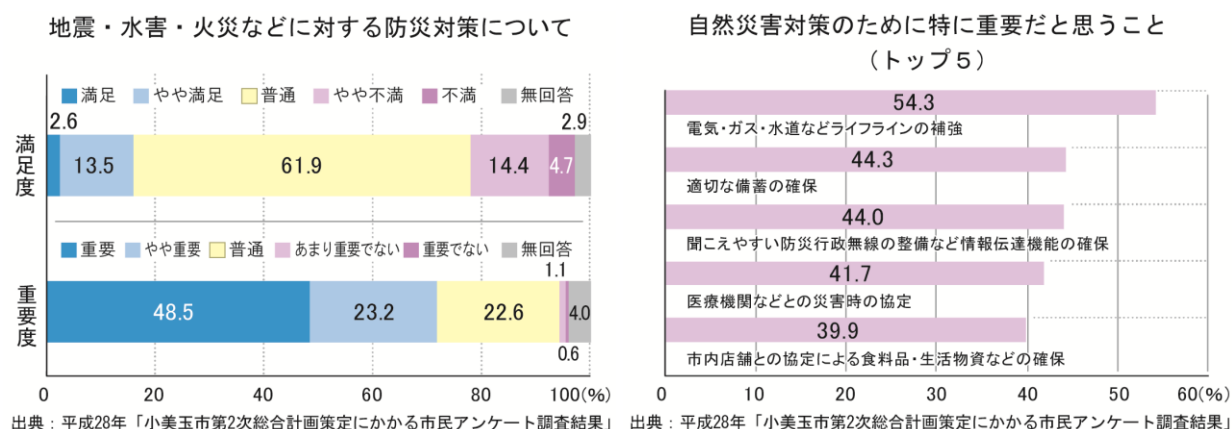
- 近年の気候変動などに伴い、災害の激甚化が顕著となっています。洪水を起こし得る集中豪雨、台風の巨大化など風水害により想定される被害を考慮し、これまで以上の対策が必要となってきました。また、茨城県に影響を及ぼす地震としては、茨城県南部地震（マグニチュード 7.3）が中央防災会議により想定されているほか、茨城県沖を含む三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間地震（津波地震）、南海トラフ地震などの影響が想定されています。こうした背景を踏まえ、国では「『防災 4.0』未来構想プロジェクト*」を掲げ、地域、経済界、住民、企業等の多様な主体それぞれが、防災を「自分ごと」としてとらえ、相互のつながりやネットワークを構築することで、社会全体の「耐久性」を高めていく社会を目指しています。本市においても、「小美玉市地域防災計画」に基づき、電気・ガス・水道などライフラインの補強、適切な備蓄の確保など、災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。
- 災害が発生した際、地域内における要支援者を含めた避難支援活動を円滑に行うためには、自治組織、福祉ボランティアなどを中心とした避難支援の体制づくりが重要です。市民アンケートによる防災対策への評価は低く、市民の不安を解消するため、地域における防災力の強化に積極的に取り組む必要があります。

用語解説

全国瞬時警報システム（Jアラート）：大規模な自然災害や弾道ミサイル攻撃などについての緊急情報を、通信衛星と市町村の同報系防災行政無線を利用して住民に伝達するシステム。

「防災 4.0」未来構想プロジェクト：気候変動がもたらす災害の激甚化に対する「災害リスクの備え」について検討・提言をするプロジェクト。伊勢湾台風（1.0）、阪神淡路大震災（2.0）、東日本大震災（3.0）を防災の考え方の大きな転換期ととらえ、新たに行政だけでなく一人ひとりが災害リスクと向き合う方向性を打ち出し「防災 4.0」とした。

- 市民が災害や危機から身を守るには正しい知識や情報が大切であり、大規模な災害や危機についての情報が速やかに伝わるのが重要です。特に武力攻撃などの危機に関しては、「国民保護法」に基づいた取組が進められています。市においても、弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報などを知らせる全国瞬時警報システム（Jアラート）を活用し、迅速に情報提供を図っていく必要があります。



個別施策

は重点施策

5501 防災体制の強化

防災管理課

- ① 実践的な防災訓練や防災講習会を実施し、地域防災力の向上及び防災思想の普及に努めます。
- ② 国・県・関係機関との広域的な防災体制の充実・強化を図り、緊急災害時における迅速かつ確実な情報伝達に努めます。
- ③ 災害時の備えとして、食料や災害対応機材などの備蓄品の拡充及び流通備蓄品の確保を行います。
- ④ 災害発生時にすばやく安全に非難できるよう、防災対策の情報を記載した「小美玉市土砂災害ハザードマップ」を配布し、市民の災害に対する認識を深めます。また、必要に応じて防災ハザードマップの見直しを進めます。
- ⑤ 緊急災害時に情報を迅速かつ広範囲に伝達するため、防災行政無線による災害情報等の放送を行います。戸別受信機設置を推進し、聞き取りやすく、確実に情報を届けられる環境の整備を進めます。
- ⑥ 広範囲にわたる大規模な災害が発生した場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受け入れ体制の確保を図ります。

5502 自主防災の強化

社会福祉課・防災管理課

- ①災害時の要支援者に対する地域ぐるみの支援体制づくりのため、自治組織・福祉ボランティア団体などによる支援組織の活動強化の推進を図ります。
- ②「自助」「共助」「公助」の意識を高め、地域防災力の充実・強化を図るため、自主防災組織を強化し、活動マニュアルの作成や防災訓練等を通じて助言・指導を図るとともに、自主的な防災活動が行えるよう育成強化を推進します。

5503 総合的な危機管理体制の充実

防災管理課



- ①大規模災害や他国からの武力攻撃等が発生した場合に、必要な情報を迅速に伝えるため、多様な情報伝達手段（防災行政無線・Jアラート・エリアメール*・Lアラート*等）を活用し、緊急時の情報提供に努めます。
- ②危機管理意識の啓発を図るとともに、非常時に適切に対応するための、総合的な危機管理体制の充実を図ります。



用語解説

- エリアメール**：事前の登録や契約は必要なく、災害・避難など緊急にお知らせするべき事態が発生した場合に携帯電話に情報を配信するサービス。
- Lアラート**：災害発生時に行政やライフライン事業者が発信する避難勧告・指示、お知らせ等を集約し、それを伝える放送事業者・通信事業者を結ぶ共通基盤とし、効率的な情報伝達を実現するシステム。

基本施策6 消防・救急体制の充実

■ 基本方針

各種災害に迅速に対応できるよう、消防活動体制の確立や消防水利の整備、消防団の団員確保による活性化など消防力の強化を図ります。

また、住宅火災の出火件数及び死傷者ゼロを目指し、自治組織と連携を図りながら火災予防対策を推進します。

さらに、救命率の向上を目指し、資機材の充実や救急活動の充実など救急救助体制の強化を図るとともに、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の取り扱いなど応急手当の普及啓発を図ります。

■ 主な成果指標

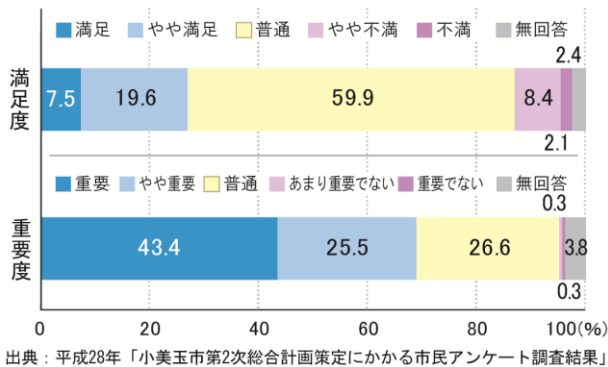
指標名	指標の考え方	実績値 2016 年	将来値 2022 年
住宅防火診断数	・火災予防知識の普及を図ることで、防火診断件数の増加を目指す。	127 件	180 件
住宅用火災警報器設置率	・住宅用火災警報器の普及促進に努め、火災が発生した場合の迅速な対応を目指す。	59.2%	64.0%
救急・消防体制に対する市民の満足度	・資機材の充実や隊員の技能向上を図り、救命率の向上を図ることで、市民の満足度向上を目指す。	27.1%	30.0%
救急救命講習受講者数	・自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を用いた救急救命講習会の参加者数の増加を目指す。	486 人	500 人

■ 現状と課題

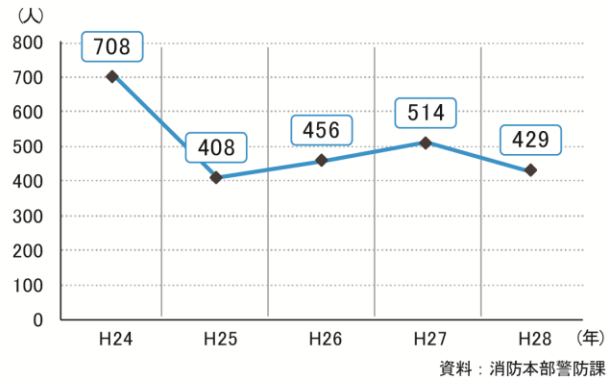
- 本市では、平成 28 年 6 月から「いばらき消防指令センター」において、119 番の受信及び指令業務を共同で運用し、広域化による柔軟な体制が図られており、現在、消防本部の広域化についての検討を進めています。
- 災害時の迅速確実な対応については、市民アンケートにおいて約 7 割が重要と考えており、地域の消防力を維持するため、老朽化した消防車両及び劣化したホース、救急自動車及び各種資機材などの計画的な整備が必要です。また、消防水利は消防活動を行う上で消防車両とともに必要不可欠なものであり、計画的な設置を行う必要があります。
- 火災予防対策については、自主防災組織の充実が求められ、イベントなどを通じた火災予防の意識啓発が重要となっています。
- 救急救助体制については、救急需要が年々増加する傾向にあることから、救命率の向上を図るための取組を強化する必要があります。
- 傷病者の救命や社会復帰のためには、救急車到着前の適切な応急手当が重要であることから、応急手当ができる市民を増やすため、救急講習会を開催し、市民の受講を促しているところです。今後も、市民の応急手当の普及啓発を図っていく必要があります。また、限

られた救急車を適正に利用する意識の普及啓発を図っていく必要があります。

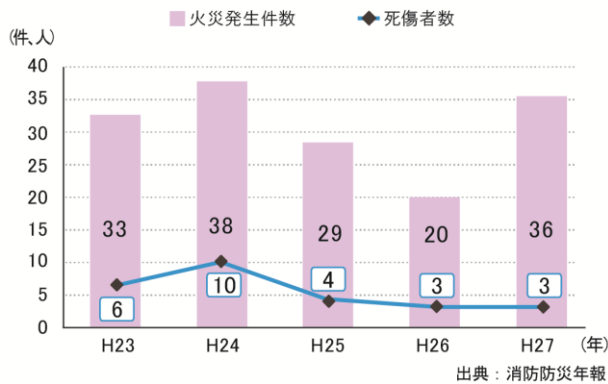
救急・消防体制の迅速な対応について



救急講習受講者数（AED）の推移



火災発生件数及び死傷者数の推移



個別施策

は重点施策

5601 消防力の強化

消防本部総務課・消防本部警防課

- ①消防車両等を計画的に更新・整備し、迅速確実に対応できる消防力を強化するとともに、消防需要を的確に把握し、充実した車両の配置などを行い、市民の安全・安心な暮らしを支える消防活動体制を確立します。
- ②国の定める消防水利の基準及び市内の水利事情を勘案した消防水利の整備を進めます。
- ③初期消火活動や事後処理などにおいて、重要な役割を果たす消防団の消防車両及び消防ホース等を更新し、消防体制の充実に努めます。
- ④地域の消防力の重要な担い手となる消防団の充実強化・活性化を推進し、新入団員の確保に努めます。

5602 火災予防対策の推進

消防本部予防課



- ①自治組織との連携を図り、防火診断・防火教室及び防災フェアなどを開催し、火災予防知識の普及を積極的に推進するとともに、住宅用火災警報器の普及促進に努めます。
- ②防火対象物の消防用設備などの是正、防火管理者・危険物取扱者（危険物施設）に対する火災予防の指導に努め、事業所等の災害の未然防止と軽減を図ります。

5603 救急救助体制の強化

消防本部警防課

- ①救命効果を向上させるため、救急救助資機材などの充実を図ります。
- ②救急活動における各隊の連携及び隊員の知識・技術の向上、並びに医療機関などの関係機関との協力体制の強化を推進します。

5604 市民の応急手当の普及・啓発

消防本部警防課

- ①救命率向上のために、救急車到着までの間に市民による適切な処置が行えるよう、自動体外式除細動器（AED）の取り扱いなど、応急手当の普及啓発を推進します。



基本施策7 交通安全・生活安全対策の充実

■ 基本方針

交通事故による死傷者ゼロを目指し、予防対策として交通安全運動を推進するとともに、関係機関と連携し道路標識や信号機などの交通安全施設の整備を促進します。

地域住民が安心して暮らせるよう、市民一人ひとりの防犯意識の高揚により地域の防犯力を高めるなど地域防犯体制の確立を図ります。

さらに、市民が消費に関するトラブルに巻き込まれないよう被害の未然防止に努めるとともに、県と連携した相談体制の充実を図ります。

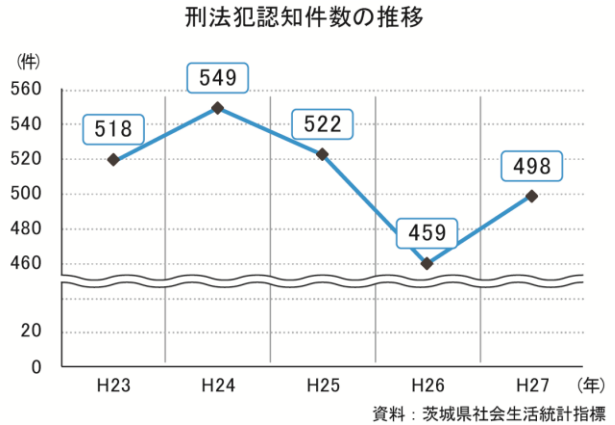
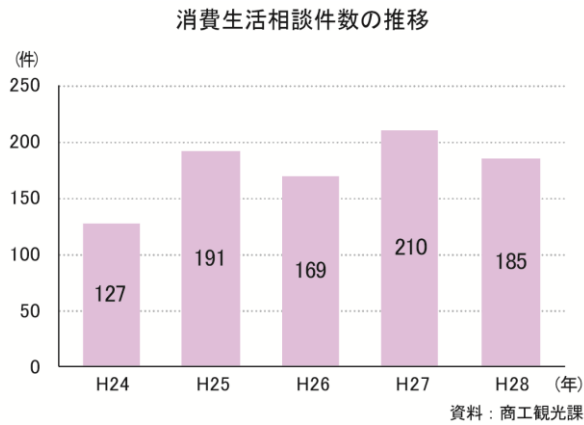
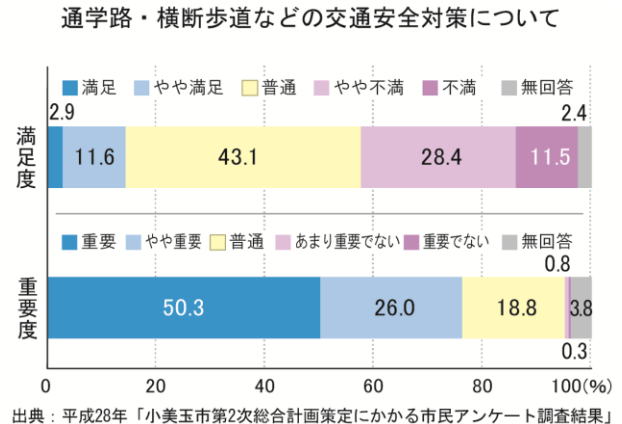
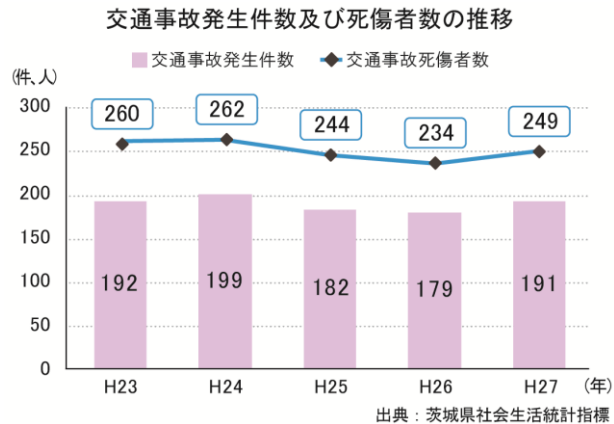
■ 主な成果指標

指標名	指標の考え方	実績値 2016 年	将来値 2022 年
市内交通事故件数	・啓発活動実施により交通事故件数の減少を目指す。	190 件	160 件
通学路・横断歩道などの交通安全対策に対する市民の満足度	・交通安全施設（歩道、横断歩道、道路標識、信号機等）の充実を図り、交通安全対策に対する市民の満足度の向上を目指す。	14.5%	20.0%
自主防犯組織数	・関係機関や関係団体とのネットワークを強化し、地域における防犯力の向上を図るため、自主防犯組織の増加を目指す。	17 団体	20 団体
消費生活相談件数	・必要な助言・協力・情報提供を行い、消費者被害件数の減少を目指す。	185 件	245 件

■ 現状と課題

- 交通事故発生件数は全国的に年々減少傾向にあり、本市においても、同様に減少傾向を示しています。
- 県民交通災害共済については、人口減少により年々加入者数が減少していますが、市民の災害時の生活安定のため、加入促進を図っていく必要があります。また、交通安全運動については、各季交通安全キャンペーン、立哨指導などを通して交通事故の少ない社会を目指しています。今後も交通安全意識の啓発・普及推進を図るため、関係機関及び関係団体との連携が必要となっています。
- 交通安全施設については、市民アンケートにおいて重要度が高く、関係機関と連携を図りながら、整備充実を図っていく必要があります。
- 茨城県の刑法犯の認知件数は年々減少傾向にあり、本市においても概ね減少傾向を示しています。地域防犯の状況を見ると、高齢化の進展に伴い、防犯団体の高齢化も進んでいることから、十分な活動が難しい状況になってきています。犯罪防止に向けた、さらなる地域防犯力の強化が不可欠となっています。
- 消費生活の安全確保については、消費者の安全・安心が確保されることにより、消費の拡

大や地域の活性化をもたらし、ひいては経済の好循環を生み出すことなどから、市民にとって身近な相談体制の充実・強化を進めていく必要があります。



個別施策

は重点施策

5701 交通安全運動の推進

防災管理課

- ①各季交通安全キャンペーンなど、啓発活動の充実を図り、市民一人ひとりの安全意識を高めます。
- ②事故増加傾向にある高齢者をはじめ、年齢層に応じた交通教育・啓発に努めます。

5702 交通事故被災者への支援・相談の充実

防災管理課

- ①交通事故被災者の救済を図るため、県民交通災害共済への加入を促進します。

5703 交通安全施設の充実

建設課・管理課・防災管理課・学校教育課



- ①歩行者などの交通安全を確保するため、関係機関と協力し、歩道、横断歩道、道路標識、信号機などの交通安全施設の整備に努めます。

5704 地域防犯体制の確立

防災管理課



- ①地域や関係機関との連携を図りながら、複雑・多様化する犯罪に関する最新の情報や予防策の提供を行い、防犯意識の高揚を図るとともに、子どもや高齢者を対象とした防犯対策を推進します。
- ②自警団やコミュニティなど、地域の防犯ネットワーク及び防犯設備を強化し、地域における自主的な防犯活動を支援します。

5705 消費生活の安全の確保

商工観光課

- ①商品の安全性や様々な消費トラブルについて、広報だけでなく、茨城県消費生活センターや消費生活関連団体等との連携を通じて、消費者被害を未然・拡大防止するために、具体的な被害事例や予防策について情報提供します。
- ②消費者被害における手口の巧妙化に伴い、茨城県消費生活センターだけでなく、警察や弁護士と連携しながら、消費者からの被害・苦情・問い合わせなどに対し、小美玉市消費生活センターにおいて助言や情報提供を行うなど、相談体制の充実を図ります。





重点施策

特に重点的に推進すべき個別施策を、重点施策に位置づけます。重点的な取組を明確に示すことで、行政・市民がともに目的を共有しながらまちづくりを進めます。

重点施策とは
重点施策

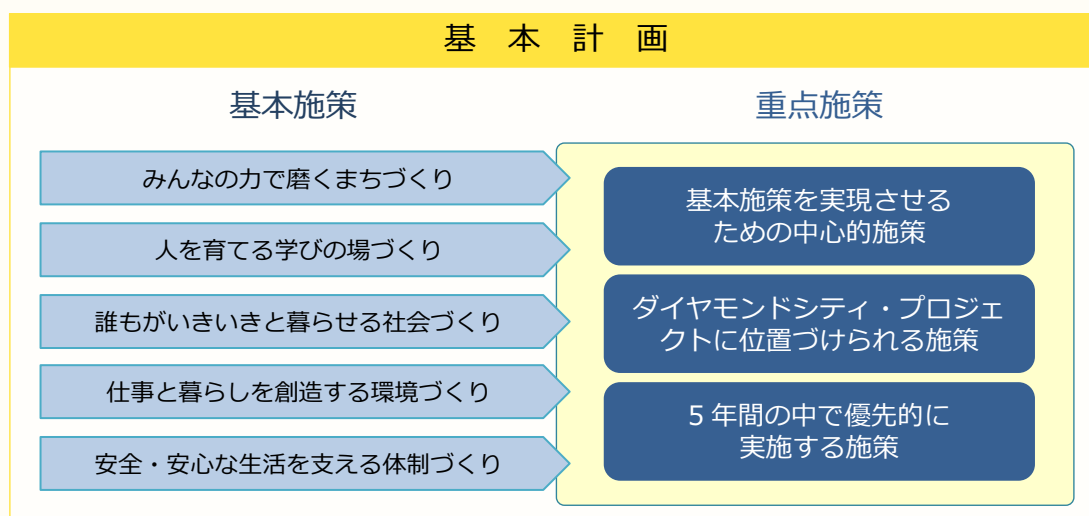
重点施策とは

基本目標 1～基本目標 5 に示す個別施策のうち、小美玉市が政策実現のために展開する施策を重点施策に位置づけ、市民・地域・企業と行政の幅広い分野での協働・連携のもと、積極的に推進します。

重点施策は主に以下の視点に基づき位置づけています。

- 1) 基本施策を実現するための中心的施策
- 2) 「小美玉市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ダイヤモンドシティ・プロジェクト」に位置づけられている施策
- 3) 今後 5 年間の基本計画期間の中で、優先的に実施する施策

ここでは基本目標ごとに重点施策を整理しています。



◆重点施策の見方◆

重点施策は、基本計画で各個別施策の中の  マークがついている施策です。

基本施策 1 市民協働・コミュニティ活動の推進

市民相互の情報共有化し、まちづくりに関する意識の醸成、担い手となる人材の育成、誰もがまちづくりに参加できる環境づくりなど、市民によるまちづくりを支援します。

- 市民が活動しやすい環境づくり **1101①**
- 「まちづくり組織支援事業」の充実と地域活動が継続・発展できる制度の充実・強化 **1101④**
- 地域づくりのリーダーを養成する事業の拡大 **1102①**
- シニア世代の地域づくりのための活躍の場づくり **1102②**
- ボランティアやNPO活動などのまちづくり活動への支援 **1102③**
- まちづくり活動組織の情報発信への支援 **1102④**
- 公共施設の空きスペース等を活用したまちづくり **1103①**
- 学区コミュニティ活動のネットワーク化や活動支援 **1103②**

基本施策を示しています。

重点施策の概要を示しています。

1…基本目標の番号
1…基本施策の番号
01…個別施策の番号
①…個別施策の中の施策番号



基本施策１ 市民協働・コミュニティ活動の推進

市民相互の情報を共有化し、まちづくりに関する意識の醸成、担い手となる人材の育成、誰もがまちづくりに参加できる環境づくりなど、市民によるまちづくりを支援します。

- 市民が活動しやすい環境づくり 1101①
- 「まちづくり組織支援事業」の充実と地域活動が継続・発展できる制度の充実・強化 1101④
- 地域づくりのリーダーを養成する事業の拡大 1102①
- 市民が参加する地域づくりのための活躍の場づくり 1102②
- ボランティアやNPO活動などのまちづくり活動への支援 1102③
- まちづくり活動組織の情報発信への支援 1103②
- 公共施設の空きスペース等を活用したまちづくり活動組織の支援 1104①
- 学区コミュニティ活動のネットワーク化や活性化への支援 1105①
- コミュニティ組織のネットワーク化への支援 1105②



基本施策２ 人権の尊重・男女共同参画社会の推進

誰もが差別や偏見を受けることのない、人権が尊重される地域社会や、男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会を目指し、環境の整備を推進します。

- 学校教育における人権教育の推進 1202②
- 行政運営の政策・方針決定の場への積極的な女性の登用 1205①
- 男性中心型労働慣行の変革を目指した取組の推進 1205③



基本施策３ 開かれた行政・多様な交流の推進

広報紙やホームページ、SNS等を活用した多様な情報提供や、市民の声を聴く機会の充実を図ります。また、多文化共生社会の実現を目指した国際交流・国際化を推進します。

- 広報紙やホームページの刷新及び速やかな市政情報の提供と伝わる情報発信 1301①
- SNS等を活用した情報提供 1301③
- 市長が直接市民の提案や意見を聴く機会の充実 1302③
- 個人情報の保護に関する職員意識の向上 1304③
- 国際化への理解促進及び国際感覚の醸成を目指した取組の推進 1305①
- 市民と行政が協働で運営する市民交流事業の充実 1306①



基本施策 4 効率的な行財政の運営

ファシリティマネジメントの視点に立った効率的かつ計画的な財政運営を進めるとともに、将来にわたって持続可能なまちづくりを目指し、広域行政を推進します。

- 「チャレンジプラン」による効率的・効果的な行政改革の推進 1401①
- 土地・建物等の総合的な管理運営及び利活用の推進 1403①
- 中期的な財政計画の作成及び適正な予算編成 1406①
- 「小美玉市公共施設等総合管理計画」に基づいた施設数の適正化と経常経費の削減 1406②



基本施策 5 戦略的な定住・人口対策の推進

将来にわたって活力ある地域を維持していくため、戦略的な定住・人口対策を総合的に進めるとともに、恋愛・結婚に希望が持てる社会の形成を目指した取組を推進します。

- 移住検討者への様々な機会の提供による移住支援 1501②
- 若者の定住化を促進するための総合的な支援と生活基盤づくり 1501③
- 住宅取得に際しての優遇や三世代近住世帯への支援 1501④
- ふるさと回帰のための同窓会などの開催の支援 1501⑤
- 男女の出会いの場を創出するための街コンなどの開催の支援 1502①
- 恋愛・結婚のイメージアップを目指した取組や情報提供の推進 1502③



基本施策 6 情報発信によるシティプロモーションの推進

小美玉市の魅力を市内及び全国に効果的に発信するとともに、「シビックプライド」をより一層高めるため、戦略的にシティプロモーションを進めます。

- 戦略的なシティプロモーションの推進 1601①
- 行政・市民・関係機関が連携したシティプロモーション推進体制の構築 1601②
- 「地方創生推進事業」「ふるさと寄附金事業」の推進 1601③
- シティプロモーションを進める人材の育成 1601④
- 小美玉市のよさや魅力を見つけ、みがき、光をあてる情報の発信 1602①
- 共通のデザインコンセプトによる小美玉市の存在感を高める広報の推進 1602②
- インターネットの動画配信媒体等を活用した小美玉市の魅力の発信 1602③



重点施策（基本目標 2 人を育てる学びの場づくり）

基本施策 1 子ども・子育て支援の充実

子育てのニーズに合わせた環境の充実を図るとともに、精神的なサポート、経済的な支援など、あらゆる方面から子育ての不安や悩みの軽減を図る体制を整備します。

- 保育施設整備の充実による待機児童ゼロの維持 2101①
- 子育てをサポートする総合的な窓口の整備、分かりやすい情報提供、継続的な支援が行える体制の整備 2102⑤
- 子どもの居場所の整備、遊びや交流活動を通じた児童の健全な育成 2102⑥
- 子育て世代の手軽な情報ツールとしての子育てアプリの普及 2103②
- 子育て世帯への経済的支援施策 2103③
- 福祉・教育分野や民間等と連携した生活困窮世帯の子どもの生活向上支援 2104②



基本施策 2 学校教育の充実

子どもたちが社会の中で豊かな人生を送れるよう、健やかな心と体を育む教育を推進します。教育の場が広い世界を学べる場であるよう、多様な学びを提供できる教育体制、教育環境の整備に取り組みます。

- 他者を思いやり、ともに生きる態度の育成と人権教育の推進 2201①
- 安全・安心な給食の提供、食育指導の充実と地産地消の推進 2202②
- 「知識・技能」や「思考力・判断力・表現力」など新しい時代に必要となる資質・能力育成 2205①
- I C T機器を有効に活用した、児童生徒の情報活用能力の育成 2205④
- すべての子どもが「ともに学ぶ」ための特別支援教育の充実 2206①
- 小中一貫教育の推進と学校の適正規模・適正配置の推進 2207①



基本施策3 生涯学習の充実

生涯学習人材バンクや地域ボランティア等、人材の育成と活躍の場の創出に努め、より多くの市民が学び続けられる環境づくりを目指します。また、子どもたちや青少年にとって生涯学習が年齢・世代に応じて地域との関わりを持てる場となるよう、地域ぐるみの学びの場づくりを推進します。

- 自主講座団体等の市民が主体となった学習活動の支援 2301③
- 生涯学習のための新たな人材の養成と生涯学習人材バンクの周知による利用促進 2303②
- 生涯学習活動の場となる各種施設のあり方や効率的な運営の検討 2304①
- おはなし会、ブックスタート等、子どもたちが本に触れる機会の提供 2305②
- 読み聞かせ等の地域ボランティア活動等の支援と人材の発掘・育成 2305③
- 学校、家庭、地域、関係団体等の連携による地域ぐるみの青少年健全育成 2306①
- 青少年のSNSによるトラブルを防止する研修や啓発活動の推進 2306②
- 地域社会の一員としての自覚を促す、青少年の成長過程に合わせた体験活動、地域のイベントへの参加の促進 2306③



基本施策4 文化芸術の創造・発信

小美玉市に暮らす人にとって、文化芸術が身近で誰もが参加・体験できるものとなるよう市民による活動を支援します。また、様々な媒体を活用して情報を発信し、まちの活性化につなげます。

- 市民が参画する実行委員会を中心とした文化芸術活動の推進 2401①
- 市民の文化芸術活動をサポートするボランティア組織の支援 2401③
- 子どもたちや青少年が優れた文化芸術に触れる機会の提供 2403①
- ワークショップや体験教室等、誰もが参加できる文化事業の拡充 2403④
- 多様な分野と文化芸術のコラボレーションによるまち全体の活性化の促進 2404②



基本施策5 スポーツの推進

子どもから大人まで、世代に応じて、あるいは世代を超えてスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。スポーツ活動の拠点となる団体活動の充実、施設の整備を推進します。

- 子どもの体育・スポーツ活動の充実に向けた総合的な取組 2501①
- ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 2502①
- スポーツ活動の拠点となる総合型地域スポーツクラブの充実 2503②
- 施設のバリアフリー化、予約システムの充実、交通アクセスの向上 2504③



基本施策 1 健康づくりの推進

親子ともに健康でいられることは、育児不安を軽減します。健康確保のための経済的支援、各種予防を推進します。また、すべてのライフステージにおいて健康で豊かな生活が送れるよう、総合的な保健事業を推進します。

- 母体や胎児の健康確保、経済的負担軽減のため健診費用等の助成の実施 3101①
- 乳幼児期の健康管理・育児不安の軽減のため適切な健診事業の実施 3102①
- 年齢層に応じた予防接種の推進と接種率の向上 3103①
- 「おみたま健康いきいきプラン」に基づく総合的な保健事業の推進 3104①
- 生活習慣に関する正しい知識の普及と健診・保健指導等各種事業の充実 3106①
- がんの早期発見のための検診機会の充実 3107①



基本施策 3 地域福祉・社会保障の充実

地域福祉・社会保障の制度だけでなく、小美玉市の地域特性を生かした各種サービスを提供する体制づくりに取り組みます。

- 小美玉市の地域特性を生かした地域包括ケアシステムの構築 3301①
- ひとり親家庭への就業に関する情報提供及び相談体制の充実 3303③
- 地域密着型サービス事業所の適正な運営・サービス提供のための集団指導や実地指導の実施 3305①



基本施策4 高齢者福祉の充実

高齢者が生きがいを持って、自立した生活を送ることができるよう、適切な支援・サービスの充実に努めます。また、高齢化に伴い増加が予想される認知症についても、安心して暮らし続けられる支援を実施します。

- 高齢者の就労機会の提供と自立への支援 3401①
- 緊急通報システム装置の設置、配食サービス、「高齢者等外出支援事業」など高齢者福祉サービスの充実 3402①
- 「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づく認知症の人への支援 3404①



基本施策5 障がい者福祉の充実

総合的な相談支援体制の充実を図り、障がい者やその家族のニーズに応じた適切な支援へつなげる体制の整備を推進します。

- 基幹相談支援センターの設置など、総合的な相談支援体制の整備 3504②



基本施策1 計画的土地利用の推進

J R羽鳥駅の橋上化に伴う駅前周辺の一体的整備や茨城空港と石岡小美玉スマート I Cとの連絡など、今後計画的に行われる整備が効果的に機能するよう、総合的な調整と適正な誘導に努めます。

- 無秩序な開発行為の未然防止と土地利用の適正な誘導 4101②
- J R羽鳥駅周辺への機能の集約・高度化による人が集まる魅力づくり 4102②
- 土地利用構想において位置づけられたエリアを中心とした民間活力の誘導 4102③



基本施策2 道路体系・公共交通の充実

広域的なネットワークを築く主要幹線道路、効率的なネットワークを築く市内幹線道路の計画的な整備を推進します。また、歩道・橋梁の安全確保、J R羽鳥駅の整備、公共交通の充実に努めます。

- 茨城空港へのアクセス機能を強化するなど広域的な主要幹線道路網の整備要望活動の実施 4201②
- （仮称）石岡小美玉スマート I Cアクセス道路の早期完成に向けた整備促進 4201③
- 市内道路ネットワークを充実させる幹線道路の計画的な整備 4202①
- 安全性や快適性の向上を図る歩道整備の推進 4203②
- 「小美玉市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく橋梁の安全点検及び補修等の実施 4203④
- J R羽鳥駅の橋上化・自由通路・駅前広場の一体的整備の推進 4204②
- 安全で快適に移動できる持続可能な公共交通の確保 4204③
- 市循環バスの利用促進及び持続的な運行 4204④

基本施策3 公園・緑地・水辺の整備

自然と調和した水辺空間、特色ある茨城空港公園を小美玉市の地域資源として活用を図ります。

- 自然景観と調和した景観形成を前提とした水辺空間の整備の検討 4301②
- 市民や関係自治体などと連携した茨城空港公園での各種イベントの実施 4302②



基本施策 4 住環境・景観形成

小美玉市の魅力の一つである質の高い住環境について、情報の提供、高齢者や障がい者が暮らしやすい住環境の整備、空き家対策を推進し、さらに良好な住環境の形成を目指します。

- 定住のための住宅情報や空き家情報などの総合的な情報の提供 4401②
- 住宅リフォーム・バリアフリー化の促進など、誰もが安心して暮らせる住環境の整備 4401③
- 空き家の情報提供等、市内の活用可能な空き家の有効利用の促進 4404①
- 「小美玉市空家等対策計画」に基づく良好な住環境の維持 4404②



基本施策 5 茨城空港の利活用

茨城空港の利活用については、空港の利用促進だけでなく、地域の産業、観光資源、文化などの地域資源を発信する場として活用します。

- 小美玉市茨城空港利用促進協議会の活動支援 4501②
- 茨城空港ターミナルビルでのイベント開催による、特産品の周知とにぎわいづくりの推進及び地域資源の有効活用 4501③



基本施策 6 農業の振興

経営面の支援等を通して担い手を確保し、職業としての農業が定着する環境づくりに努めます。また、6次産業化、ブランド化等、農業の多様な展開を支援します。土地利用の視点から遊休農地の発生防止・解消等、適正な利用を支援します。

- 就農して間もない新規就農者の農業経営支援 4601①
- 認定農業者の確保と、関係機関と連携した営農指導による農家の育成 4601②
- 主食用米に偏らない多様な米生産の推進 4602②
- 小美玉市の畜産物・農作物の6次産業化の推進とブランド強化の取組の支援及び「小美玉ブランド」の知名度向上 4603①
- 魅力ある農業体験ができるシステムの構築による都市と農村の交流 4603⑤
- 市と農業委員会・団体等の連携による農地の適正利用支援 4605④



基本施策 7 商業・工業の振興・企業誘致の推進

市内企業が担い手・働き手を確保するとともに異業種間の情報交換等により市全体の企業活動の活性化、新たな展開への支援を行います。また、茨城空港と石岡小美玉スマートＩＣを結ぶエリア、茨城空港テクノパークへの企業誘致を積極的に推進します。

- 中小企業の担い手育成、起業などの新たな商業展開支援 4701①
- 企業ニーズに即した新たな優遇制度の検討の推進と、融資制度の活用促進 4702①
- 「小美玉市フレッシューズ応援事業」としての各企業及び農業後継者等の若者を対象とした、異業種間交流の場や情報交換の機会の提供 4702③
- 茨城空港と石岡小美玉スマートＩＣを結ぶ道路の周辺地域への積極的な企業誘致の推進 4703①
- 企業側が求める優遇措置の具体化等による、茨城空港テクノパークへの積極的な企業誘致の推進 4703②



基本施策 8 観光の振興

小美玉市の産業、観光、スポーツ、文化等を観光資源とし、市民一人ひとりが観光大使となるような地域づくりを目指します。また、市内の様々な観光資源を活用し、積極的な情報発信によるＰＲを推進します。

- 文化・農林漁業・商工業・環境・スポーツなど地域の関連事業者や住民等の多様な関係者を幅広く巻き込んだ観光地域づくり 4801①
- 様々な場と機会を活用したシビックプライドを育てるしかけづくり 4801②
- 地域の様々な観光資源の魅力を生かし、地域が一体となった魅力的な観光資源の活用方法の充実 4802①
- 体験型観光及びアグリツーリズムの受け入れ態勢の整備及び情報発信 4802②
- 空のえき「そ・ら・ら」を拠点とした小美玉ブランドの発信 4802③
- 茨城空港を核とし、周辺自治体とも広域連携した観光情報の積極的なＰＲ 4803①





基本施策1 自然・地球環境の保全

地球環境の変化を食い止めるため、市ができることを着実に実行します。また、市民が安心して暮らせる環境を守るため、適切な情報の提供に努めます。

- エコドライブによる公用車の使用燃料の削減と適正化及び低炭素化の推進 5101③
- 放射線への市民の不安解消を目指した継続的な環境放射線モニター測定等の実施 5104③



基本施策2 循環型社会の形成

持続可能な循環型社会の形成を目指し、ごみの減量化を推進します。

- 広域化によるスケールメリットを生かしてコストを抑えたごみ処理の効率化の促進 5201①



基本施策4 上・下水道の整備

安全・安心なおいしい水を提供できるよう、上水道施設の計画的な整備を推進します。また、下水道事業の効率的な運営と計画的な経営基盤の強化を図ります。

- 老朽配水管から耐震性の高い配水管への移行 5401①
- 浄配水施設等の計画的な改修及び維持管理の強化 5401②
- 施設利用の変化を見据えた経済的・効率的な整備と、農業集落排水施設の統合等地域特性に応じた整備手法の検討 5403①
- 下水道施設の強化等、災害対策の計画的な実施 5404③



基本施策5 防災対策の充実

市民の防災意識を高め、災害対策に自分ごととして対応できるよう、地域防災力の向上に努めます。また、大規模災害等に対する備えを強化し、災害時の公的な支援の充実を図ります。

- 防災訓練や防災講習会による地域防災力の向上及び防災思想の普及 5501①
- 緊急災害時における迅速かつ確実な情報伝達を目的とした国・県・関係機関との広域的な防災体制の充実・強化 5501②
- 食料や災害対応機材などの備蓄品の拡充及び流通備蓄品の確保 5501③
- 大規模災害や他国からの武力攻撃発生などの緊急時における多様な情報伝達手段を活用した情報提供 5503①



基本施策 6 消防・救急体制の充実

災害時の迅速かつ確実な対応に欠かせない消防団の充実を支援し、消防力の強化を図ります。また、自治組織と連携し、火災予防対策に努めます。

- 消防団の充実強化・活性化と新入団員の確保 5601④
- 火災予防知識の普及の推進と住宅用火災警報器の普及促進 5602①



基本施策 7 交通安全・生活安全対策の充実

交通安全施設の整備を計画的に進め、歩行者の安全を確保します。また、防犯対策に欠かせない地域コミュニティ等による地域防犯体制を強化し、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

- 歩道、横断歩道、道路標識、信号機などの交通安全施設の整備 5703①
- 自警団やコミュニティなどの防犯ネットワーク及び防犯設備の強化による地域における自主的な防犯活動の支援 5704②





資料編

資 料 編

- 1 市民アンケート調査結果の概要
- 2 策定の経緯
- 3 諮問・答申
- 4 条例等
 - ・小美玉市自治基本条例
 - ・小美玉市総合計画審議会条例
 - ・総合計画策定委員会設置要綱
- 5 審議会委員名簿
 - ・小美玉市総合計画審議会委員名簿

1 市民アンケート調査結果の概要

① アンケート調査概要

■調査対象者

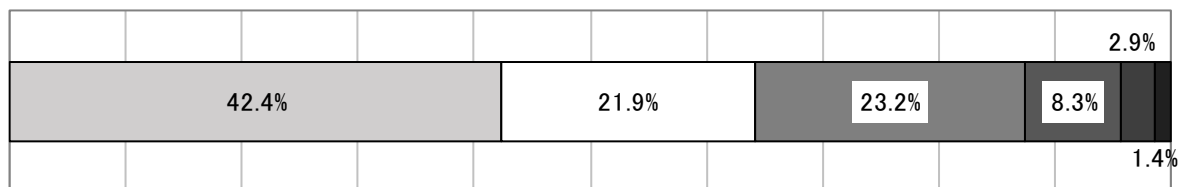
- ・市内在住の18歳以上の男女 2,000人（住民基本台帳から無作為に抽出）

■調査方法・調査期間・配布・回収数

- ・郵送による配布・回収（無記名）
- ・平成28年7月28日（水）～平成28年8月20日（土）
- ・配布数：2,000票／回収数：645票／回収率：32.3%

② 市民アンケート調査結果概要

■小美玉市に住み続けたいですか



□ 住み続けたい

□ 当分住み続けたい

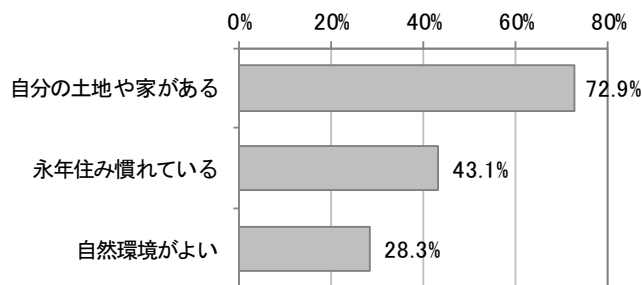
■ どちらとも言えない

■ できれば住み続けたくない

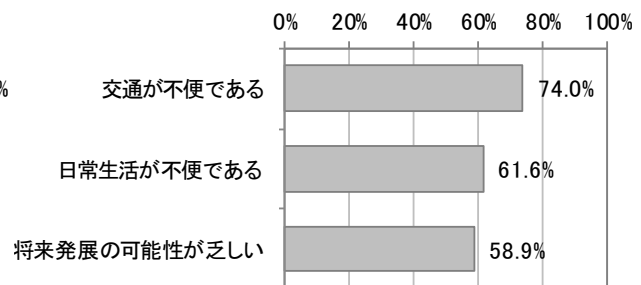
■ 住み続けたくない

■ 無回答

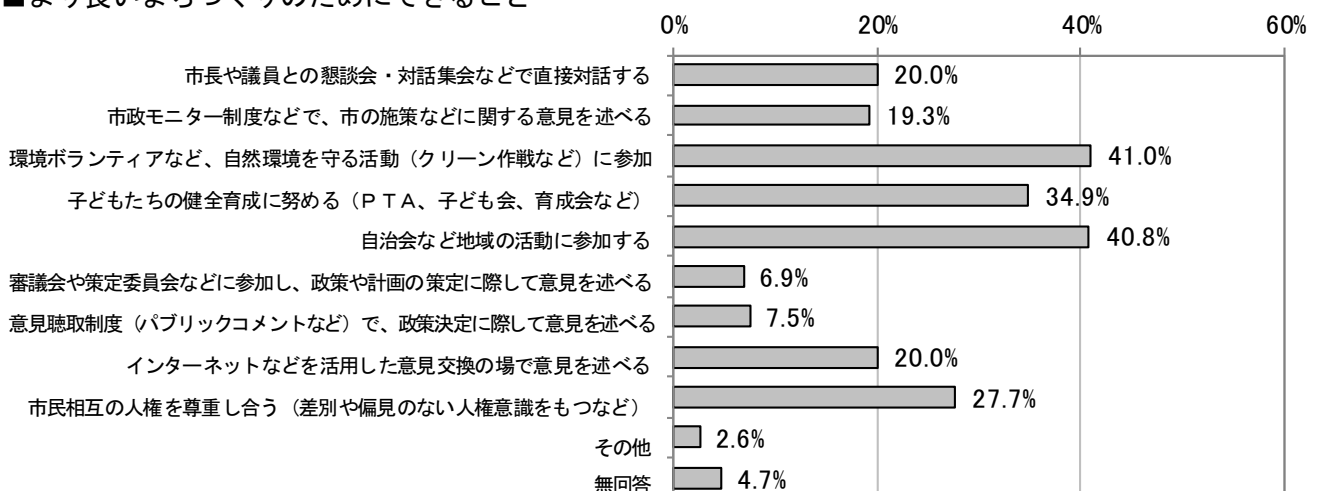
■住み続けたい理由（上位3項目）



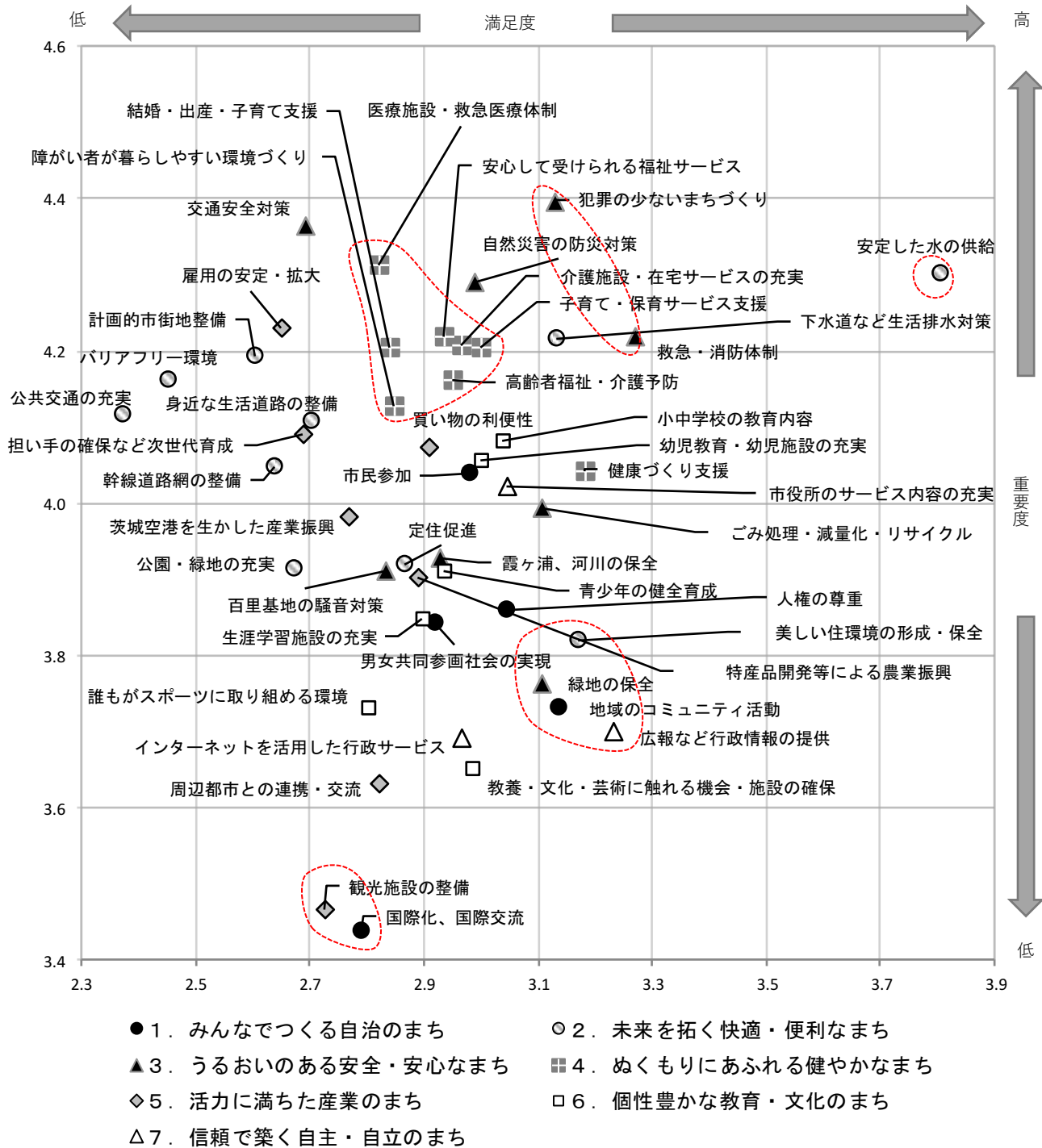
■住み続けたくない理由（上位3項目）



■より良いまちづくりのためにできること



■施策ごとにみた小美玉市の満足度・重要度



「未来を拓く快適・便利なまち」の公共交通の充実、バリアフリー環境の整備、計画的市街地整備、身近な生活道路の整備、幹線道路網の整備や、「活力に満ちた産業のまち」の雇用の安定・拡大、担い手の確保などの次世代育成は、重要度は高いが満足度が低く、総合的なニーズが高く、改善効果が高いと考えられます。また、「うるおいのある安全・安心なまち」の救急・消防体制、犯罪の少ない安全なまちづくりや、「未来を拓く快適・便利なまち」の安定した水の供給は、重要度・満足度ともに高く、総合的評価が高い項目となっています。

2 策定の経緯

■平成 28 年度

開催年月日・期間	会議等種別	内容・事項
平成 28 年 7月5日	○第1回策定委員会	・策定方針について ・策定委員会のスケジュールについて ・アンケート・ワークショップについて
7月28日～8月20日	□市民アンケート調査	・市内在住 18 歳以上の男女 2,000 人 ・回収率 32.3%
8月4日～8月22日	・各課達成度調査	・後期基本計画の達成状況について、調査票調査の実施
10月6日～10月7日	□市民・団体グループヒアリング	・5分野のカテゴリーでヒアリング実施 - A 保健・福祉・医療関係 - B 産業振興 - C 教育・文化 - D 防災・安全 - E 地域まちづくり
10月16日	□第1回まちづくりワークショップ	・安全・安心、活力などテーマ別に小グループによるワークショップを実施 ・小美玉市のダイヤモンドを見つける ・小美玉市のダイヤモンドを磨いて、光をあてる！
11月29日	○第2回策定委員会	・市民意向調査結果概要について ・小美玉市を取巻く状況について ・後期基本計画の達成状況について
12月27日	●第1回審議会	・策定方針について ・小美玉市を取り巻く状況について ・市民意向等の結果概要 ・後期基本計画の達成状況について
12月27日	・市長ヒアリング	・市民意識調査・達成度状況調査結果 ・将来人口について ・小美玉市が目指すビジョンについて ・長期的に取り組むべき政策について
平成 29 年 1月15日	□第2回まちづくりワークショップ	・小グループによるワークショップ ・小美玉市の将来像を考える ー将来のまちをイメージしてスローガンをつくるー
2月20日	○第1回幹事会	・策定方針について ・小美玉市を取り巻く状況について ・市民意向等の結果概要 ・後期基本計画の達成状況について
3月1日	○第3回策定委員会	・計画策定にかかる課題整理について ・基本構想の骨子案について
3月23日	●第2回審議会	・計画策定にかかる課題整理について ・基本構想の骨子案について

■平成 29 年度

開催年月日・期間	会議等種別	内容・事項
平成 29 年 4月 27 日	・各課原案調査説明会	・各課原案作成に係る説明会の開催
5月 25 日～5月 31 日	・各課原案ヒアリング	・担当課による基本計画原案に対する聞き取り調査
6月 23 日	◆全員協議会 報告	・基本構想（案）について
7月 18 日	○第4回策定委員会	・基本構想（案）について ・基本計画（骨子案）について
7月 24 日	◆全員協議会 報告	・基本構想（案）について ・基本計画（骨子案）について
8月4日	●第3回審議会	・基本構想（案）について ・基本計画（骨子案）について
10月 17 日, 18 日, 20 日	□地域別市民懇談会	・17 日 小川地区（アピオス） ・18 日 玉里地区（コスモス） ・20 日 美野里地区（みの～れ）
11月 7日	○第5回策定委員会	・小美玉市第2次総合計画（案）について
11月 16 日	●第4回審議会	・小美玉市第2次総合計画（案）について
11月 30 日	◆全員協議会 報告	・パブリックコメントの実施について ・小美玉市第2次総合計画（素案）
12月 18 日～ 平成 30 年 1月 25 日	□市民意見公募 （パブリックコメント）	・小美玉市第2次総合計画（素案）
2月6日	○第6回策定委員会	・パブリックコメントの結果について ・小美玉市第2次総合計画（原案）
2月 14 日	●第5回審議会	・パブリックコメントの結果について ・小美玉市第2次総合計画（原案） ・答申
3月2日	◆全員協議会報告	・小美玉市第2次総合計画（案）について
3月2日	◆議案上程	・小美玉市第2次総合計画基本構想（案）
3月 23 日	◆議案可決	・小美玉市第2次総合計画基本構想（案）

- 市民参画
- ◆ 小美玉市議会
- 小美玉市総合計画審議会
- 小美玉市総合計画策定委員会

3 諮問・答申

① 諮問書

小美玉企調第 154号

平成28年 12 月 27 日

小美玉市総合計画審議会会長 様

小美玉市長 島田穰 一

小美玉市第2次総合計画の策定について(諮問)

小美玉市第2次総合計画の策定に関し、小美玉市総合計画審議会条例(小美玉市条例第25号)第2条の規定に基づき、次のとおり貴審議会に諮問します。

諮問理由

小美玉市では、平成 20 年度から平成 29 年度を計画期間とする「小美玉市総合計画」に基づき、「人が輝く 水と緑の交流都市」の将来像の実現に向けて、計画的な行財政運営を進めてきました。

この間、少子高齢化の進行や、価値観・ライフスタイルの多様化、IT環境の急激な進歩・普及、グローバル化の進展など、社会情勢はより著しく変化しており、将来の見通しが立てにくいなか、国は地方経済の活性化を大きな政策課題の一つとして掲げ、すべての自治体が地方創生に取り組んでおり、本市においても、他自治体同様に、より戦略的な計画の立案や、効率的で柔軟な行財政運営が必要となっています。

平成 18 年の合併から 10 年が経過した現在、成熟した市政及び市民意識により、全市が 1 つとなって、より効率的な行財政運営の実現が可能な段階となってきたと考えられます。これらのことを十分に生かしながら、今後の社会情勢を的確に捉え、新たな時代に対応できるまちづくりを進めるため、平成 30 年度を初年度とする「小美玉市第 2 次総合計画」の策定に関し、小美玉市総合計画審議会に諮問し、意見を求めるものです。

② 答申書

平成 30 年 2 月 14 日

小美玉市長 島田 穰一 様

小美玉市総合計画審議会会長 馬渡 剛

小美玉市第2次総合計画の策定について(答申)

小美玉市総合計画審議会条例(小美玉市条例第 25 号)第2条の規定により、平成 28 年 12 月 27 日に諮問のあった「小美玉市第2次総合計画」について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、概ね妥当であると判断しましたので、別添のとおり答申します。

なお、計画の推進にあたっては、以下の事項に留意して、将来像である『「ひと もの 地域」が輝き はばたくダイヤモンドシティ～見つける。みがく。光をあてる。～』の実現に向けて、創意工夫をもって取り組まれるよう要望します。

記

- 1 本計画の推進にあたっては、基本施策ごとの基本方針に基づき着実な施策展開を心掛けるとともに、施策目標及び個別施策の進行管理を実施し、P D C Aサイクルによる継続的な改善を図りながら施策・事業の推進に努めること。
- 2 本計画の推進にあたっては、まちづくりの基本理念である「チャレンジ」、「シビックプライド」、「情報発信」の観点からも、市民協働により一層注力するよう努めること。
- 3 本計画の推進にあたっては、「小美玉市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」、「小美玉市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ダイヤモンドシティ・プロジェクト」における政策（結婚・子育て支援・地域の魅力づくり・雇用創出・定住促進など）を包括し、すべての部門において、その実現を目指して取り組むこと。
- 4 社会情勢の変化に対し、本計画による対応が困難と判断された場合は、迅速かつ柔軟に新たな対応策を検討し取り組むこと。

以上

4 条例等

① 小美玉市自治基本条例

平成 19 年 12 月 20 日

条例第 26 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)

第 2 章 市民(第 5 条—第 7 条)

第 3 章 市議会(第 8 条—第 10 条)

第 4 章 行政(第 11 条・第 12 条)

第 5 章 市政運営

第 1 節 運営の原則(第 13 条—第 17 条)

第 2 節 運営の管理(第 18 条—第 22 条)

第 6 章 その他(第 23 条—第 25 条)

附則

前文

私たちのまち小美玉市は、平成 18 年 3 月 27 日に小川町、美野里町及び玉里村が合併して、新たな第一歩を踏み出しました。市は茨城県のほぼ中央に位置し、南部は日本で第二位の広さを誇る霞ヶ浦に面する、水と緑と美しい空気に恵まれた平坦な地域です。

私たちは豊かな自然を守り、歴史、伝統を継承し、市民がいきいきと輝き心豊かに暮らせるまち、快適で住みやすいまちづくりを目指します。

そのためには、私たち自身がまちづくりの主体であることを改めて認識し、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参画していく必要があります。

私たちは、個人の尊厳と基本的人権が尊重され、自らの意思、行動と責任に基づいてまちづくりを行っていくことを自治の基本理念とし、情報共有、参画及び協働を基本原則として、市のあり方、市民のあり方、市政運営等の基本を定め、市民自治によるまちづくりを推進するため、ここに小美玉市自治基本条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、小美玉市の自治の基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務並びに市及び市議会の責務等、市政運営の原則を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

(条例の位置づけ)

第 2 条 この条例は、本市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃及び運用にあたっては、この条例に最大限適合しなければならない。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、又は働く者、学ぶ者並びに市内において活動を行う企業や NPO 法人、ボランティア団体をいう。
- (2) 市議会 小美玉市議会及び小美玉市議会議員をいう。
- (3) 市 地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する市の執行機関を含めた地方公共団体としての小美玉市をいう。
- (4) まちづくり 快適に暮らせる生活環境及び安心して活動することのできる安全な地域社会を創るために行う公共的な活動をいう。
- (5) 協働 地域の課題の解決を図るため、それぞれの役割と責任のもとで、まちづくりのために共に考え、協力し、行動することをいう。

(基本原則)

第4条 市及び市民は、次に掲げる原則に基づき市政運営を行うこととする。

- (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
- (2) 参画の原則 市民参画のもとで市政が行われること。
- (3) 協働の原則 協働してまちづくりを行うこと。

第2章 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、安全で安心な生活を送る権利を有する。

- 2 市民は、市議会及び市の保有する情報を知る権利を有する。
- 3 市民は、市政運営に参画する権利を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、自治の基本理念に基づき、まちづくりに取り組む責務を有する。

- 2 市民は、政策形成等に参画する際、自らの発言行動に責任を持たなければならない。
- 3 市民は、次代を担う子どもたちの健全育成を図るため子どもたちが夢と希望をもって成長できるまちづくりを推進しなければならない。
- 4 市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有する。

(コミュニティ)

第7条 市は、協働のまちづくりを推進するため、コミュニティ活動の促進に必要な措置を講じなければならない。

- 2 市民は、地域住民の一員であるという認識のもと、幸福の実現のためコミュニティ活動に対して理解を深め、その活動に参加、協力しなければならない。

第3章 市議会

(市議会の権限)

第8条 市議会は、市の議決機関であり、市政運営を監視し、政策の立案等を行う権限を有する。

(市議会の責務)

第9条 市議会は、市民からの信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、その機能を十分に果たすよう運営しなければならない。

- 2 市議会は、保有する情報を市民と共有し、開かれた議会運営を行わなければならない。

(市議会議員の責務)

第10条 市議会議員は、自治の基本理念に基づき、市の総合的な発展を考慮し、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、誠実に職務を遂行しなければならない。

第4章 行政

(市長の責務)

第11条 市長は、市の代表者として地方自治法に規定されている権限を行使し、市民の信託に応えるため公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市長は、全市民を対象にした協働のまちづくりを行わなければならない。

3 市長は、市政の基本方針、政策を明らかにし、効率的な市政運営に努めなければならない。

(職員の責務)

第12条 職員は、この条例に定める事項を自覚し、市民の視点に立って、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力向上に努めなければならない。

第5章 市政運営

第1節 運営の原則

(総合計画)

第13条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、基本構想及びその実現のための基本計画等をまとめた総合計画を策定しなければならない。

2 市は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

3 市は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。

(財政)

第14条 市は、総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画に基づき、健全で持続可能な財政運営を行うよう努めなければならない。

2 市は、財政状況に係る情報、予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。

(情報共有等)

第15条 市は、市民の知る権利を保障し、市政に関する情報の公開に努めなければならない。

2 市民は、まちづくりに関する情報を積極的に提供し、情報共有によるまちづくりに努めなければならない。

(個人情報保護)

第16条 市は、保有する個人情報について必要な措置を講じなければならない。

(行政手続)

第17条 市は、市民の権利利益の保護に資するため、行政手続に関し、共通する事項を定めることによって、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

第2節 運営の管理

(説明責任)

第18条 市は、政策の実施状況や評価について、市民に説明しなければならない。

2 市は、市民からの市政に関する質問、意見、要望等に対し、速やかにかつ誠実に応えるよう努めなければならない。

(危機管理)

第 19 条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命、財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、危機管理の体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。

(協働)

第 20 条 市及び市民は、相互理解と信頼関係のもとにまちづくりを進めるため、協働するよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する協働を推進するにあたり、市民の自発的な活動を支援するよう努めなければならない。
この場合において、市の支援は市民の自主性を損なうものであってはならない。

(男女共同参画)

第 21 条 まちづくりへの参画は男女の平等を基本とし、共同で参画することを原則としなければならない。

(パブリックコメント)

第 22 条 市は、重要な事案等の策定にあたり、公正の確保と透明性の向上を図るため、事前に案を公表し、市民から提出された意見を考慮して、意思決定をしなければならない。

第 6 章 その他

(国、茨城県及び関係地方公共団体等との連携)

第 23 条 市は、国、茨城県及び関係地方公共団体等と相互に連携を図りながら適切に対処するよう努めなければならない。

(市民の日)

第 24 条 市は、市民が市の歴史を知り自治の意識を高め、まちづくりの主体であることを確認する日として市民の日を設ける。

(委任)

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

② 小美玉市総合計画審議会条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 25 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に基づき、小美玉市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、小美玉市総合計画に関する事項について、調査審議し、答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が任命する。

(1) 市議会議員

(2) 識見を有する者

(3) 関係機関及び市民等

(任期)

第 4 条 審議会委員の任期は、2 年とし再任を妨げない。

2 補欠によって就任したものの任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 5 条 審議会に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員会)

第 6 条 審議会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の構成員は、審議会委員のうちから会長が委嘱する。

3 専門委員会は、市長から諮問を受けた特定事案について調査審議し、会長を通し市長に答申する。

(会長及び副会長)

第 7 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 8 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

③ 小美玉市総合計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 7 月 19 日

訓令第 94 号

(設置)

第 1 条 小美玉市総合計画の策定について必要な事項を調整・協議するため、小美玉市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 小美玉市総合計画策定についての方針
- (2) 基本構想、基本計画及び実施計画に関する事項
- (3) その他総合計画策定についての重要な事項

(構成)

第 3 条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長には副市長、副委員長には教育長、委員には各部局支所長等をそれぞれ充てるものとし、その他必要に応じ、委員長が認めた者とする。

3 委員長は、策定委員会の会務を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 策定委員は、市長が任命する。

(部会等)

第 4 条 策定委員会の補助機関として部会及びワーキングチームを置く。

2 部会は課長の職にある者、ワーキングチームは課長補佐以下の職にある者をもって構成する。

3 部会に部会長を置くものとし、部会長は委員長が指名するものとする。

(会議の開催)

第 5 条 策定委員会の会議は委員長が、部会及びワーキングチームにあっては、当該部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

(意見の聴取等)

第 6 条 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、関係機関、団体、職員及び有識者等を出席させ、事案について説明又は意見を求めることができる。

(委託)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、専門的機関へ策定に必要な調査・検討を委託することができる。

(庶務)

第 8 条 策定委員会の庶務は、企画調整課において行う。

(その他)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 7 月 19 日から施行する。

附 則(平成 18 年訓令第 120 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

5 審議会委員名簿

① 小美玉市総合計画審議会委員名簿

選 出 区 分	役職名	氏 名
(1) 市議会議員		市 村 文 男
〃		藤 井 敏 生
〃		笹 目 雄 一
〃		大和田 智弘
〃		戸 田 見 成
(2) 識見を有するもの	会 長	馬 渡 剛
(3) 関係機関及び市民等		信 戸 勲
〃		北 村 一 郎
〃		立 原 陽 子
〃		菊 地 方 美
〃		小 島 健 一
〃		竹 内 昌 信
〃	副会長	三 輪 挺 子
〃		白 根 澤 勝
〃		佐 久 一 雄
〃		澤 畠 照 子
〃		清 水 英 樹
〃		佐 賀 弘 美
〃		大曾根 光江
〃		前 野 恵 美 子





第2次小美玉市総合計画 2018-2027
「ひと もの 地域」が輝き はばたくダイヤモンドシティ

平成30年3月
茨城県 小美玉市 企画財政部 企画調整課
〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉835
TEL 0299-48-1111 FAX 0299-48-1199
URL <http://city.omitama.lg.jp>
